## 平成二十三年政令第百十二号 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法

する。 係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法内閣は、東日本大震災の被災者等に係る国税関 律第二十九号)の規定に基づき、この政令を制定 律の臨時特例に関する法律施行令

目次

第一章 総則(第 一条)

所得税法等の特例 (第二条—第十五条

第三章

第四章 相続税法等の特例 (第二十七条—第1

第五章 登録免許税法等の特例 三十二条の二) 十九条の七) (第三十条—第

第六章 第 t 消費税法等の特例(第三十三条 十一条) —第四

章災害被害者に対する租税の減免、徴収 条·第四十三条) 猶予等に関する法律の特例(第四十)

#### 第一 章 総則

第一条 この政令において、「東日本大震災」と う。) 第二条第一項に規定する東日本大震災を 律の臨時特例に関する法律(以下「法」とい は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法

2 次章において、次の各号に掲げる用語の意義 当該各号に定めるところによる。

得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金 林所得、雑所得、 産又は総所得金額をいう。 林所得の金額、譲渡所得の金額、減価償却資 得、不動産所得の金額、事業所得の金額、山 産、不動産所得、事業所得、山林所得、雑所 申告書、修正申告書、更正請求書、棚卸資 法第二条第二項各号に規定する居住者、確定 額、減価償却資産又は総所得金額 それぞれ 求書、棚卸資産、 小書、棚卸資産、不動産所得、事業所得、山居住者、確定申告書、修正申告書、更正請 不動産所得の金額、事業所

二 利子所得の金額、配当所得の金額、給与所 得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金 十三号)第二編第二章第二節第一款に規定す それぞれ所得税法(昭和四十年法律第三 2

> 得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額 る利子所得の金額、配当所得の金額、給与所

(昭和二十二年政令第二百六十八号。以下徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令 規定する給与等をいう。 「災害減免令」という。)第三条の二第一項に 給与等災害被害者に対する租税の減免、

に規定する公的年金等をいう。 公的年金等 災害減免令第三条の二第 一項

法人税法等の特例(第十六条—第二十 る報酬等をいう。 報酬等 災害減免令第八条第三項に規定す

3

申告書、中間申告書又は減価償却資産をいう。等、法人課税信託、棚卸資産、事業年度、確定 号まで又は第十号に規定する人格のない社団 とは、それぞれ法第二条第三項第一号から第六 申告書」、「中間申告書」又は「減価償却資産」 課税信託」、「棚卸資産」、「事業年度」、「確定 第三章において「人格のない社団等」、「法人

囲等) (雑損控除の特例の適用を認められる親族の範

第二条 二十項、第二十五条の十二の二第二十二項、第用する場合を含む。)、第二十五条の十一の二第 得金額の合計額(租税特別措置法施行令(昭和 親族は、居住者と生計を一にする配偶者その他 かの判定は、平成二十三年三月十一日の現況に のとする。この場合において、居住者と生計を る合計額をいう。) が三十八万円以下であるも ある場合には、これらの規定により読み替えら 六十一号)附則第十八条第六項、第二十六条第 令の一部を改正する政令(平成二十年政令第百 四項(同令第二十五条の十一第五項において準 第二十条第四項(同令第二十一条第七項におい 三十二年政令第四十三号)第四条の二第六項、 規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所 和四十年政令第九十六号)第二百五条第一項に の親族で平成二十二年分の所得税法施行令(昭 れた所得税法施行令第二百五条第一項に規定す 二項若しくは第二十八条第四項の規定の適用が て準用する場合を含む。)、第二十五条の八第十 二十六第十一項の規定又は租税特別措置法施行 一にする配偶者その他の親族に該当するかどう 一十六条の二十三第六項若しくは第二十六条の 法第四条第一項に規定する政令で定める

前項に規定する親族と生計を一にする居住者が 所得税法施行令第二百五条第二項の規定は、

において、同条第二項中「法第七十二条第一 二人以上ある場合について準用する。この場合 損控除の特例)」と読み替えるものとする。 成二十三年法律第二十九号)第四条第一項 係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平 項」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に (雑

3 法律(昭和二十二年法律第百七十五号。以下こ害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する の適用については、当該親族資産損失額が生じ の章において「災害減免法」という。)の規定 生じた年分の所得税に係る所得税法及び災害被 二十三年分以後の年分で当該親族資産損失額が きは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成 おいて「親族資産損失額」という。)があると 第一項に規定する親族の有する同条第一項に規 損失対象金額のうちにその者と生計を一にする 除された金額に係る法第四条第一項に規定する 第四条第一項の規定の適用を受けた場合におい た年において生じなかったものとみなす。 定する資産について生じたもの(以下この項に 居住者が平成二十二年分の所得税について法 所得税法第七十二条第一項の規定により控

第三条 法第四条第一項に規定するやむを得ない 支出とする。 二百六条第一項第一号から第三号までに掲げる 支出で政令で定めるものは、所得税法施行令第 (雑損控除の特例の対象となる雑損失の範囲等)

2 得税法施行令第二百六条第二項の規定の適用に 二条第一項の規定が適用される場合における所 又は更正請求書の提出の日の前日までにしたも 除の特例)に規定する確定申告書、修正申告書 のに限る。)」とする。 の臨時特例に関する法律第四条第二項(雑損控 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 ついては、同項中「支出」とあるのは、「支出 法第四条第一項の規定により所得税法第七十

4 3 計算する場合について準用する。 この条において「特例損失金額」という。)を 法第四条第一項に規定する特例損失金額(以下 所得税法施行令第二百六条第三項の規定は、

じた雑損失の金額(同法第二条第一項第二十六 規定する損失の金額をいう。次項において同 じ。)とがある場合におけるその年において生 額と他の損失金額(特例損失金額以外の同項に 号に規定する雑損失の金額をいう。次項にお その年において生じた所得税法第七十二条第 項に規定する損失の金額のうちに特例損失金

とする。 て同じ。) は、特例損失金額から順次成るも

6 5 るところにより計算される金額は、同号の損失 いては、他の雑損失金額から順次控除する。 得税法第七十二条第一項の規定による控除に の雑損失金額」という。)とがあるときは、 もの(以下この項及び次条第二項において「他 特例損失金額に係るものと他の損失金額に係る 法第四条第三項第二号に規定する政令で定め 前項の場合において、雑損失の金額のうちに 所

れる金額に相当する金額)を基礎として計算し 規定)を適用した場合にその資産の取得費とさ ものである場合には、同法第六十一条第三項 失の生じた日にその資産の譲渡があったものと を生じた時の直前における同号の資産の価 た金額とする。 十二月三十一日以前から引き続き所有してい みなして同項の規定(その資産が昭和二十七年 する資産である場合には、当該価額又は当該損 (その資産が所得税法第三十八条第二項に規定を生じた時の直前における同号の資産の価額

(雑損失の繰越控除の特例)

第四条 法第五条第一項の規定により所得税法第 内」とあるのは、「前年以前五年内」とする。 同条第一項各号及び第二項中「前年以前三年 法施行令第二百四条の規定の適用については、 七十一条の規定を適用する場合における所得税

及び第二項の規定を適用する。 ものとして、所得税法施行令第二百四条第一項 額は当該特定雑損失金額よりも古い年に生じた 規定する他の純損失金額の生じた年がその者の 者の有する他の雑損失金額又は第九条第七項に 有する特定雑損失金額(法第五条第一項に規定 は、当該他の雑損失金額又は当該他の純損失金 て同じ。)の生じた年又はその翌年であるとき する特定雑損失金額をいう。以下この条におい 前項の規定の適用がある場合において、その

3 得税法第六十九条」と、「前年以前三年内」と 用される場合を含む。以下この条にお 法律第二十九号)第五条第一項の規定により適 係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年 第二十六条の七の二の規定の適用については、 ける租税特別措置法施行令第二十六条の七及び じ。)」と、「同法第六十九条」とあるのは「所 同令第二十六条の七第二項中「若しくは第七十 一条第一項」とあるのは「若しくは第七十一条 法第五条第一項の規定の適用がある場合にお (東日本大震災の被災者等に係る国税関

とあるのは「前年以前五年内」とする。 の臨時特例に関する法律第五条第一項の規定に 項」とあるのは「若しくは第七十一条第一項 条の七の二第二項中「若しくは第七十一条第一 あるのは「前年以前五年内」と、同令第二十六 て同じ。)」と、「同法第六十九条」とあるのは より適用される場合を含む。以下この条におい (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 「所得税法第六十九条」と、「前年以前三年内」

- 置法施行令第二十六条の七及び第二十六条の七よりも古い年に生じたものとして、租税特別措 の二の規定を適用する。 第二十六号)第四十一条の五第四項又は第四十者の有する租税特別措置法(昭和三十二年法律 該通算後譲渡損失の金額は当該特定雑損失金額 金額の生じた年又はその翌年であるときは、当 の金額の生じた年がその者の有する特定雑損失 一条の五の二第四項に規定する通算後譲渡損失 前項の規定の適用がある場合において、その 2
- あるのは「所得税法第七十一条第一項又は」と 項において同じ。)の」と、「同項又は同法」と の規定により適用される場合を含む。以下この (平成二十三年法律第二十九号) 第五条第一項 等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 は「第七十一条第一項(東日本大震災の被災者 年以内」と、「第七十一条第一項の」とあるの は、同条第五項中「三年以内」とあるのは「五 ける災害減免法第三条の規定の適用について 法第五条第一項の規定の適用がある場合にお
- により適用される場合を含む。)」とする。 る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 七十一条第一項(東日本大震災の被災者等に係 内」と、「第七十一条第一項」とあるのは「第 条第二項中「三年以内」とあるのは「五年以 免令の規定の適用については、災害減免令第九 (棚卸資産の損失に含まれるやむを得ない支出 二十三年法律第二十九号)第五条第一項の規定 前項の規定の適用がある場合における災害減

第五条 法第六条第一項に規定するやむを得ない 支出で政令で定めるものは、所得税法施行令第

2 得の金額の計算上必要経費に算入する同項に規 て、同項の規定によりその者の同年分の事業所 第六条第一項の規定の適用を受ける場合におい 二百三条各号に掲げる費用の支出とする。 居住者が平成二十二年分の所得税について法

> 補塡される部分の金額は、その者の同年分の事 業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する より補塡される部分の金額があるときは、当該 害賠償金、見舞金その他これらに類するものに 定する棚卸資産損失対象額のうちに保険金、 損

(固定資産に準ずる資産の範囲等)

|第六条 法第六条第二項に規定する政令で定める とする。 条第二項又は第四項(被災事業用資産の損失の 係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第六 規定する資産について生じたこれらの規定に規 条の規定は、法第六条第二項から第四項までに 第一項第二十号に規定する繰延資産をいう。 生ずべき事業に係る繰延資産(所得税法第二条 資産は、不動産所得、事業所得又は山林所得を じた日の属する年の前年分」と読み替えるもの 資産震災損失額又は業務用資産震災損失額が生 必要経費算入に関する特例等)に規定する固定 分」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に び業務用資産震災損失額を計算する場合につい 定する固定資産震災損失額、山林震災損失額及 だ必要経費に算入されていない部分とする。 九条第一項第二号において同じ。)のうち、 二条第三号中「当該損失の生じた日の属する年 て準用する。この場合において、同令第百四十 所得税法施行令第百四十二条及び第百四十三 第 ま

第七条 削除

(純損失の繰戻しによる還付の請求の特例)

第八条 法第六条第一項から第三項までの規定の 申告書又は更正請求書」として、同条及び同法 る法律(平成二十三年法律第二十九号)第六条 十五号に規定する純損失の金額をいう。以下こじた純損失の金額(所得税法第二条第一項第二 適用を受ける居住者の平成二十二年において生 第百四十二条の規定を適用する。 第五項(被災事業用資産の損失の必要経費算入 被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関す れている場合を除く。)には、東日本大震災の けるべき金額の計算の基礎となつたものが含ま 失の繰戻しによる還付)の規定により還付を受 書」とあるのは、「(第百四十二条第二項(純損 得税法第百四十条第一項中「には、当該申告 の条及び次条において同じ。)については、所 に関する特例等)に規定する確定申告書、修正

2 その年において生じた純損失の金額のうち 法第七条第四項第三号に規定する被災純損

> 外の純損失の金額から順次成るものとする。 る場合における所得税法第百四十二条第二項の となる純損失の金額は、当該被災純損失金額以 規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎 定純損失金額に該当するものを除く。)とがあ 金額及び同条第二項に規定する平成二十三年特 失金額と当該被災純損失金額以外の純損失の金 (純損失の繰越控除の特例) (同条第一項に規定する平成二十三年純損失

第九条 法第七条第一項各号に規定する政令で定 める金額は、次の各号に掲げる資産の区分に応 じ当該各号に定める金額とする。

- 取得費とされる金額に相当する金額 は第二項の規定を適用した場合にその資産の ったものとみなして同法第三十八条第一項又 による損失が生じた日にその資産の譲渡があ に規定する固定資産をいう。) 東日本大震災 固定資産(所得税法第二条第一項第十八号
- 金額 経費に算入される金額の累積額を控除した 所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要 前年以前の各年分の不動産所得の金額、事業 本大震災による損失が生じた日の属する年の 費として所得税法第五十条の規定により東日 繰延資産 その繰延資産の額からその償却
- 2 当該補塡される部分の金額を控除した金額)に る保険金、損害賠償金その他これらに類するも る場合であって、当該棚卸資産震災損失額に係 る純損失の金額は、その者のその年において生 のにより補塡される部分の金額があるときは、 額(当該被災事業用資産震災損失合計額のうち た同号に規定する被災事業用資産震災損失合計 じた純損失の金額のうち、その年において生じ 達するまでの金額とする。 に同号に規定する棚卸資産震災損失額が含まれ 法第七条第四項第三号に規定する政令で定め
- 4 3 第二百三条各号に掲げる費用の支出とする。 い支出で政令で定めるものは、所得税法施行令 法第七条第四項第四号に規定するやむを得な
- ある場合における同号に規定する事業資産震災 らに類するものにより補塡される部分の金額が 災損失額に係る保険金、損害賠償金その他これ の金額は、棚卸資産震災損失額に含まれないも 損失額の計算においては、当該補塡される部分 のとする。 法第七条第四項第四号に規定する棚卸資産震
- 5 る純損失の金額は、その者の平成二十三年にお 法第七条第四項第六号に規定する政令で定め

四条第二項の規定の適用については、これらの 失の金額に達するまでの金額とする。 生じた所得税法第七十条第二項各号に掲げる損 所得税法第七十条の規定を適用する場合におけ いて生じた純損失の金額のうち、同年において る所得税法施行令第二百一条第一項及び第二百 法第七条第一項から第三項までの規定により

- 7 以前五年内」とする。 規定中「前年以前三年内」とあるのは、「前 前項の規定の適用がある場合において、
- 規定を適用する。 行令第二百一条第一項及び第二百四条第二項 よりも古い年に生じたものとして、 当該他の雑損失金額は当該特例対象純損失金 に規定する他の雑損失金額の生じた年がその者 以下この項において同じ。)又は第三条第五項 金額」という。)以外の純損失の金額をいう。 失金額(以下この条において「特例対象純損失 額、被災純損失金額及び平成二十三年特定純損ら第三項までに規定する平成二十三年純損失金 者の有する他の純損失金額(法第七条第一項 の翌年であるときは、当該他の純損失金額又は の有する特例対象純損失金額の生じた年又はそ 所得税法施
- 8 あるのは「前年以前五年内」とする。 得税法第六十九条」と、「前年以前三年内」 得税法第六十九条」と、「前年以前三年内」とじ。)」と、「同法第六十九条」とあるのは「所 法律第七条第一項から第三項までの規定により 災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する とあるのは「同法第七十条(東日本大震災の被 第二十六条の七の二第二項中「同法第七十条」 がある場合における租税特別措置法施行令第二 適用される場合を含む。以下この条において同 用については、同令第二十六条の七第二項及び 十六条の七及び第二十六条の七の二の規定の 法第七条第一項から第三項までの規定の適用
- の特例又は所得税額の特別控除) 七及び第二十六条の七の二の規定を適用する。 算後譲渡損失の金額の生じた年がその者の有す 項又は第四十一条の五の二第四項に規定する通 者の有する租税特別措置法第四十一条の五第四 (震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除 のとして、租税特別措置法施行令第二十六条の 該特例対象純損失金額よりも古い年に生じたも る特例対象純損失金額の生じた年又はその翌年 であるときは、当該通算後譲渡損失の金額は当 前項の規定の適用がある場合において、その
- 第十条 法第八条第一項に規定する政令で定める 著しい被害は、被災者生活再建支援法施行令

規定する被害とする。 (平成十年政令第三百六十一号)第一条各号に

2 別措置法第八条の四第三項第三号、第二十八条 び山林所得金額の合計額とする。 第一号に規定する総所得金額、退職所得金額及 より読み替えられた所得税法第七十八条第一項の規定の適用がある場合には、これらの規定に を含む。)又は第四十一条の十四第二項第四号 第三十七条の十二第四項において準用する場合 を含む。)、第三十七条の十第六項第五号(同法 の四第五項第二号、第三十一条第三項第三号 所得金額及び山林所得金額の合計額は、 (同法第三十二条第四項において準用する場合 法第八条第二項に規定する総所得金額、 租税特 退職

十二条第一項に規定する所得税額から控除す 額は、同項に規定するその年分の所得税法第九 法第八条第二項の規定による控除をすべき金

4 震災関連寄附金の額を控除した金額をいう」と 三年法律第二十九号)第八条第一項に規定する 税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十 四十一条の十八の二第二項及び第四十一条の十 については、同法第四十一条の十八第二項、第 八から第四十一条の十八の三までの規定の適用 る場合における租税特別措置法第四十一条の十 「合計額から東日本大震災の被災者等に係る国 八の三第一項中「合計額をいう」とあるのは、 法第八条第一項又は第二項の規定の適用があ 8

条の二十八の三の規定の適用については、同条 た金額をいう」とする。 第一項に規定する震災関連寄附金の額を控除し る国税関係法律の臨時特例に関する法律第八条 第六項第二号イ中「合計額をいう」とあるの る場合における租税特別措置法施行令第二十六 法第八条第一項又は第二項の規定の適用があ 「合計額から東日本大震災の被災者等に係

法律第八条第二項中「受けるもの」とあるのは 災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する 条の規定の適用については、所得税法」と、 係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第八 とあるのは「並びに東日本大震災の被災者等に ついては、同条第六項中「規定並びに」とある ける租税特別措置法第四条の五の規定の適用に 「とする」とあるのは「と、東日本大震災の被 法第八条第二項の規定の適用がある場合にお は「規定、」と、「の適用については、同法」

等の金額に相当する部分」と、「同条第一項第 「受けるもの及び租税特別措置法第四条の五第 第一号」とする」とする。 一号」とあるのは「所得税法第七十八条第一項 項の規定の適用を受けた同項に規定する利子

(平成二十三年政令第百十二号) 第十条第六項国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 条第四項の規定により確定申告書に添付すべき 八条第二項の規定が適用される場合における同 の規定により読み替えて適用される法第四条の のは「書類又は東日本大震災の被災者等に係る 定の適用については、同条第十五項中「書類又 ける租税特別措置法施行令第二条の三十六の規 書類に」とする。 に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 五第六項の規定により東日本大震災の被災者等 は」とあるのは「書類、」と、「書類に」とある 法第八条第二項の規定の適用がある場合にお

税関係法律の臨時特例に関する法律第八条第二 とあるのは「規定、」と、「規定を」とあるのは 条の三第二項、第五条の四第九項、第五条の五 条の七までの規定の適用については、同令第五 法」とする。 項の規定を」と、「同法」とあるのは「所得税 「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国 第二項及び第五条の七第一項中「規定並びに」 第八項、第五条の六第五項、第五条の六の二第 ける租税特別措置法施行令第五条の三から第五 六項、第五条の六の三第五項、第五条の六の四 法第八条第二項の規定の適用がある場合にお

(非居住者への適用)

第十一条 第二条から第九条までの規定は、非居 及び所得税の額を計算する場合について準用す 非居住者をいう。)に課する所得税の課税標準 住者(所得税法第二条第一項第五号に規定する

第十二条 平成二十二年分の所得税について法第 書又は修正申告書の提出前に平成二十三年に支 申告書を提出する場合において、当該確定申告 四条第一項の規定の適用を受けようとする者 特例の適用があった場合の徴収猶予の特例等) 払を受けるべき給与等、公的年金等又は報酬等 が、同条第二項に規定する確定申告書又は修正 用する場合を含む。)、第八条第三項又は第十条 (これらの規定を災害減免令第六条において準 につき災害減免令第四条第一項若しくは第三項 (平成二十二年分の所得税について雑損控除の

> 災害減免法第三条第二項から第五項までの規定 告書の提出の日において現に当該申請書に係る 額については、当該確定申告書又は修正申告書 収の猶予に係る次の各号に掲げる期間又は限度 長に提出し、かつ、当該確定申告書又は修正申 第一項に規定する申請書を納税地の所轄税務署 生じたものとみなす。 の提出の日において、当該各号に定める事実が による徴収の猶予を受けているときは、当該徴

第二百三条の二又は第二百四条第一項の規定 含む。)の通知に係る所得税法第百八十三条、 条又は第八条第四項において準用する場合を による徴収を猶予すべき期間

二 災害減免令第四条第三項(災害減免令第六 る徴収を猶予すべき期間 当該期間の終了 条において準用する場合を含む。)の証票に 記載された所得税法第百八十三条の規定によ 災害減免令第十条第二項の通知に係る同項

公的年金等又は報酬等の金額が当該徴収猶予 れた給与等(日雇給与(災害減免令第四条第 限度額に達したこと。 いて同じ。)を除く。次項において同じ。)、 に規定する徴収猶予限度額 その者に支払わ 一項に規定する日雇給与をいう。第三項にお

災害減免令第十条第二項の証票に記載され

2 た者があるときは、その者について所得税法第 なった旨を、当該徴収を猶予していた給与等、 百八十三条、第二百三条の二又は第二百四条第 は第三号に定める事実が生じたものとみなされ 公的年金等又は報酬等の支払者に通知するもの 項の規定による徴収を猶予すべき理由がなく 税務署長は、前項の規定により同項第一号又

3 規定する証票を、税務署長に返還しなければな 徴収猶予期間が記載されているこれらの規定に らの規定に規定する徴収を猶予すべき期間又は 号に定める事実が生じたものとみなされるこれ 者は、第一項の規定により同項第二号又は第四 受ける者であるときは、当該日雇給与を受ける 規定による徴収の猶予を受けている日雇給与を する者が災害減免法第三条第二項又は第五項の 第一項の確定申告書又は修正申告書の提出を

4 る災害減免令第九条第二項の規定の適用につい 第一項の申請書を提出したときは、その者に係 年に災害減免令第九条第二項に規定する繰越雑 生じたものとみなされた者について平成二十三 定」とあるのは、「この号及び第三条の二第一 繰越雑損失の金額を基として災害減免令第十条 損失の金額がある場合において、その者が当該 ては、同項第一号及び第二号中「この号の規 第一項の規定により同項各号に定める事実が

災害減免令第四条第二項(災害減免令第六 当該期間の

項から第五項まで又は前条第一項の規定」とす

5

た同項に規定する徴収猶予期間 当該期間の

猶予を受けているときは、当該徴収の猶予に係 日において現に当該申請書に係る災害減免法第 条第一項に規定する更正通知書の送達があった 規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出合を含む。)、第八条第三項又は第十条第一項に 三条第二項から第五項までの規定による徴収の の規定を災害減免令第六条において準用する場 害減免令第四条第一項若しくは第三項(これら るべき給与等、公的年金等又は報酬等につき災 正請求書の提出前に平成二十三年に支払を受け 更正の請求に係る法第四条第二項に規定する更 る場合に限る。)を受けた場合において、当該 請求に基づき、法第四条第一項の規定を適用す 又は第二十六条の規定による更正(当該更正 は、当該更正通知書の送達があった日にお る第一項各号に掲げる期間又は限度額について し、かつ、当該更正に係る国税通則法第二十八 て、当該各号に定める事実が生じたものとみな 〔昭和三十七年法律第六十六号〕第二十三条第 項の更正の請求をした者が、同法第二十四条 項の規定の適用を受けるために国税通則 平成二十二年分の所得税について法第四条第

6 の適用がある場合について準用する。 第二項から第四項までの規定は、前項の規定

用する場合を含む。)、第八条第三項又は第十条 含む。)、第五条(災害減免令第六条において準 免令第四条第一項若しくは第三項(これらの規 出の日以後に、同条第一項に規定する損失対象 とするものに限る。)を提出した者は、その提 定を災害減免令第六条において準用する場合を 金額が平成二十三年に生じたものとして災害減 正請求書(同条第一項の規定の適用を受けよう 二項に規定する確定申告書、修正申告書又は更 平成二十二年分の所得税について法第四条第

ない。第一項に規定する申請書を提出することはでき

(特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除) は、事業と準ずるものとして政令で定めるものは、事業と称するに至らない建物及びその附属設備の貸付がその他これに類する行為で相当の対価を得てけその他これに類する行為で相当の対価を得てけるの他これに類する行為で相当の対価を得ては、特定復興産業集積区域において機械等を取得

- 2 法第十条第一項に規定する政令で定める要件 は、第一号に掲げる要件(同項に規定する建築 3 は、第一号に掲げる要件(同項に規定する建築 3 法第十条第一項に規定する政令で定める事業として財務省令で定める事業の用に供する建物及びその附属設備にあっては、第二号に掲げる要件(同項に規定する政令で定める要件 3 法第十条第一項に規定する政令で定める要件
- 満たすこと。であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかをであり、かつ、次に掲げる要件のいずれかを号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物号)第二条第五号の二に規定する耐火建築基準法(昭和二十五年法律第二百一
- ること。
- れていること。用に供することができる屋上広場が設けら用に供することができる屋上広場が設けられていること。
- 建築物整備事業を施行する土地の区域 (以下この項において「建築物整備事業区域の面積のうちに占める割合が百分 事業区域の面積のうちに占める割合が百分 事業区域の面積のうちに占める割合が整備 事業区域の面積のうちにおいて同じ。)の を備事業区域の面積のするにおける当該建築物 を備事業区域内において建設されたもので を備事業区域内において建設されたもので

- る公共施設の用に供される土地の面積の当口 建築物整備事業区域内において整備され

されたものであること。
る割合が百分の三十以上である場合における割合が百分の三十以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設

- ハ 建築物整備事業区域内において整備され 建築物整備事業区域内において整備から控 は、その年分の所得税法第九十二条第二項に おいて建設されたものであること。いて建設されたものであること。いて建設されたものであること。いて建設されたものであること。いて建設されたものであること。いて建設されたものであること。いて建築物整備事業区域内において整備され 建築物整備事業区域内において整備され
- ・ この事後(芸秀・彦寺・真こ見を上の事を政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の4 法第十条第三項に規定する所得税の額として
- で、第十条の五の五第三項、第十条の五の六第四項、第十条の五の四第一項から第四項ま 供した特定機械装置等(同条第一項に規定す じ。)をいう。以下この項において同じ。)を う。以下第十二条の三の三までにおいて同 十九の三第一項から第八項まで並びに第四十 第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、 第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八 第七項から第九項まで、第四十一条第一項、 三項、第十条の四の二第三項、第十条の五第 第十条の三第三項及び第四項、第十条の四第 別措置法第十条第一項、第四項及び第七項、 三及び第百六十五条の六の規定並びに租税特 九十三条、第九十五条、第百六十五条の五の の規定並びに税額計算特例規定(所得税法第 額控除に関する規定(同条第三項及び第四項 ある場合 (第三号に掲げる場合を除く。) て同じ。) が不動産所得の基因となる資産で る特定機械装置等をいう。以下この項におい をいう。以下この項において同じ。)の用に その事業(法第十条第一項に規定する事業 条の十九の四第一項及び第二項の規定をい 項及び第二項、第十条の五の三第三項及び 税

- 一 その事業の用に供した特定機械装置等が事額の占める割合を乗じて計算した金額 がよりに関する場合を除く。) 税額控除に関する規定 を適用しないで計算したその年分の総所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、配当 新得の金額の二分の一に相当する金額及び は所得の金額の合計額のうちに事業所得の金額、配当 である場合を除く。) 税額控除に関する規定 とである場合(次号に とである場合(次号に とである場合(次号に とである場合(次号に とである場合(次号に とである場合(次号に を適用しないで計算した金額 がある額の一に相当する金額及び は所得の金額の合計額のうちに事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額
- 三 その事業の用に供した特定機械装置等が不る場合 税額控除に関する規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得の金額、預の額に利子所得の金額、配当所得の金額、税の額に利子所得の金額、事業所得の金額、給与所不動産所得の金額、譲渡所得の金額、配当所得の金額、高速所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、該渡所得の金額、中所得の金額の合計額の方とに不動産所得の金額及び事業所得の金額の合計額の方とに不動産所得の金額及び事業が不の合計額の方とに不動産所得の金額の合計額の方とも、
- 5 法第十条第四項の規定による控除をすべき 額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に 規定する課税総所得金額に係る所得税額から 除する。この場合において、当該所得税額から 控除をすべき同条第三項の規定による控除をすべ 額及び法第十条第三項の規定による控除をすべ き金額があるときは、まず当該配当控除の額及 び同項の規定による控除をすべき金額があるときは、まず当該配当控除の も、次に同条第四項の規定による控除をすべき を額を控除する。
- に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所| 号に規定する所有権移転外リース取引とする。適用しないで計算したその年分の総所得金額| は、所得税法施行令第百二十条の二第二項第五じ。)をいう。以下この項において同じ。)を 6 法第十条第六項に規定する政令で定めるもの

た場合の特別償却又は所得税額の特別控除)(企業立地促進区域等において機械等を取得し

業立地促進区域の変更により企業立地促進区業立地促進区域の変更により新たに企業立地保進区域の変更により新たに企業を関について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四号イからホま除区域等に係る同法第四条第四号イからホま除区域等に係る同法第四条第四号イからホま除区域等に係る同法第四条第四号イからホまにの域がでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後七年を経過する日までの期間れか遅い日以後七年を経過する日までの期間れか遅い日以後七年を経過する日までの期間に対して、

ら当該変更について同条第七項において準用 業立地促進計画の福島復興再生特別措置法第 域に該当しないこととなる区域 当該提出企 する同条第四項の規定による提出のあった日 十八条第四項の規定による提出のあった日か

当該記載されたものに限る。)とする。 省令で定める書類の交付を受けた場合における 切に実施していることを証する書類として財務 類に記載されたもの(当該報告につき、当該個 項の規定による報告に係る財務省令で定める書 第一欄に掲げる個人の同法第七十五条の四第一復興庁令で定める減価償却資産のうち、同号の 置、建物及びその附属設備並びに構築物その他 別措置法第七十五条の二に規定する機械及び装 規定する政令で定めるものは、福島復興再生特 人が同号の第四欄に規定する特定事業活動を適 法第十条の二第一項の表の第二号の第五欄に 6 5

3 別措置法第八十五条第一項に規定する提出新産規定する政令で定める期間は、福島復興再生特 当該各号に定める期間とする。 変更に係る次の各号に掲げる区域の区分に応じ (以下この項において「計画区域」という。)の号に規定する新産業創出等推進事業促進区域 う。) に定められた同法第八十四条第二項第一 て「提出新産業創出等推進事業促進計画」とい 業創出等推進事業促進計画(以下この項におい 法第十条の二第一項の表の第三号の第二欄に 7

一当該提出新産業創出等推進事業促進計画の 提出」という。)があったことにより新たに 域に該当することとなった区域である場合に 変更の提出があったことにより新たに計画区 による提出のあった日(当該除外区域が他の 復興再生特別措置法第八十四条第四項の規定 該提出新産業創出等推進事業促進計画の福島 下この号において「除外区域」という。) 当 計画区域に該当しないこととなった区域(以 変更について変更の提出があったことにより った日から令和八年三月三十一日までの期間 計画区域に該当することとなった区域(次号 定による提出(以下この項において「変更の 四条第七項において準用する同条第四項の規 変更について福島復興再生特別措置法第八十 は、当該他の変更の提出のあった日) 当該提出新産業創出等推進事業促進計画の 掲げる区域を除く。) 当該変更の提出のあ から当

4 復興庁令で定める減価償却資産のうち、同号の 別措置法第八十五条の五に規定する機械及び装 規定する政令で定めるものは、福島復興再生特 画に記載されたものとする。 項に規定する認定新産業創出等推進事業実施計 第一欄に掲げる個人の同法第八十五条の二第六 置、建物及びその附属設備並びに構築物その他 法第十条の二第一項の表の第三号の第五欄に

ら控除する。この場合において、当該所得税額 控除をすべき金額を控除する。 控除し、次に法第十条の二第三項の規定による 除の額があるときは、まず当該配当控除の額を から控除をすべき同条第三項に規定する配当控 項に規定する課税総所得金額に係る所得税額か き金額は、その年分の所得税法第九十二条第二 法第十条の二第三項の規定による控除をすべ

うちに事業所得の金額の占める割合を乗じて計一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額の 算した金額とする。 額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産 計算したその年分の総所得金額に係る所得税の の規定並びに税額計算特例規定を適用しないで して政令で定める金額は、同項及び同条第四項 額、譲渡所得の金額、一時所得の金額の二分の 所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金 法第十条の二第三項に規定する所得税の額と

除の額及び同項の規定による控除をすべき金額除をすべき金額があるときは、まず当該配当控 き金額は、その年分の所得税法第九十二条第二 を控除し、次に同条第四項の規定による控除を 除の額及び法第十条の二第三項の規定による控 から控除をすべき同条第三項に規定する配当控 ら控除する。この場合において、当該所得税額 項に規定する課税総所得金額に係る所得税額か すべき金額を控除する。 法第十条の二第四項の規定による控除をすべ

定、」と、「規定を」とあるのは「規定並びに東条の三第八項中「規定並びに」とあるのは「規 時特例に関する法律第十条の二第三項及び第四日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨 の適用については、租税特別措置法施行令第五 がある場合における事業所得税額計算特例規定 法第十条の二第三項又は第四項の規定の適用

第十二条の二の三 法第十条の二の二第一項及び 合の特別償却又は所得税額の特別控除) (避難解除区域等において機械等を取得した場

第三項に規定する政令で定める期間は、

該変更の提出のあった日までの期間

拠点区域」という。)の変更に係る次の各号に 区域(以下この項において「認定特定復興再生 復興再生計画」という。)に記載された同法第 る認定特定復興再生拠点区域復興再生計画(以 興再生特別措置法第十七条の五第一項に規定す 掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める期間 十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点 下この項において「認定特定復興再生拠点区域

日以後七年を経過する日までの期間 避難等指示が解除された日又は同条第四号ハ の認定があった日のいずれか早い日から当該 示」という。) が解除された日又は当該変更 条第四号イ、ロ、ニ若しくはホに掲げる指示 条に規定する避難解除区域等(次号において に掲げる指示が解除された日のいずれか遅い なる区域 当該区域に該当する同法第三十六 認定特定復興再生拠点区域に該当することと (以下この号及び次号ロにおいて 「避難等指 つき福島復興再生特別措置法第十七条の四第 「避難解除区域等」という。)に係る同法第四 一項の変更の認定があったことにより新たに 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に

定復興再生拠点区域に該当しないこととなる 区域 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ つき福島復興再生特別措置法第十七条の四第 一項の変更の認定があったことにより認定特 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に

法第十七条の二第六項の認定があった日か 復興再生計画につき福島復興再生特別措置 なる場合 当該認定特定復興再生拠点区域 ら当該変更の認定があった日までの期間 区域が避難解除区域等に該当しないことと

解除された日のいずれか遅い日以後七年を日又は同法第四条第四号ハに掲げる指示が 経過する日までの期間 か早い日から当該避難等指示が解除された 生計画につき福島復興再生特別措置法第十 除区域等に係る避難等指示が解除された日 七条の二第六項の認定があった日のいずれ 又は当該認定特定復興再生拠点区域復興再 イに掲げる場合以外の場合 当該避難解

福島復 2

次に定める期間

当該変更の認定があったことにより当該

第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税 、べき金額は、その年分の所得税法第九十二条 法第十条の二の二第三項の規定による控除を

額として政令で定める金額は、同項及び同条第 定による控除をすべき金額を控除する。 当控除の額があるときは、まず当該配当控除 税額から控除をすべき同条第三項に規定する配 額から控除する。この場合において、当該所得 額を控除し、次に法第十条の二の二第三項の規 法第十条の二の二第三項に規定する所得税の

第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税 金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額の二分 動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の 税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、 四項の規定並びに税額計算特例規定を適用しな すべき金額は、その年分の所得税法第九十二条 計算した金額とする。 のうちに事業所得の金額の占める割合を乗じて の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計 いで計算したその年分の総所得金額に係る所得 法第十条の二の二第四項の規定による控除を 不

る控除をすべき金額を控除する。 当控除の額及び法第十条の二の二第三項の規定 税額から控除をすべき同条第三項に規定する配 べき金額を控除し、次に同条第四項の規定によ 該配当控除の額及び同項の規定による控除をす による控除をすべき金額があるときは、まず当 額から控除する。この場合において、当該所得

の臨時特例に関する法律第十条の二の二第三項に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 第五条の三第八項中「規定並びに」とあるのは 規定の適用については、租税特別措置法施行令 適用がある場合における事業所得税額計算特例 及び第四項の規定を」とする。 「規定、」と、「規定を」とあるのは「規定並 法第十条の二の二第三項又は第四項の規定

第十二条の三 法第十条の三第一項に規定する政 を雇用した場合の所得税額の特別控除) (特定復興産業集積区域において被災雇用者等

令で定める者は、次に掲げる者とする。

所在する事業所に雇用されていた者 特別区域基本方針に即して内閣総理大臣が定 第百二十二号)第三条第一項に規定する復興 をその区域とする市町村の区域であって東日 める区域をいう。 本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律 区域(東日本大震災により被害を受けた地域 平成二十三年三月十一日において特定被災 次号において同じ。)内に

一 平成二十三年三月十一日において特定被災 区域内に居住していた者

- 2 法第十条の三第一項の規定による控除をすべき金額を控除する。 この場合において、当該所得税額の控除する。この場合において、当該所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除し、次に法第十条の三第一項の規定による控除をすべき金額を控除し、次に法第十条の三第一項の規定による控除をすべき金額を控除する。
- a 法第十条の三第一項に規定する所得税の額と して政令で定める金額は、同項の規定及び税額 の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業 額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業 額、一時所得の金額の二分の一に相当する金額 び雑所得の金額の合計額のうちに事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。
- 4 法第十条の三第一項の規定の適用がある場合における事業所得税額計算特例規定(租税特別措置法第十条の三第八項中「規定並びに」とあるのは「規定、」と、「規定を除く。次条第九項及び第十二条の三の三第六項において同じ。)の適用については、租税特別措置法施行令第五条の三第八項中「規定並びに第十一条の五のは「規定、」と、「規定を」とあるのは「規定、」と、「規定を」とあるのは「規定、」と、「規定を」とあるのは「規定、」と、「規定を」とあるのは「規定、」と、「規定を」とあるのは「規定、」と、「規定を」とあるのは「規定、の適用である場合と対象の。第一項の規定を」とする。
- 等を雇用した場合の所得税額の特別控除)
  (企業立地促進区域等において避難対象雇用者
  (な業立地促進区域等において避難対象雇用者
  方 内閣総理大臣は、第一項第一号の規定により
- 第十二条の三の二 法第十条の三の二第一項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の三の二第一項の規定による控除をすべき金額を控除する。
- の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、「特別の総所得金額に係る所得税の額に利子所得を額として政令で定める金額は、同項の規定及び、会議として政令で定める金額は、同項の規定及び、金額として政令で定める金額は、同項の規定及び、金額として政令で定める金額は、同項の規定及び、金額として政令で定める金額は、同項の規定及び、金額という。

- る。 な額の占める割合を乗じて計算した金額とする。 の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする金額、一時所得の金額の合計額のうちに事業所得の金額、一時所得の金額、論を所得の金額、譲渡所得の金額、譲渡所得の金額、譲渡所得の金額、譲渡所得の金額、譲渡所得の金額、譲渡所得の金額、譲渡所得の金額、譲渡所得の
- 欄に規定する政令で定める期間は、福島復興再 た日のいずれか遅い日以後七年を経過する日ま 号イからホまでに掲げる指示の全てが解除され 規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四 業立地促進区域に該当する同条第二項第二号に 規定による提出のあった日から同日又は当該企 業立地促進区域」という。)の同欄の変更につ 第十八条第二項第二号に規定する企業立地促進 業立地促進計画」という。)に定められた同法 業立地促進計画(次項第二号において「提出企 生特別措置法第十九条第一項に規定する提出企 での期間とする。 いて同条第七項において準用する同条第四項の 区域(以下この項及び次項第二号において「企 法第十条の三の二第一項の表の第一号の第一 7
- 該各号に定める期間とする。 期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当掲げる場合とし、同欄に規定する政令で定める欄に規定する政令で定める欄に規定する政令で定める場合は、次の各号に 法第十条の三の二第一項の表の第一号の第二
- 一 法第十条の三の二第一項の表の第一号の第一法第十条の三の二第一項の表の第一号の第一機に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に提出企業立域が企業立地促進区域に該当しないこととなるものに限る。)があった場合 当該個人が当該認定を受けた日から当該変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出企業立て準用する同条第四項の規定による提出企業立工作の表の第一号の第一機に規定する記述を受けた日から当該認定を受けた日から当該変更に対している。
- とする。 横に規定する政令で定める者は、次に掲げる者 欄に規定する政令で定める者は、次に掲げる者と 法第十条の三の二第一項の表の第一号の第三

- 去
  育十条り三り二
  第一頁の長り第二号り
  第三 区域内に居住していた者一 平成二十三年三月十一日において避難対象
- 6 法第十条の三の二第一項の表の第二号の第三とする。
- 区域内に居住していた者
  二 平成二十三年三月十一日において福島県の
  二 平成二十三年三月十一日において福島県の
  三 平成二十三年三月十一日において福島県の
- 該各号に定める期間とする。掲げる場合とし、同欄に規定する政令で定める掲げる場合とし、同欄に規定する政令で定める欄に規定する政令で定める場合は、次の各号に表第十条の三の二第一項の表の第三号の第二
- までの期間 法第十条の三の二第一項の表の第三号の第 までの期間 といった場合 当該個人が当該認定をの二第四項に規定する認定事業者に該当しなの二第四項に規定する認定を事業者に該当しなの二第四項に規定する認定を受けた日から同日以後の一欄に規定する認定を受けた日から同日以後の二第一項の表の第三号の第 法第十条の三の二第一項の表の第三号の第
- 出のあった日までの期間 ないこととなるものに限る。) があった場合 号において同じ。)の変更(同欄に掲げる個 業創出等推進事業促進区域をいう。以下この 四条第七項において準用する同条第四項の規 計画」という。)の変更について同法第八十 号において「提出新産業創出等推進事業促進 出新産業創出等推進事業促進計画(以下この 生特別措置法第八十五条第一項に規定する提 五年を経過する日までの期間内に福島復興再 定められた同条第二項第二号に規定する新産 定による提出があったことにより計画区域 人の当該認定に係る区域が計画区域に該当し (当該提出新産業創出等推進事業促進計画に 一欄に規定する認定を受けた日から同日以後 当該個人が当該認定を受けた日から当該提 法第十条の三の二第一項の表の第三号の第

- 一、欠工場がお肴(分号工場がお肴を余く。) 三欄に規定する避難対象雇用者等 一、法第十条の三の二第一項の表の第一号の
- 際研究産業都市区域の区域内に居住していい では 一年成二十三年三月十一日において福島国口 平成二十三年三月十一日において福島国際研究産業都市区域」という。)の「福島国際研究産業都市区域」という。)の「福島国際研究産業都市区域」という。)の「福島国際研究産業都市区域」という。)へ 下に掲げる者(前号に掲げる者を除く。)
- 三 法第十条の三の二第一項の表の第三号の第一欄に掲げる個人の福島復興再生特別措置法事業に関する専門的な知識及び技能を必要と事業に関する専門的な知識及び技能を必要と事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者として財務省令で定めする業務に従事する者として財務省令で定める者(前二号に掲げる者を除く。)
- を」とする。 法第十条の三の二第一項の規定を」とする。 法第十条の三の二第一項の規定を」とあるのは「規定、」 
  「規定を」とあるのは「規定・」 
  と、「規定を」とあるのは「規定・」 
  と、「規定を」とあるのは「規定・」 
  と、「規定を」とあるのは「規定・」 
  と、「規定を」とあるのは「規定・」 
  と、「規定を」とあるのは「規定・」 
  は、租税特別措置法施行令第五条の三 
  については、租税特別措置法施行令第五条の三 
  については、租税特別措置法施行令第五条の三 
  については、租税特別措置法施行令第五条の三 
  の規定の適用がある 
  とする。

雇用した場合の所得税額の特別控除)(避難解除区域等において避難対象雇用者等を

- 第十二条の三の三 法第十条の三の三第一項に規定する政令で定める対象期間は、福島復興再生計画(次項において「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」という。)につき同法第十七条の四第一項の変更の認定があったことにより新たに同法第十七条の十三第一項に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画(次項において「避難解除区域等」という。)に係る同法第四条第四号イ、ロ、ニ若しくはホに係る同法第三十七条に規定する避難解除区域等と拠点区域に該当することとなる区域に該当する同法第三十七条に規定する避難解除区域等があった日のいずれか遅い日から当該指示が解除された日又は当該変更の認定があった日のいずれか遅い日が後七年を経過する日ま第十二条の三の三第一項に規第十二条の三の三第一項に規第十二条の三の三第一項に規第十二条の三の三第一項に規第十二条の三の三第一項に規第十二条の三の三第一項に規定を経過する日ま
- める場合は、同項の個人の事業所に係る次の各2 法第十条の三の三第一項に規定する政令で定

での期間とする。

る場合の区分に応じ当該各号に定める期間とすめる期間は、当該事業所に係る当該各号に掲げめる期間は、当該事業所に係る当該各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定

6

一 法第十条の三の三第一項に規定する確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に認定特定復興再生拠点区域が大きにより当該事業所の所在する区域が大きにとにより当該事業所の所在する区域が大きにといる場合である。 当該確認を受けた日から当該の東洋しがあったことにより当該事業所の所在する区域が大きにより当該事業所の所在する区域が大きにより当該確認を受けた日から当該の所名が表現の方に対している。

める者は、次に掲げる者とする。
・法第十条の三の三第一項に規定する政令で定

所在する事業所に勤務していた者号において「避難対象区域」という。)内にの三の三第一項に規定する避難対象区域(次の三の三第一項に規定する避難対象区域(次平成二十三年三月十一日において法第十条

区域内に居住していた者
「平成二十三年三月十一日において避難対象」

a 法第十条の三の三第一項に規定する所得税の 金額の占める割合を乗じて計算した金額とす の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、 事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額、 事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額、 の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、 の金額、一時所得の金額の合計額のうちに事業所得の金額の金額の占める割合を乗じて計算した金の規定及び 額として政令で定める金額は、同項の規定及び 額として政令で定める金額は、同項の規定及び 額として政令で定める金額は、同項の規定及び 額として政令で定める金額は、同項の規定及び

法第十条の三の三第一項の規定の適用がある法第十条の三の三第一項の規定を」とあるのは「規定並びに東日本と、「規定を」とあるのは「規定並びに東日本と、「規定を」とあるのは「規定・」とあるのは「規定・」とあるのは「規定・」とが、租税特別措置法施行令第五条の三第八項中「規定並びに」とあるのは「規定が適用がある場合における事業所得税額計算特例規定の適用がある法第十条の三の三第一項の規定の適用がある。

第十二条の四 法第十条の四第一項の規定により 械等を取得した場合の所得税額の特別控除)の項及び第四項(企業立地促進区域等において機 集積区域において機械等を取得した場合の所得る法律第十条第三項及び第四項(特定復興産業 条の三の二第五項及び第十条の三の三第四項の を含む。)」と、「(同項」とあるのは「(震災特 の規定、震災特例法第十条の三の二第一項の規は第四項の規定、震災特例法第十条の三第一項 項の規定、震災特例法第十条の二の二第三項又 災特例法」という。) 第十条第三項又は第四項 中「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定(東五条の七の規定の適用については、同条第一項 適用する場合における租税特別措置法施行令第 租税特別措置法第十条の六の規定を読み替えて 合の所得税額の特別控除)の規定、同法第十条 規定、同法第十条の二の二第三項及び第四項 税額の特別控除)の規定、同法第十条の二第三 規定を含む。)にかかわらず」と、「掲げる規 特例法第十条第十一項、第十条の二第九項、第 れた法第十条の六第一項」と、同条第二項中 例法第十条の四第一項の規定により読み替えら 定及び震災特例法第十条の三の三第一項の規定 の規定、震災特例法第十条の二第三項又は第四 時特例に関する法律(以下この条において「震 日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨 (避難解除区域等において機械等を取得した場 被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関す 定」とあるのは「掲げる規定(東日本大震災の 十条の二の二第九項、第十条の三第五項、第十 「規定にかかわらず」とあるのは「規定(震災 (所得税の額から控除される特別控除額の特例)

産の特別償却等)(特定復興産業集積区域における開発研究用資

2 法第十条の五第一項に規定する政令で定める 別に行われる試験研究とする。 別に行われる試験研究とする。 別に行われる試験研究とする。 は第十二条の五 法第十条の五第一項に規定する試

研究用資産の特別償却等) 研究用資産の特別償却等) 研究用資産の特別償却等(新産業創出等推進事業促進区域における開発の用に供される建物及び建物附属設備、構築の用に供される建物及び建物附属設備、構築の用に供される建物及び建物附属設備、構築の用に供される建物及び建物附属設備、構築の工第一項に規定する政令で定める

第十三条 法第十一条第一項に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画(以下この項において「計画区域」という。)の変更に係る次の各た同法第八十四条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進計画」という。)に定められた同法第八十四条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域(以下この項において「計画区域」という。)の変更に係る次の各人に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定めるの名が、

該変更の提出のあった日までの期間 は、当該他の変更の提出のあった日) 域に該当することとなった区域である場合に 変更の提出があったことにより新たに計画区 復興再生特別措置法第八十四条第四項の規定 該提出新産業創出等推進事業促進計画の福島 計画区域に該当しないこととなった区域(以 変更について変更の提出があったことにより った日から令和八年三月三十一日までの期間 計画区域に該当することとなった区域(次号 提出」という。)があったことにより新たに 定による提出(以下この項において「変更の 四条第七項において準用する同条第四項の規 変更について福島復興再生特別措置法第八十 による提出のあった日(当該除外区域が他の 下この号において「除外区域」という。) 当 に掲げる区域を除く。) 当該変更の提出のあ 当該提出新産業創出等推進事業促進計画の 当該提出新産業創出等推進事業促進計画の

験研究とする。

文令で定めるものは、前条第一項に規定する試して
と、法第十一条第一項に規定する試験研究として

得税額の特別控除)の規定を含む。)」とする。において避難対象雇用者等を雇用した場合の所

用した場合の所得税額の特別控除)の規定並び立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇除)の規定、同法第十条の三の二第一項(企業災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控の三第一項(特定復興産業集積区域において被の三第一項(特定復興産業集積区域において被

に同法第十条の三の三第一項(避難解除区域等

3 法第十一条第一項に規定する政令で定める減 法第十一条第一項に規定するものとして財務省令 国際競争力の強化に資するものとして財務省令 下ウエアのうち、新たな産業の創出又は産業の 下ウエアのうち、新たな産業の創出又は産業の 下ウエアのうち、新たな産業の創出又は産業の で定めるものとする。

(被災代替船舶の特別償却)

第十三条の二 法第十一条の二第一項に規定する漁船法政令で定めるものは、当該個人が有する漁船法政令で定対る漁船原簿に登録されているもの(以下この条において「船舶」という。)で東日本大震災に起因して当該個人の事業の用に供することができなくなったもの(以下この条において「被災船舶」という。)のその用に供することができなくなったもの(以下この条において「被災船舶」という。)のその用に供することができなくなったもの(以下この条において「被災船舶」という。)のその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される船舶(当該被災船舶に比して著しく信額なものその他当該被災船舶に比して著しく仕様が異なるものを除く。)とする。

第十三条の二の二 法第十一条の三に規定する政(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

る法律第十一条の二の規定 災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関す 次者等に係る国税関係法律の臨時特例に関す なおその効力を有するものとされる同法第十 なおその効力を有するものとされる同法第十 年法律第三号)附則第六十一条の規定により 所得税法等の一部を改正する法律(令和五 一 所得税法等の一部を改正する法律(令和五

れた場合の課税の特例)(被災した個人について債務処理計画が策定さ

第十三条の二の三 法第十一条の三の三に規定する政令で定める要件は、同条の債務処理に関する政令で定める要件は、同条の債務処理に関す

棚卸資産に準ずる資産で政令で定めるものは、第十三条の三 法第十一条の四第一項に規定する得の課税の特例)

(被災市街地復興土地区画整理事業による換

雑所得の基因となる土地及び土地の上に存する

渡した土地等の価額に乗じて計算した金額に相の額との合計額のうちに占める割合を、当該譲 当する部分とする。 の額又は法第十一条の四第一項の保留地の対価 価額と当該代替住宅等とともに取得した清算金 う。以下この項において同じ。)の価額が当該 た代替住宅等(同項に規定する代替住宅等をい 項に規定する土地等をいう。以下この条におい る部分は、換地処分により譲渡した土地等(同 て同じ。)のうち、当該換地処分により取得し 法第十一条の四第一項に規定する政令で定め

規定する譲渡土地等の同号に規定する取得価額 た金額とする。 の合計額に前項に規定する割合を乗じて計算し 等及び当該譲渡土地等の譲渡に要した費用の額 で定めるところにより計算した金額は、同項に 法第十一条の四第六項第一号に規定する政令 2

三十三条の四から第三十三条の六までの規定を ぞれ該当するものとみなして、同条及び同法第 該資産は同号に規定する土地の上にある資産 法第三十三条第四項第二号に掲げる場合に、当 は、当該補償金を取得する場合は租税特別措置 条第一項の規定による補償金を取得するとき おいて、当該資産の損失に対する同法第七十八 号)第七十七条の規定により除却される場合に 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九 るものの上にある資産 (棚卸資産を除く。) が 第一項の規定により譲渡がなかったものとされ に、当該補償金は同号に規定する補償金にそれ 個人が、その有する土地等で法第十一条の四

中「又は第三十七条の八の規定」とあるのは 三十五条の三第一項及び第三十六条の二第一項 四の規定」と、同法第三十五条の二第一項、第 において「震災特例法」という。)第十一条の 時特例に関する法律(以下第三十七条の五まで 日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨 定」とあるのは「第三十七条の八の規定又は東 は「、第三十三条」と、「第三十七条の八の規 条第二項第一号中「又は第三十三条」とあるの 条の五の規定の適用については、同法第三十五 十五条の三まで、第三十六条の二及び第三十七 合における租税特別措置法第三十五条から第三 「若しくは第三十七条の八の規定又は震災特例 法第十一条の四第一項の規定の適用がある場

法第十一条の四の規定」と、同法第三十七条の 条の四の規定」とする。 「第三十七条の規定若しくは震災特例法第十一 五第一項中「第三十七条の規定」とあるのは

特例) 土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の (被災市街地復興土地区画整理事業等のために

係る部分に限る。)の規定の適用がある場合に第十三条の四 法第十一条の五第一項(第一号に るのは、「規定又は東日本大震災の被災者等に の適用については、同項第一号中「規定」とあ おける租税特別措置法第三十四条第二項の規定 係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十 一条の五第一項第一号の規定」とする。

等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特 合における租税特別措置法第三十四条の二及び めに譲渡した場合に該当しないものとみなす。 の三第二項に規定する農地保有の合理化等のた のために買い取られる場合及び同法第三十四条 条の二第二項に規定する特定住宅地造成事業等 第三十四条の三の規定の適用については、 (帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地 に規定する買い取られる場合は、同法第三十四 法第十一条の五第二項の規定の適用がある場 同項

第十三条の五 法第十一条の六第一項に規定する 法人に帰属する旨の定めがあるものとする。 の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う の残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似 の定款において、その法人が解散した場合にそ 拠出をされているものに限る。)であって、そ 額の二分の一以上の金額が地方公共団体により 団法人(その設立当初において拠出をされた金 より保有されているものに限る。) 又は公益財 権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体に 政令で定める帰還・移住等環境整備推進法人 (被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特 は、公益社団法人(その社員総会における議決

とする。

第十三条の六 法第十一条の七第一項(同条第) 含む。)の規定の適用がある場合における租税 四項(同条第五項の規定により適用する場合を 項の規定により適用する場合を含む。)又は第 「第三十一条の三第二項」とあるのは「第三十 適用については、同法第三十七条の五第六項中 十一条の三及び第四十一条の十九の四の規定の 特別措置法第三十七条の五、第四十一条、第四

> 条第二十五項中「該当するもの」とあるのは の七第一項又は第四項の規定により読み替えて 条の」とあるのは「同条(震災特例法第十一条 とあるのは「第三十一条の三第一項」と、「同 第五項の規定により適用する場合を含む。以下 以下この項において同じ。)又は第四項(同条 適用する場合を含む。)の」と、同法第四十一 て適用される場合を含む。)」と、「同条第一項」 「該当するもの(震災特例法第十一条の七第一 「震災特例法」という。)第十一条の七第一項 この項において同じ。)の規定により読み替え (同条第二項の規定により適用する場合を含む。 条の三第二項(東日本大震災の被災者等に係 (同条第二項の規定により適用する場合を含

り読み替えて適用する場合を含む。)の規定の\_ 例法第十一条の七第一項又は第四項の規定によ 産又は資産に該当するものを含む。)」と、「のて適用されるこれらの規定に規定する居住用財 (同条第二項の規定により適用する場合を含む。当するもの(震災特例法第十一条の七第一項四第十二項中「該当するもの」とあるのは「該 む。)の規定の」と、同法第四十一条の十九の項の規定により読み替えて適用する場合を含 規定を震災特例法第十一条の七第一項又は第四む。)」と、「の規定の」とあるのは「(これらの 替えて適用されるこれらの規定に規定する居住以下この項において同じ。)の規定により読み 規定の」とあるのは「(これらの規定を震災特 第五項の規定により適用する場合を含む。以下 以下この項において同じ。)又は第四項(同条 用財産、資産又は譲渡資産に該当するものを含 この項において同じ。)の規定により読み替え む。以下この項において同じ。)又は第四項 (同条第五項の規定により適用する場合を含む。

2 て「居住不能家屋等」という。)を同条第二項条第五項に規定する旧家屋(以下この項においの用に供することができなくなった家屋又は同 政令で定める日は、同条第二項に規定する居住 又は第五項の被相続人がその取得(建設を含 る。ただし、当該居住不能家屋等が当該被相続 である場合には、当該各号に定める日とする。 む。以下この項において同じ。)をした日とす 人に係る次の各号に掲げる家屋に該当するもの 法第十一条の七第二項又は第五項に規定する 交換により譲渡をした家屋の取得をした日 八条第一項の規定の適用を受けたもの 交換により取得した家屋で所得税法第五十 2

贈者又は当該譲渡をした者が当該家屋の取得 当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係る遺 渡により取得した家屋 当該贈与をした者、 第八号)による改正前の所得税法第六十条第 法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律 一項各号に該当する贈与、相続、遺贈又は譲 昭和四十七年十二月三十一日以前に所得税

十条第一項各号に該当する贈与、相続、遺贈

昭和四十八年一月一日以後に所得税法第六

場合における租税特別措置法第三十七条の五第 第五項の規定により第一項の規定の適用がある 四十一条の五の二の規定を適用する場合におけ の二、第三十六条の五、第四十一条の五又は第 り租税特別措置法第三十一条の三、第三十六条 るこれらの規定及び法第十一条の七第二項又は 法第十一条の七第二項又は第五項の規定によ 係る遺贈者又は当該譲渡をした者が当該家屋 た者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈に 又は譲渡により取得した家屋 当該贈与をし の取得をした日

る日の翌日から起算するものとする。 条の七第二項又は第五項に規定する政令で定め 六項に規定する所有期間については、法第十 (買換資産の取得期間等の延長の特例)

第十四条 法第十二条第一項に規定する政令で定 の所轄税務署長の承認を受けた場合とする。 までの期間その延長が認められる場合を除く。) 定の適用により同項に規定する政令で定める日 第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業 三項の譲渡に係る土地等の買取りをする同条第 める場合は、租税特別措置法第三十一条の二第 所、事業所その他これらに準ずるものの所在 東日本大震災による被害により同月三十一日ま 二十三年十二月三十一日である場合(同項の規に係る同条第三項に規定する期間の末日が平成 であると認められるとして当該事業に係る事務 三項に規定する開発許可等を受けることが困難 でに租税特別措置法施行令第二十条の二第二十 務省令で定めるところにより、当該事業につき であって、当該事業を行う個人又は法人が、 一項第十二号から第十四号までの造成又は同項 財

3 は、平成二十五年十二月三十一日とする。 各号に定める日とする。 は、次の各号に掲げる個人の区分に応じ、 法第十二条第一項に規定する政令で定める日 法第十二条第二項に規定する政令で定める日

掲げる代替資産又は買換資産の取得をするこ とができるものとして同項の税務署長が認定 起算して二年以内の日でこれらの号の下欄に らの号の中欄に掲げる期間の末日の翌日から 第四号又は第五号の上欄に掲げる個人 これ 法第十二条第二項の表の第一号、第二号、

二 法第十二条第二項の表の第三号又は第六号 の上欄に掲げる個人 平成二十五年十二月三

まで」とする。 あるのは、「の属する年の翌年十二月三十一日 属する年の翌々年十二月三十一日までの間」と 適用については、同項中「から当該譲渡の日の 規定により読み替えられた同条第一項の規定の おける租税特別措置法第三十六条の二第二項の 法第十二条第二項の規定の適用がある場合に

れた場合の課税の特例) (被災した法人について債務処理計画が策定さ

第十四条の二 法第十二条の二に規定する政令で 第十七条第一項各号に掲げる要件の全てに該当 定める要件は、同条の債務処理に関する計画が することとする。

控除等の適用期間等に係る特例) (住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別

第十五条 法第十三条第三項又は第四項の居住者 の適用については、同条第三十六項中「、当法第四十一条第三十六項及び第三十七項の規定 める書類の添付がある場合」と、同条第三十七 くなつたことを証する書類として財務省令で定 けたことにより居住の用に供することができな 増改築等家屋が東日本大震災によつて被害を受 定する従前家屋又は同条第二項に規定する従前 律の臨時特例に関する法律第十三条第一項に規 より東日本大震災の被災者等に係る国税関係法 は「場合であつて、財務省令で定めるところに 該」とあるのは「当該」と、「場合」とあるの 入金等」という。) の金額に係る租税特別措置 新規住宅借入金等(次項において「新規住宅借 する場合における同条第五項第一号に規定する 又は個人が、これらの規定の適用を受けようと 4

は個人に係る租税特別措置法施行令第二十六条 三項又は第四項の規定の適用を受ける居住者又 びに同項の財務省令で定める書類」とする。 新規住宅借入金等の金額につき法第十三条第

項中「並びに同項」とあるのは「、同項」と、

「その他の書類」とあるのは「その他の書類並

条第三十六項」と、「の添付」とあるのは 税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第 れた法第四十一条第三十六項の財務省令で定め び同令第十五条第一項の規定により読み替えら 第一項の規定により読み替えられた法第四十一 係法律の臨時特例に関する法律施行令第十五条 るのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関 条」と、同条第九項中「同条第三十六項」とあ 第十三条の二第一項の規定により法第四十一 等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 同条」とあるのは「又は東日本大震災の被災者 三項又は第四項の居住者又は個人であること 及びその者が東日本大震災の被災者等に係る国 の二第八項及び第九項の規定の適用について る書類の添付」とする。 に」と、同項第一号ホ及び第二号二中「により は、同条第八項中「事項に」とあるのは「事項 及

3 適用については、同項中「定めるところによ 借入金等」という。) の金額に係る租税特別措 改築等借入金等(次項において「新規増改築等 合における同条第五項第二号に規定する新規増 する書類として財務省令で定める書類の」とす 日本大震災によつて被害を受けたことにより居 は同条第二項に規定する従前増改築等家屋が東 の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関 「書類の」とあるのは「書類及び東日本大震災 り」とあるのは「定めるところにより、」と、 住の用に供することができなくなつたことを証 する法律第十三条第一項に規定する従前家屋又 置法施行令第二十六条の四第二十三項の規定の 人が、これらの規定の適用を受けようとする場 法第十三条第三項又は第四項の居住者又は個

者又は個人に係る租税特別措置法施行令第二十 条第三項又は第四項の規定の適用を受ける居住 する法律施行令第十五条第三項の規定により読 の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関 は個人であることに」」と、「第二十六条の四第 「事項に」とあるのは「事項及び東日本大震災 同項中「三年内」」とあるのは「三年内」と、 み替えて適用される第二十六条の四第二十三項 する法律第十三条第三項又は第四項の居住者又 の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関 六条の四第二十四項の規定の適用については、 二十三項の規定により読み替えられた法第四十 一条第三十六項」」とあるのは「東日本大震災 新規増改築等借入金等の金額につき法第十三

2

定により読み替えて適用される第二十六条の四 項」とあるのは「及び同令第十五条第三項の規 第二十三項」とする。 の規定により読み替えられた法第四十一条第三 -六項」」と、「及び第二十六条の四第二十三

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別

政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 場合 四十一条の二の二の規定の適用を受けている 規定により租税特別措置法第四十一条又は第 等」という。)の金額につき、同条第一項の 等(以下この項において「再建住宅借入金 の項において「住宅の新築取得等」という。) 第四項に規定する住宅の新築取得等(以下こ う。) から九年目に該当する年において同条 住年(以下この項において「居住年」とい う。) が法第十三条の二第四項に規定する居 者(以下この条において「住宅被災者」とい に係る同条第四項に規定する再建住宅借入金 法第十三条の二第一項に規定する住宅被災

二 住宅被災者が居住年又はその翌年以後八年 に該当する場合を除く。) 法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定 内のいずれかの年において住宅の新築取得等 の適用を受けていた場合(前号に掲げる場合 十三条の二第一項の規定により租税特別措置 に係る再建住宅借入金等の金額につき、法第

三 住宅被災者が居住年以後十年間の各年にお 等の金額につき、租税特別措置法第四十一条 選択により、 別特定住宅借入金等の金額につき、その者の 係る法第十三条の二第四項に規定する再建特 ずれかの年において当該住宅の新築取得等に 年から十二年目に該当する年までの各年のい の規定の適用を受けていなかった場合であっ いて住宅の新築取得等に係る再建住宅借入金 する場合 て、居住年から十年目に該当する年以後居住 同項の規定の適用を受けようと

築等をした家屋又は認定住宅等(同条第四項に した居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改 し、かつ、これらの住宅の特別特定再取得等を いて「住宅の特別特定再取得等」という。)を 一以上の法第十三条の二第四項に規定する住宅 特別特定再取得等(以下この項及び次項にお 前項第三号の場合において、住宅被災者が

る選択は、これらの住宅の特別特定再取得等に

第十五条の二 法第十三条の二第四項に規定する 控除の控除額に係る特例)

ればならないものとする。

特定住宅借入金等の金額の全てについてしなけ

係る法第十三条の二第四項に規定する再建特

増改築等をした家屋又は認定住宅等をいう。次 規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは の者の居住の用に供したときは、同号に規定す 置法第四十一条第一項の定めるところによりそ 項において同じ。)を同一の年中に租税特別

3 る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及 得等に係る対価の額又は費用の額に、次の各号 部分がある場合には、当該住宅の特別特定再取 等のうちにその者の居住の用以外の用に供する 別特定再取得等をした居住用家屋若しくは既存 の額又は費用の額(住宅被災者が当該住宅の特 る金額は、住宅の特別特定再取得等に係る対価 同じ。)から当該住宅の特別特定再取得等に係 合を乗じて計算した金額。以下この項において 住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅 に掲げる家屋の区分に応じ当該各号に定める割 た残額とする。 び地方消費税額の合計額に相当する額を控除し 法第十三条の二第五項に規定する政令で定め

うちに当該居住の用に供する部分の床面積 令第二十六条第一項各号に規定する床面積の 住宅等 これらの家屋の租税特別措置法施行 占める割合 当該居住用家屋若しくは既存住宅又は認定

一 当該増改築等をした家屋 当該増改築等に る部分の当該増改築等に要した費用の額の占 要した費用の額のうちに当該居住の用に供す める割合

り租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受 二の二及び第四十一条の二の三の規定の適用に ける場合における同条並びに同法第四十一条 ついては、次に定めるところによる。 法第十三条の二第一項又は第四項の規定によ

同条第三十六項及び第三十七項の規定の適用 の規定の適用を受けようとする場合における 四項の規定により租税特別措置法第四十一条 とあるのは「当該」と、「場合」とあるの ず、同法第四十一条第三十六項中「、当該」 については、前条第一項の規定にかかわら 法律の臨時特例に関する法律(第四十一条 より東日本大震災の被災者等に係る国税関係 「場合であつて、財務省令で定めるところに 住宅被災者が法第十三条の二第一項又は第 は

令で定める書類」とする。 あるのは「その他の書類並びに同項の財務省あるのは「、同項」と、「その他の書類」と 合」と、同条第三十七項中「並びに同項」と の他の財務省令で定める事実を証する書類と 住の用に供することができなくなつたことそ 本大震災によつて被害を受けたことにより居 十三条の二第一項に規定する従前住宅が東日 して財務省令で定める書類の添付がある場 二の二において「震災特例法」という。)第

規定により同条」とあるのは「又は震災特例る場合又は同条第十五項若しくは第十八項の は震災特例法第十三条の二第四項の規定によ 第十八項の規定により同条」とあるのは は買取再販認定住宅等の取得に該当するもの る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しく 年」と、「、居住日の属する年が令和六年若 五年」とあるのは「から令和七年までの各四十一条」と、同条第八項中「若しくは令和 のである場合又は同条第十五項若しくは第十 くは買取再販認定住宅等の取得に該当するも 係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若し 若しくは令和七年であり、かつ、その居住に 各年」と、「、居住日の属する年が令和六年 令和五年」とあるのは「から令和七年までの 条」と、同条第四項及び第七項中「若しくは 法第十三条の二第四項の規定により第四十一 取再販認定住宅等の取得に該当するものであ 宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買 は令和七年であり、かつ、その居住に係る住 第十八項の規定により同条」とあり、及び るものである場合又は同条第十五項若しくは 若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当す 住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等 六年若しくは令和七年であり、かつ、その居 での各年」と、「、居住日の属する年が令和くは令和五年」とあるのは「から令和七年ま 規定の適用については、同条第一項中「若し を受けた住宅被災者が同法第四十一条の二のより租税特別措置法第四十一条の規定の適用 である場合又は第四十一条第十五項若しくは 八項の規定により同条」とあるのは「又は震 しくは令和七年であり、かつ、その居住に係 二の規定の適用を受ける場合における同条の 法第十三条の二第一項又は第四項の規定に |特例法第十三条の二第四項の規定により第 当該居住日の属する年が令和六年若しく する認定住宅等である同条第一項に規定する既

しくは」とあるのは「又は」とする。 同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若 年若しくは令和七年であり、かつ、その居住 のである場合又は居住日の属する年が令和六 する買取再販認定住宅等の取得に該当するも 七年までの各年」と、「若しくは同項に規定 ける租税特別措置法施行令第二十六条の三第 の規定により同項の調書を提出する場合にお た同条第一項に規定する債権者が同条第二項 三第二項に規定する適用申請書の提出を受け とする住宅被災者から同法第四十一条の二の 別措置法第四十一条の規定の適用を受けよう に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が 二項の規定の適用については、同項第一号中 「令和五年」とあるのは「令和五年から令和 法第十三条の二第一項の規定により租税特

二の二の規定の適用を受ける場合における租税 特別措置法施行令第二十六条の二第八項及び第 り租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の 等、買取再販認定住宅等の取得又は同項に規定 あるのは「法第四十一条の」と、「その旨、 特例法第十三条の二第一項」と、「同条の」と 災特例法第十三条の二第四項」と、「より同条 のは「震災特例法第十三条の二第一項」と、 同項第一号ホ中「法第四十一条第十項」とある 条の二第四項の規定により法第四十一条」と、 の項において「震災特例法」という。)第十三 国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下こ あるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る 等の取得に該当するものである場合又は同条第 認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅 和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居 年までの各年」と、「、居住日の属する年が令 九項の規定の適用については、同条第八項中 の居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築 二中「法第四十一条第十項」とあるのは「震災 は「再建特別特定控除限度額」と、同項第二号 三条の二第五項」と、「控除限度額」とあるの の」とあるのは「より法第四十一条の」と、 へ中「法第四十一条第十五項」とあるのは「震 「同条」とあるのは「法第四十一条」と、同号 十五項若しくは第十八項の規定により同条」と 住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が 「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七 「同条第十七項」とあるのは「震災特例法第十 法第十三条の二第一項又は第四項の規定によ

> 住宅等の取得である場合に限る。)」とあるのは取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定む。)のいずれに該当するかの別(当該住宅の 類の添付」とする。 法第四十一条第三十六項の財務省令で定める書 るのは「及び同号の規定により読み替えられた 法第四十一条第三十六項」と、「の添付」とあ 係法律の臨時特例に関する法律施行令第十五条 るのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関 存住宅の取得で買取再販認定住宅等の取得に該 の二第四項第一号の規定により読み替えられた 項」と、同条第九項中「同条第三十六項」とあ 項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第三 別及びその適用に係る同条第十項に規定する認 「その旨」と、同号ホ中「法第四十一条第十三 定住宅等が同項各号に掲げる家屋(同条第二十 項の規定によりみなして適用される家屋を含 「するもの以外のもののいずれに該当するか

第三章 法人税法等の特例

特例) (震災関連原状回復費用に係る損失の繰越し Ō

第十六条 法第十五条第一項に規定する政令で定 める資産は、棚卸資産、法人税法(昭和四十年 るために支出されたものとする。 延資産のうち他の者の有する固定資産を利用す 第九十七号)第十四条第一項第六号に掲げる繰 固定資産(以下この条において「固定資産」と 法律第三十四号)第二条第二十二号に規定する いう。)及び法人税法施行令(昭和四十年政令

価損益等の特例) (被災法人について債務免除等がある場合の評

第十七条 法第十七条第一項に規定する政令で定 生計画認可の決定があったことに準ずる事実める事実は、同項各号に掲げる法人について再 る要件の全てに該当するものに限る。)とする。 (その債務処理に関する計画が次の各号に掲げ められているもの(当該事項が当該準則と一められるものであって、次に掲げる事項が定続についての準則(公正かつ適正なものと認 。)に従って策定されていること。 体的に定められている場合を含む。)に限る 一般に公表された債務処理を行うための手

定(次号において「資産評定」という。) があるものに限る。) に関する事項(公正な価額による旨の定め 債務者の有する資産及び負債の価額の評

ものであること並びに次号及び第三号に掲

当該計画が当該準則に従って策定された

る事項 等をいう。以下この項において同じ。) を 手続並びに当該確認をする者(当該計画 げる要件に該当することにつき確認をする する者又は当該計画に係る当事者以外の者 四条の二第二項第三号に規定する債務免除 従って債務免除等(法人税法施行令第二十 で、財務省令で定める者に限る。)に関す

- 三 前号の貸借対照表における資産及び負債の 二 債務者の有する資産及び負債につき前号イ 価額、当該計画における損益の見込み等に基 づいて債務者に対して債務免除等をする金額 務者の貸借対照表が作成されていること。 当該資産評定による価額を基礎とした当該債 に規定する事項に従って資産評定が行われ、
- 四 次に掲げる事項のいずれかが定められてい が定められていること。 ること
- 合契約等をいう。以下この号において同二項第四号に規定する投資事業有限責任組 機構が締結している投資事業有限責任組合が、株式会社東日本大震災事業者再生支援 災事業者再生支援機構が信託の受託者とし 社東日本大震災事業者再生支援機構を除 じ。) に係る組合財産である場合の株式会 契約等(法人税法施行令第二十四条の二第 をすること。 く。)が有する債権(株式会社東日本大震 て有するものを含む。)につき債務免除等 株式会社東日本大震災事業者再生支援機 (当該計画に係る債務者に対する債権
- げる者をいう。ハにおいて同じ。) が債務 合財産である債権につき当該産業復興機構へ組十九条第一項に規定する産業復興機構の組 構法(平成二十三年法律第百十三号)第五 免除等をすること。 十四条の二第一項第四号イからへまでに掲 している金融機関等(法人税法施行令第二 に係る投資事業有限責任組合契約等を締結 株式会社東日本大震災事業者再生支援機
- に規定する関係金融機関等に該当するもの震災事業者再生支援機構法第二十条第一項 権が投資事業有限責任組合契約等に係る組 に限り、当該計画に係る債務者に対する債 合財産である場合における当該投資事業有 二以上の金融機関等(株式会社東日本大

五二条十第号項	第四二条十第	<b></b>	三二条十第項	トー条第 げ 中 に す	2
二各号に定各号に定める金額又は震災特例法 四める金額第十七条第一項の規定により読み 関定する資産の震災特例法施行令 第十七条第一項第二号の貸借対照 第十七条第一項の規定により読み で定める事実が生じた時の直前	□ マンカー まった E ま	のた日告 / くよ を	(被災法人について債務免除等が ある場合の評価損益等の特例)の ある評定第十七条第一項各号(被災法人に 四める評定第十七条第一項各号(被災法人に ついて債務免除等がある場合の評価損益等の特例)に掲げる法人が 価損益等の特例)に掲げる法人が	という。)第十七条第一項 一次の表の上欄に掲げる同令の規定 一次の表の上欄に掲げる同令の規定 一次の表の上欄に掲げる同令の規定 一表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲 一表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲 一表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲 一表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲 一表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲 一表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲 一表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲 一表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲 一表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲 一表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲 一表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲 一表の中間に掲 一表の中間に掲	見を でに第五十 がに第五十 がる者を除
三条十第	号第五条		二条十第	六二 項 "	条十第
の の の 本 ま に れらの は に た の 大 規定 の た 規定 の 規定 の 規定 の 規定 の 規定 の 規定 の 規定 も の 規定 も の 規定 も の も も に も の も る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る る る る る る る る る る る る る	三 三 (東) (京 (京 (京 (京 (京 (京 (京 (京 (京 (京	十又   日生   四十万   同年   四十万   原第   日本   四十万   原条   第   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	第三三 第三三 第三条第二十 平三条第二十 第三項 条第三項 第二五	実定 同	5 四条第三項十七条第 二第二十五 の超える のその帳
務免除等がある場合の評価損益等 務免除等がある場合の評価損益等 一大 一大 一項(被災法人について債 規定する事実又は震災特例法第十 七条第一項(被災法人について債 大条第一項(被災法人について債 大条第一項(被災法人について債 大条第一項(被災法人について債	所 生じた日 例)に規定する政令で定める事実 原等がある場合の評価損益等の特 第一項(被災法人について債務免 生じた日又は震災特例法第十七条	老しくは第三十三条第四項実が生じた日又は震災特例法第十七条生じた日のは震災特例法第十七条生じた日又は震災特例法第十七条生じた日又は震災特別法第十七条	大田	七条第一項に規定する政令で定め実が生じた日又は震災特例法第十法第二十五条第三項に規定する事場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する。、法第二十五条第三項に	えて適用する場合を含む。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
四 <u>二</u> 項 .	二条十第 二項	二条十第	二条十第項	三ののの 号	六六び号第表
	育の八六	<u>第の八六</u> め各 る号 評:	第八六       評     項同項条第       定     の条第       第     第	The state of t	条十第及三の 条第 当該 系第 二 事 実
超える部分の都では、一項第二号の関連を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	<u>額 定</u> 金 第 条 二 規 金 青 十 号 号 号 で 務 七 に の す		四 二 五 四 二 五 上	価 つ 十 借 第  事 第 損 い 七 対 二  実 -	まけ 第 こ 事 の - る 二 れ 実 特
の大気によります。というない。というないでは、これにより、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では		は 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	十五条第三項(震災特例法第十五条第三項(震災特例法第十七条第一項の規定により読み替項(被災法人について債務免第四項(震災特例法第十七条第四項(震災特例法第十七条第四項(震災特例法第十七条以定により読み替えて適用がある場合の評価損益等の特別法施行令第十七条以は震災特例法施行令第十七人は震災特例法施行令第十七人は震災特別法施行令第十七人は、	(益等の特例)の貸借対照表 (金等の特例)の貸借対照表 (一世条の二第一項第二号の貸 (一世条の二第一項第二号の貸 (一世条の二第一項第二号の貸 (一世条の二第一項第二号の貸	に規定する政令で定める
の	み価の例項替担い法第三条十第八項	二条十第 口一項	頁十条十第 項十条十分	特例)の貸借対照表第一項第二号(被災法人に項第二号(被災法人にの二第一項第二号の貸の二第一項第二号の貸	五二条十第
の大気によりまする。の大気により、一点により、一点により、一点により、一点により、一点には、一点には、一点には、一点には、一点には、一点には、一点には、一点には	交替     三       正     第       正     日       正     日       正     日       日	二条十第 ロー項 第の二百 号第 入 負 算	頁十条十第     項十条十第       第二第二百     二第二       条第     入       第二十     項九	特例)の貸借対照表の開発により、一年一項第二号の一年一項第二号の資の二第一項第二号の貸の二第一項第二号の貸の二第一項第二号の貸	五二条十第 項 第の八六 × 条第

			号	m r
	める事実		頁第	r kk
	益等の特例)に規定する政令で定		の八	_
	て債務免除等がある場合の評価損		二条	_
	*実第十七条第一項(被災法人につい	める事実	二 十	_
	で定政令で定める事実及び震災特例法	政令	第百	hh
	に規定する政令で定める事実が			
	がある場合の評価損益等の特例)		<i>の</i> 二	_
	項(被災法人について債務免除等		一条	_
	事実又は震災特例法	事実が	一 十	_
	岩しくは法	百又は法	第百	hh
	に規定する政令で定める事実が		項	-
	がある場合の評価損益等の特例)		四第	пп
	項(被災法人について債務免除等		条の	Ŋ
	事実又は震災特例法第十七条第一	九事実が		_
	若しくは	又は	第百	hh
	T該定により当該	より当		
	た。えて適用する場合を含む。) の規	の規定に		
	十七	条第四項		
	-三 第三十三条第四項(震災特例法第	第三十三		
		より当該		
	た。えて適用する場合を含む。) の規	の規定に		
	項  十七条第一項の規定により読み替	条第三項		
	-五 第二十五条第三項(震災特例法第	第二十		
	*実これらの事実	当該事実		
	<u>[項</u> 定により法第三十三条第四項	より同		
	た。えて適用する場合を含む。) の規	の規定		
	『項十七条第一項の規定により読み替	条第四		
	十三 第三十三条第四項(震災特例法第	第三十		
	<u>[項</u>  定により法第二十五条第三項	より同		
	た。えて適用する場合を含む。) の規	の規定		
_				

#### その 当該事実これらの事実 債これらの事実に係る債務者

条

四項に 十三条第

項

条第三項

第二十五|第二十五条第三項(震災特例法第

が生じた日の属する

例)に規定する政令で定める事実 除等がある場合の評価損益等の特

十七条第一項の規定により読み替

第生じた日生じた日又は震災特例法第十七条

|の属する|第一項(被災法人について債務免

第 0) 七

百又は第三者しくは第三十三条第四項に

3

条

する

|前の原因に基づいて生じた債権と

第十七条の二 法第十七条の二第一項に規定する 項に規定する建築物整備事業(第一号ハ及び第 政令で定める要件は、第一号に掲げる要件(同 る事業の用に供する建物及びその附属設備にあ 便性の確保に資する事業として財務省令で定め 書類に関し必要な事項は、財務省令で定める。 うち地域の活力の再生及び地域住民の生活の利 三項において「建築物整備事業」という。)の (特定復興産業集積区域において機械等を取得 する場合における同法第二十五条第六項、第三 九条第二項及び第三項の規定を読み替えて適用 十五条第三項、第三十三条第四項並びに第五十 っては、第二号に掲げる要件)とする。 した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 十三条第七項及び第五十九条第六項に規定する 法第十七条第一項の規定により法人税法第

ずれかを満たすこと。 火建築物であり、かつ、次に掲げる要件のい 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐 延べ面積が千五百平方メートル以上であ

用に供することができる屋上広場が設けら れていること。 ること。 地上階数が三以上であり、かつ、避難の

用に供される土地の面積の当該建築物整備 事業区域の面積のうちに占める割合が百分 る施設をいう。次号口において同じ。)の 施設(道路、公園その他の公共の用に供す あること。 整備事業区域内において建設されたもので の三十以上である場合における当該建築物 域」という。)内において整備される公共 (以下この項において「建築物整備事業区 建築物整備事業を施行する土地の区域

等の利便の増進に寄与する施設の整備に要 建設されたものであること。 おける当該建築物整備事業区域内において する費用の額が五千万円以上である場合に る避難施設、駐車場その他の地域の居住者 建築物整備事業区域内において整備され

次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。 延べ面積が七百五十平方メートル以上で

る公共施設の用に供される土地の面積の当 建築物整備事業区域内において整備され

> る当該建築物整備事業区域内において建設 る割合が百分の三十以上である場合におけ されたものであること。 該建築物整備事業区域の面積のうちに占め

2 項第五号に規定する所有権移転外リース取引と るものは、法人税法施行令第四十八条の二第五 法第十七条の二第五項に規定する政令で定め いて建設されたものであること。

3 法人(人格のない社団等及び法人課税信託の 申告書をいう。)に財務省令で定める書類を添二項各号に掲げる事項を記載したもの及び確定 びその附属設備につき法第十七条の二第一項又 同じ。)が、その取得し、又は建設した建物及 受託者である個人を含む。以下この章において 号又は第百四十四条の四第一項各号若しくは第 等(中間申告書で法人税法第七十二条第一項各 らの規定の適用を受ける事業年度の確定申告書 合には、当該建物及びその附属設備につきこれ に係る部分に限る。) の規定の適用を受ける場 は第二項(これらの規定のうち建築物整備事業

第十七条の二の二 法第十七条の二の二第一項の 間は、福島復興再生特別措置法第十九条第一項 表の第一号の第二欄に規定する政令で定める期 た場合の特別償却又は法人税額の特別控除) の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定 する企業立地促進区域(以下この項において に定められた同法第十八条第二項第二号に規定 において「提出企業立地促進計画」という。) に規定する提出企業立地促進計画(以下この項 (企業立地促進区域等において機械等を取得し 「企業立地促進区域」という。)の変更に係る次 る期間とする。

除区域等に係る同法第四条第四号イからホま 該当する同条第二項第二号に規定する避難解 第七項において準用する同条第四項の規定に 更について福島復興再生特別措置法第十八条 業立地促進区域の変更により新たに企業立地 よる提出のあった日から同日又は当該区域に 促進区域に該当することとなる区域 当該提出企業立地促進計画に定められた企 当該変

による提出のあった日

(当該除外区域が他

合における当該建築物整備事業区域内にお 等の利便の増進に寄与する施設の整備に要 る避難施設、駐車場その他の地域の居住者 する費用の額が二千五百万円以上である場 建築物整備事業区域内において整備され

する。 付しなければならない。

2 四第一項の規定による報告に係る財務省令で定 その他復興庁令で定める減価償却資産のうち、 五欄に規定する政令で定めるものは、福島復興 動を適切に実施していることを証する書類とし 当該法人が同号の第四欄に規定する特定事業活 める書類に記載されたもの(当該報告につき、 及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物 再生特別措置法第七十五条の二に規定する機械 同号の第一欄に掲げる法人の同法第七十五条の 法第十七条の二の二第一項の表の第二号の第 ら当該変更について同条第七項において準用 業立地促進計画の福島復興再生特別措置法第 域に該当しないこととなる区域 当該提出企 業立地促進区域の変更により企業立地促進区 れか遅い日以後七年を経過する日までの期間 する同条第四項の規定による提出のあった日 十八条第四項の規定による提出のあった日か でに掲げる指示の全てが解除された日の までの期間 当該提出企業立地促進計画に定められた企

進区域(以下この項において「計画区域」とい 画」という。) に定められた同法第八十四条第 二欄に規定する政令で定める期間は、福島復興 う。) の変更に係る次の各号に掲げる区域の区 二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促 出新産業創出等推進事業促進計画(以下この 再生特別措置法第八十五条第一項に規定する提 おける当該記載されたものに限る。)とする。 において「提出新産業創出等推進事業促進 て財務省令で定める書類の交付を受けた場合に 分に応じ当該各号に定める期間とする。 法第十七条の二の二第一項の表の第三号の第 項

一 当該提出新産業創出等推進事業促進計画の 提出」という。)があったことにより新たに 計画区域に該当しないこととなった区域(以 変更について変更の提出があったことにより った日から令和八年三月三十一日までの期間 に掲げる区域を除く。) 当該変更の提出のあ 計画区域に該当することとなった区域(次号 定による提出(以下この項において「変更の 四条第七項において準用する同条第四項の規 変更について福島復興再生特別措置法第八十 該提出新産業創出等推進事業促進計画の福島 下この号において「除外区域」という。) 復興再生特別措置法第八十四条第四項の規定 当該提出新産業創出等推進事業促進計画 当

は、当該他の変更の提出のあった日) 域に該当することとなった区域である場合に 変更の提出があったことにより新たに計画区 該変更の提出のあった日までの期間 から当

4 実施計画に記載されたものとする。 同号の第一欄に掲げる法人の同法第八十五条の その他復興庁令で定める減価償却資産のうち、 及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物 再生特別措置法第八十五条の五に規定する機械 一第六項に規定する認定新産業創出等推進事業 欄に規定する政令で定めるものは、福島復興 法第十七条の二の二第一項の表の第三号の第

合の特別償却又は法人税額の特別控除) (避難解除区域等において機械等を取得した場

第十七条の二の三 法第十七条の二の三第一項及 号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める 再生拠点区域」という。)の変更に係る次の各 拠点区域(以下この条において「認定特定復興 法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生区域復興再生計画」という。)に記載された同 する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画復興再生特別措置法第十七条の五第一項に規定 び第二項に規定する政令で定める期間は、福島 期間とする。 (以下この条において「認定特定復興再生拠点

(以下この号及び次号口において「避難等指条第四号イ、ロ、ニ若しくはホに掲げる指示 日以後七年を経過する日までの期間 避難等指示が解除された日又は同条第四号ハ の認定があった日のいずれか早い日から当該 示」という。)が解除された日又は当該変更 条に規定する避難解除区域等(次号において 認定特定復興再生拠点区域に該当することと に掲げる指示が解除された日のいずれか遅い なる区域 当該区域に該当する同法第三十六 「避難解除区域等」という。)に係る同法第四 つき福島復興再生特別措置法第十七条の四第 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に 項の変更の認定があったことにより新たに 2

次に定める期間 区域 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ 定復興再生拠点区域に該当しないこととなる つき福島復興再生特別措置法第十七条の四第 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に 項の変更の認定があったことにより認定特

区域が避難解除区域等に該当しないことと 当該変更の認定があったことにより当該 2

> ら当該変更の認定があった日までの期間 法第十七条の二第六項の認定があった日か 復興再生計画につき福島復興再生特別措置 なる場合 当該認定特定復興再生拠点区域

生計画につき福島復興再生特別措置法第十 解除された日のいずれか遅い日以後七年を 日又は同法第四条第四号ハに掲げる指示が か早い日から当該避難等指示が解除された 又は当該認定特定復興再生拠点区域復興再 除区域等に係る避難等指示が解除された日 経過する日までの期間 七条の二第六項の認定があった日のいずれ イに掲げる場合以外の場合 当該避難解

を雇用した場合の法人税額の特別控除) (特定復興産業集積区域において被災雇用者等

第十七条の三 法第十七条の三第一項に規定する 政令で定める者は、次に掲げる者とする。 じ。) 内に所在する事業所に雇用されていた 大臣が定める区域をいう。次号において同 する復興特別区域基本方針に即して内閣総理 本大震災復興特別区域法第三条第一項に規定 をその区域とする市町村の区域であって東日 区域(東日本大震災により被害を受けた地域 平成二十三年三月十一日において特定被災 3

区域内に居住していた者 平成二十三年三月十一日において特定被災

等を雇用した場合の法人税額の特別控除) 域を定めたときは、これを告示する。 (企業立地促進区域等において避難対象雇用者 内閣総理大臣は、前項第一号の規定により区

第十七条の三の二 法第十七条の三の二第一項の 条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係ら同日又は当該企業立地促進区域に該当する同 る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示 の同欄の変更について同条第七項において準用二号において「企業立地促進区域」という。) 間は、福島復興再生特別措置法第十九条第一項表の第一号の第一欄に規定する政令で定める期 年を経過する日までの期間とする。 の全てが解除された日のいずれか遅い日以後七 する企業立地促進区域(以下この項及び次項第 する同条第四項の規定による提出のあった日か に定められた同法第十八条第二項第二号に規定 において「提出企業立地促進計画」という。) に規定する提出企業立地促進計画(次項第二号

5

二 平成二十三年三月十一日において福島県の

区域内に所在する事業所に勤務していた者

平成二十三年三月十一日において福島県の

区域内に居住していた者

二欄に規定する政令で定める場合は、 法第十七条の三の二第一項の表の第一号の第 次の各号

> 当該各号に定める期間とする。 第一欄に規定する認定を受けた日から同日以法第十七条の三の二第一項の表の第一号の ととなった場合 当該法人が当該認定を受け 第四項に規定する認定事業者に該当しないこ げる法人が福島復興再生特別措置法第二十条 後五年を経過する日までの期間内に同欄に掲

> > 法第十七条の三の二第一項の表の第三号

あった日までの期間 いて準用する同条第四項の規定による提出の福島復興再生特別措置法第十八条第七項にお 立地促進計画に定められた企業立地促進区域 が当該認定を受けた日から当該変更について なるものに限る。) があった場合 当該法人 区域が企業立地促進区域に該当しないことと の変更(同欄に掲げる法人の当該認定に係る 後五年を経過する日までの期間内に提出企業 第一欄に規定する認定を受けた日から同日以 法第十七条の三の二第一項の表の第一号の

三欄に規定する政令で定める者は、次に掲げる 者とする。 法第十七条の三の二第一項の表の第一号の第

象区域」という。) 内に所在する事業所に勤 条の三の二第一項の表の第一号の第三欄に規 務していた者 定する避難対象区域(次号において「避難対 平成二十三年三月十一日において法第十七

4 三欄に規定する政令で定める者は、次に掲げる 者とする。 法第十七条の三の二第一項の表の第二号の第 区域内に居住していた者

際研究産業都市区域の区域内に居住して

区域内に所在する事業所に勤務していた者

平成二十三年三月十一日において福島国

平成二十三年三月十一日において避難対象

る期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ 二欄に規定する政令で定める場合は、次の各号 当該各号に定める期間とする。 に掲げる場合とし、同欄に規定する政令で定め 法第十七条の三の二第一項の表の第三号の第

後五年を経過する日までの期間内に同欄に掲 第一欄に規定する認定を受けた日から同日以 法第十七条の三の二第一項の表の第三号の

る期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ に掲げる場合とし、同欄に規定する政令で定め を受けた日からその該当しないこととなったないこととなった場合 当該法人が当該認定 条の二第四項に規定する認定事業者に該当 げる法人が福島復興再生特別措置法第八十五

た日からその該当しないこととなった日まで

規定による提出があったことにより計画区域十四条第七項において準用する同条第四項の進計画」という。)の変更について同法第八

の号において「提出新産業創出等推進事業促 提出新産業創出等推進事業促進計画(以下こ 再生特別措置法第八十五条第一項に規定する 後五年を経過する日までの期間内に福島復興 第一欄に規定する認定を受けた日から同日

三欄に規定する政令で定める雇用者は、 げる者とする。 |欄に規定する政令で定める雇用者は、次に掲法第十七条の三の二第一項の表の第三号の第 出のあった日までの期間 法第十七条の三の二第一項の表の第

ないこととなるものに限る。) があった場合

当該法人が当該認定を受けた日から当該提

人の当該認定に係る区域が計画区域に該当し 号において同じ。)の変更(同欄に掲げる法

業創出等推進事業促進区域をいう。以下この 定められた同条第二項第二号に規定する新産(当該提出新産業創出等推進事業促進計画に

第三欄に規定する避難対象雇用者等 次に掲げる者(前号に掲げる者を除く。) 福島国際研究産業都市区域(ロにおいて 興再生特別措置法第七条第六項に規定する 福島国際研究産業都市区域」という。)の 平成二十三年三月十一日において福島復

業創出等推進事業実施計画に従って行う同法法第八十五条の二第六項に規定する認定新産 める者(前二号に掲げる者を除く。) とする業務に従事する者として財務省令で定 進事業に関する専門的な知識及び技能を必要 第八十四条第一項に規定する新産業創出等推 第一欄に掲げる法人の福島復興再生特別措置 法第十七条の三の二第一項の表の第三号

雇用した場合の法人税額の特別控除) (避難解除区域等において避難対象雇用者等を

第十七条の三の三 規定する政令で定める対象期間は、 法第十七条の三の三第一項に 福島復興再

での期間とする。 た日のいずれか遅い日以後七年を経過する日ま 除された日又は同号ハに掲げる指示が解除され があった日のいずれか早い日から当該指示が解掲げる指示が解除された日又は当該変更の認定 係る同法第四条第四号イ、ロ、ニ若しくはホに る同法第三十七条に規定する避難解除区域等 生拠点区域に該当することとなる区域に該当す 十七条の十三第一項に規定する認定特定復興再 の変更の認定があったことにより新たに同法第 画」という。)につき同法第十七条の四第一項 おいて「認定特定復興再生拠点区域復興再生計 定特定復興再生拠点区域復興再生計画(次項に 生特別措置法第十七条の五第一項に規定する認 (次項において「避難解除区域等」という。) に

げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間と 定める期間は、当該事業所に係る当該各号に掲 各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で 定める場合は、同項の法人の事業所に係る次の 法第十七条の三の三第一項に規定する政令で 2

が避難解除区域等に該当しないこととなる場 あったことにより当該事業所の所在する区域 七条の七第一項の規定による認定の取消しが 再生計画につき福島復興再生特別措置法第十 での期間内に認定特定復興再生拠点区域復興 を受けた日から同日以後五年を経過する日ま った日までの期間 法第十七条の三の三第一項に規定する確認 当該確認を受けた日から当該取消しがあ

を受けた日から当該変更の認定があった日ま 域等に該当しないこととなる場合 当該確認 より当該事業所の所在する区域が避難解除区 再生計画につき福島復興再生特別措置法第十 での期間内に認定特定復興再生拠点区域復興 を受けた日から同日以後五年を経過する日ま 七条の四第一項の変更の認定があったことに 法第十七条の三の三第一項に規定する確認

定める者は、次に掲げる者とする。 法第十七条の三の三第一項に規定する政令で

条の三の三第一項に規定する避難対象区域 (次号において「避難対象区域」という。) 内 平成二十三年三月十一日において法第十七 所在する事業所に勤務していた者 第十七条の五 法第十七条の五第一項に規定する

区域内に居住していた者 平成二十三年三月十一日において避難対象

> 第十七条の四 法第十七条の四第一項の規定によ り租税特別措置法第四十二条の十三の規定を読 読み替えられた法第四十二条の十三第一項」と 第一項の規定、震災特例法第十七条の三の二第 項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の三 三項の規定、震災特例法第十七条の二の三第二 規定」とあるのは「掲げる規定(東日本大震災 規定の適用については、同条第一項中「掲げる 施行令第二十七条の十三(第二項を除く。)の み替えて適用する場合における租税特別措置法 定、震災特例法第十七条の二の二第二項又は第 という。)第十七条の二第二項又は第三項の規 する法律(以下この項において「震災特例法」 の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 「(震災特例法第十七条の四第一項の規定により 項の規定を含む。)」と、「(同項」とあるのは 項の規定及び震災特例法第十七条の三の三第

条の二」とする。 法第七十条の二」とあるのは「法人税法第七十あるのは「法人税法」と、同条第十三項中「同 み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の 用する場合を含む。)の規定の適用については、 第五項又は第十七条の三の三第四項において準 第十七条の二の二第八項、第十七条の二の三第 規定の適用がある場合における法第十七条の二 十三第一項の規定を含む。)を」と、「同法」と は「規定(第十七条の四第一項の規定により読 法第十七条の二第十一項中「規定を」とあるの 第十一項から第十三項まで(これらの規定を法 て適用する租税特別措置法第四十二条の十三の 法第十七条の四第一項の規定により読み替え 項、第十七条の三第五項、第十七条の三の二

等の法人税額) (通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合

第十七条の四の二 法第十七条の四の二第一項の るのは、「(東日本大震災の被災者等に係る国税 規定により租税特別措置法第四十二条の十四第 合を含む。)及び」とする。 関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四 の適用については、同条第一号中「及び」とあ 租税特別措置法施行令第二十七条の十四の規定 の二第一項の規定により読み替えて適用する場 一項の規定を読み替えて適用する場合における

産の特別償却等) (特定復興産業集積区域における開発研究用資

試験研究として政令で定めるものは、

新たな製

業化されている技術の著しい改善を目的として 品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企 特別に行われる試験研究とする。

2 法第十七条の五第一項に規定する政令で定め る減価償却資産は、専ら同項に規定する開発研 ものとして財務省令で定めるものとする。 ソフトウエアのうち、産業集積の形成に資する 物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びに 究の用に供される建物及び建物附属設備、構築 研究用資産の特別償却等) (新産業創出等推進事業促進区域における開発

第十八条 法第十八条第一項に規定する政令で定 める期間は、福島復興再生特別措置法第八十五 号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める 業創出等推進事業促進区域(以下この項におい た同法第八十四条第二項第二号に規定する新産 出等推進事業促進計画」という。) に定められ 促進計画(以下この項において「提出新産業創 条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業 期間とする。 て「計画区域」という。)の変更に係る次の各

四条第七頁こ3~:『一次更について福島復興再生特別措置法第八十変更について福島復興再生特別措置法第八十 変更の提出があったことにより新たに計画区による提出のあった日(当該除外区域が他の 該変更の提出のあった日までの期間 域に該当することとなった区域である場合に 復興再生特別措置法第八十四条第四項の規定 該提出新産業創出等推進事業促進計画の福島 下この号において「除外区域」という。) 当 計画区域に該当しないこととなった区域(以 変更について変更の提出があったことにより 計画区域に該当することとなった区域(次号 提出」という。)があったことにより新たに 定による提出(以下この項において「変更の 四条第七項において準用する同条第四項の規 は、当該他の変更の提出のあった日) った日から令和八年三月三十一日までの期間 に掲げる区域を除く。) 当該変更の提出のあ 当該提出新産業創出等推進事業促進計画の から当

2 政令で定めるものは、前条第一項に規定する試 験研究とする。 法第十八条第一項に規定する試験研究として

3 工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフ 用に供される建物及び建物附属設備、構築物、 価償却資産は、専ら同項に規定する開発研究の 法第十八条第一項に規定する政令で定める減

国際競争力の強化に資するものとして財務省令 トウエアのうち、新たな産業の創出又は産業の で定めるものとする。

(被災代替船舶の特別償却)

第十八条の二 法第十八条の二第一項に規定する において「被災船舶」という。)のその用に供供することができなくなったもの(以下この条 東日本大震災に起因して当該法人の事業の用に 第二条第一項に規定する漁船のうち同法第十条 政令で定めるものは、当該法人が有する漁 第一項に規定する漁船原簿に登録されているも て著しく仕様が異なるものを除く。)とする。 て著しく高額なものその他当該被災船舶に比し することができなくなった時の直前の用途と同 の用途に供される船舶(当該被災船舶に比し (以下この条において「船舶」という。) で

第十八条の三 削除

算の特例) (特別償却不足額がある場合の償却限度額の計

第十八条の四 政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。 る法律第十八条の二第一項の規定 災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関す 三条の規定による改正前の東日本大震災の被 なおその効力を有するものとされる同法第十 年法律第十一号)附則第百二条の規定により 所得税法等の一部を改正する法律(令和三 法第十八条の五第一項に規定する

災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特 法第十六条の規定による改正前の東日本大震 年法律第三号)附則第六十二条第一項の規定 に関する法律第十八条の二第一項の規定 によりなおその効力を有するものとされる同 所得税法等の一部を改正する法律(令和

行令第十八条の四第一項第一号に掲げる規定」 とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等 中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」 条第三項の規定の適用については、同項第一号 する場合における租税特別措置法施行令第三十 措置法第五十二条の二の規定を読み替えて適用 に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施 法第十八条の五第一項の規定により租税特別

(準備金方式による特別償却)

第十八条の五 法第十八条の六第一項の規定によ りみなして適用する租税特別措置法第五十二条 置法施行令第三十一条第一項の規定の適用につ の三の規定を適用する場合における租税特別

項各号」とする。 法律の臨時特例に関する法律施行令第十八条の いては、同項中「前条第三項各号」とあるの |第二項の規定により読み替えられた前条第三 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係

第十八条の六 法第十八条の七第一項に規定する 政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。 (特別償却等に関する複数の規定の不適用) 災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関す 三条の規定による改正前の東日本大震災の被 なおその効力を有するものとされる同法第十 年法律第十一号)附則第百二条の規定により 所得税法等の一部を改正する法律(令和三 2

災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例法第十六条の規定による改正前の東日本大震 によりなおその効力を有するものとされる同年法律第三号)附則第六十二条第一項の規定 る法律第十八条の二の規定 に関する法律第十八条の二の規定 所得税法等の一部を改正する法律(令和五

第一項の規定によりみなして適用する租税特 別措置法第五十二条の三の規定 前二号に掲げる規定に係る法第十八条の六

三項中「係る」とあるのは「係る震災特例法第替えられた法第五十三条第一項の」と、同条第 おいて「震災特例法」という。)第十八条の七係法律の臨時特例に関する法律(以下この条に 場合における租税特別措置法施行令第三十二条措置法第五十三条の規定を読み替えて適用する 災特例法第十八条の七第一項の規定により読み によりみなして適用する法第五十二条の三」 るのは「震災特例法第十八条の六第一項の規定 掲げる規定を」と、「法第五十二条の三」とあ 施行令第十八条の六第一項第一号及び第二号に 等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 のは「掲げる規定並びに東日本大震災の被災者 条第一項第二号」と、「掲げる規定を」とある 第一項の規定により読み替えられた法第五十三 るのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関 条第二項中「法第五十三条第一項第二号」とあ 第二項及び第三項の規定の適用については、同 法第十八条の七第一項の規定により租税特別 「法第五十三条第一項の」とあるのは「震

土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例 (被災市街地復興土地区画整理事業等のために 十八条の六第一項の規定によりみなして適用す

第十八条の七 法第十八条の九第一項(第一号に 係る部分に限る。)の規定の適用がある場合に

> 等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 とあるのは、「規定又は東日本大震災の被災者 規定の適用については、同項第一号中「規定」 第十八条の九第一項第一号の規定」とする。 おける租税特別措置法第六十五条の三第一項の

げる譲渡に該当するものとみなす。 号イ又は第六十五条の七第十六項第一号イに掲 は第六十五条の七の規定の適用については、当 該譲渡は、同法第六十五条の五の二第七項第二 における租税特別措置法第六十五条の五の二又 による同項に規定する土地等の譲渡がある場合 法第十八条の九第一項各号に規定する買取り

3 条の四第一項各号に掲げる場合及び同法第六十 第六十五条の五の規定の適用については、同項 合における租税特別措置法第六十五条の四及び ものとみなす。 五条の五第一項各号に掲げる場合に該当しない に規定する買い取られる場合は、同法第六十五 法第十八条の九第二項の規定の適用がある場

等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例) (帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地

第十八条の八 法第十八条の十第一項に規定する の残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似 の定款において、その法人が解散した場合にそ 法人に帰属する旨の定めがあるものとする。 の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う 拠出をされているものに限る。)であって、そ 額の二分の一以上の金額が地方公共団体により 団法人(その設立当初において拠出をされた金 より保有されているものに限る。)又は公益財 権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体に は、公益社団法人(その社員総会における議決 政令で定める帰還・移住等環境整備推進法人 (代替資産の取得期間等の延長の特例)

第十九条 法第十九条に規定する政令で定める日 規定する資産の取得をすることができるも 末日の翌日から起算して二年以内の日で同条に は、同条に規定する資産の取得をすべき期間の して同条の税務署長が認定した日とする。

### 第二十条 削除

第二十一条 法第二十三条に規定する政令で定め (電子情報処理組織による申告の特例

る規定は、次に掲げる規定とする。 なおその効力を有するものとされる同法第十 年法律第十一号)附則第百二条の規定により 三条の規定による改正前の東日本大震災の被 所得税法等の一部を改正する法律(令和三

> る法律第十八条の二の規定 災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関す

こと)においうりょうで、「見得利治等の一部を改正する法律(令和五一)見得利治等の一部を改正する法律(令和五一) 災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例 法第十六条の規定による改正前の東日本大震 に関する法律第十八条の二の規定 によりなおその効力を有するものとされる同

## 第二十二条から第二十五条まで 削除

の二に規定する通算法人をいう。以下この条に法人(他の通算法人(同法第二条第十二号の七第二十六条 法人税法第四条の三に規定する受託 四条の三に規定する受託法人に該当する場合に る場合には、百分の二十四)」とあるのは、 又は同項第九号に規定する農業協同組合等であ 分の二十(当該法人が、租税特別措置法第四十 適用については、法第十八条の二第一項中「百 おける通算法人を含む。)に対する法の規定の おいて同じ。)のうちいずれかの法人が同法第 (法人課税信託の受託者に関する通則) 分の二十」とする。 二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者

第四章 相続税法等の特例

税価格の計算の特例等) (特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課

第二十七条 法第三十四条第一項に規定する政令 う。)の価額の合計額の割合が十分の三以上で び立木(第三項第二号において「動産等」といを除く。)、不動産、不動産の上に存する権利及 る指定地域内にあった動産(金銭及び有価証券 額のうちに占める法第三十四条第一項に規定す価をいう。以下この項において同じ。)の合計 以下この条において同じ。)により財産を取得 規定する遺贈又は同項に規定する贈与をいう。 ある法人とする。 ていた資産の価額(当該取得した時における時 出資を取得した時において、当該法人の保有し で定める法人は、相続等(相続若しくは同項に した者が当該相続等によりその法人の株式又は

2 式又は出資(以下この項において「株式等」と 株式その他これに類するものは、次に掲げる株 いう。)とする。 法第三十四条第一項に規定する政令で定める

売買有価証券に該当する株式等 五号)第二条第八項第十号ハに規定する店頭 前号に掲げる株式等に類する株式等で財 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十

務

省令で定めるもの

3 規定する政令で定める東日本大震災の発生直後 の価額は、次の各号に掲げる財産の区分に応 じ、当該各号に定める金額による。 法第三十四条第一項及び第三十五条第一項に

法第三十四条第一項に規定する特定土

震災の発生直後における当該特定土地等の価時の現況にあったものとみなして、東日本大 額として評価した額に相当する金額 の発生直後も引き続き相続等により取得した ある不動産を含む。)の状況が東日本大震災 法第三十四条第一項に規定する特定株式 当該特定株式等を相続等により取得した 当該特定土地等(当該特定土地等の上に

式等を相続等により取得した時の状況が、東て保有していたものに限る。)の当該特定株 ける当該特定株式等の価額として評価した額 みなして、当該相続等により取得した時にお 日本大震災の発生直後の現況にあったものと 法人又は出資のされている法人が保有してい 時において当該特定株式等に係る株式の発行 に相当する金額 た同項に規定する指定地域内にある動産等 (当該法人が平成二十三年三月十一日にお

家屋についての居住要件等の特例) 与を受けた場合の贈与税の非課税に係る住宅用 (東日本大震災の被災者が住宅取得等資金の

第二十八条 平成二十二年一月一日から平成二十 後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九 係る国税通則法第十八条第二項に規定する期 る。) については、当該申告書(当該申告書に よる贈与税の申告書を提出していない者に限 成二十三年三月十一日において相続税法 百二十四条第四項に規定する特定受贈者をい 規定する特定受贈者又は所得税法等の一部を改 等資金」という。)の取得をした特定受贈 宅取得等資金(以下この条において「住宅取得 与を除く。以下第二十九条の二までにおいて同与 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈 三年三月十日までの間にその直系尊属からの贈 条第三項に規定する修正申告書を含む。)又は 住宅取得等資金の取得をした者にあっては、平 正する法律(平成二十二年法律第六号)附則第 じ。)により法第三十七条第一項に規定する住 い、平成二十二年一月一日から同年十二月三十 一日までの間にその直系尊属からの贈与により 一十五年法律第七十三号)第二十八条の規 (租税特別措置法第七十条の二第二項第一号に (昭 %定に 者

い事情があると認めるときは、この限りでな かったことにつき税務署長においてやむを得な 定を適用する。ただし、当該記載又は添付がな定める書類の添付がある場合に限り、同項の規 けようとする旨の記載をし、かつ、財務省令で 求書に、法第三十七条第一項の規定の適用を受 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請 3

住宅用家屋についての居住要件等の特例) 与を受けた場合の相続時精算課税の特例に係る (東日本大震災の被災者が住宅取得等資金の贈

第二十九条 前条の規定は、平成二十二年一月一 の」と読み替えるものとする。 条第一項の」とあるのは、「第三十八条第一項 用する。この場合において、前条中「第三十七 る法第三十八条第一項の規定の適用について準 税の申告書を提出していない者に限る。)に係 において相続税法第二十八条の規定による贈与 をした者にあっては、平成二十三年三月十一日 満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得 日までの間に同年一月一日において六十五歳未 七十条の三第三項第一号に規定する特定受贈者 金」という。)の取得をした租税特別措置法第 等資金(以下この条において「住宅取得等資 により法第三十八条第一項に規定する住宅取得 日から平成二十三年三月十日までの間にその年 (平成二十二年一月一日から同年十二月三十一 月一日において六十五歳未満の者からの贈与

の対象となる住宅用の家屋の要件等) 得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取

第二十九条の二 法第三十八条の二第二項第一号 へに規定する政令で定める規模は、五十平方メ トルとする。 5

られる一の家屋に限るものとする。 (同項第一号に規定する被災受贈者をいう。以宅用の家屋で政令で定めるものは、被災受贈者 その者が主としてその居住の用に供すると認め が二以上ある場合には、これらの家屋のうち、 あるものとし、その者の居住の用に供する家屋 供されるものに限る。)で相続税法の施行地に の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に する次に掲げる家屋(その家屋の床面積の二分 下この条において同じ。)がその居住の用に供 法第三十八条の二第二項第二号に規定する住

上であるもの 一棟の家屋で床面積が四十平方メート -ル以

> 震に対する安全性に係る規定又は基準として政法第三十八条の二第二項第三号に規定する地 の床面積が四十平方メートル以上であるもの 有する場合には、その者の区分所有する部分 ことができるものにつきその各部分を区分所 の部分を独立して住居その他の用途に供する 一棟の家屋で、その構造上区分された数個

ととする。 の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議 令で定めるものは、建築基準法施行令(昭和) 十七年一月一日以後に建築されたものであるこ くは同項第二号に規定する住宅用家屋が昭和五 して定める地震に対する安全性に係る基準若し 十五年政令第三百三十八号)第三章及び第五章

住の用に供する家屋が二以上ある場合には、こ後使用されたことのあるものとし、その者の居 相当する部分が専ら当該居住の用に供されるもする家屋(その家屋の床面積の二分の一以上に 証明がされたもの又は確認を受けたもので建築 あることにつき財務省令で定めるところにより うち、次に掲げる要件の全てに該当するもので 定めるものは、被災受贈者がその居住の用に供 築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で とする。 の用に供すると認められる一の家屋に限るもの れらの家屋のうち、その者が主としてその居住 のに限る。)で相続税法の施行地にあるものの 法第三十八条の二第二項第三号に規定する建

るものであること。 当該家屋が前項に規定する規定又は基準の 当該家屋が第二項各号のいずれかに該当す

令で定める工事は、次に掲げる工事で相続税法 法第三十八条の二第二項第四号に規定する政 当するものであることにつき財務省令で定める の施行地で行われるもののうち、当該工事に該 ところにより証明がされたものとする。 いずれかに適合するものであること。

部分について行う次に掲げるいずれかの修繕 又は模様替(前号に掲げる工事に該当するも とができるもののうちその者が区分所有する 部分を独立して住居その他の用途に供するこ 定する大規模の模様替 規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規 増築、改築、建築基準法第二条第十四号に 棟の家屋でその構造上区分された数個の

事に該当するものを除く。)

に資する修繕又は模様替(前各号に掲げる工

第二条第五号に規定する主要構造部(以下 その区分所有する部分の床(建築基準法

> である床及び最下階の床をいう。) の過半 行う修繕又は模様替 又は主要構造部である階段の過半について この号において「主要構造部」という。)

更を伴うものに限る。) 替(その間仕切壁の一部について位置の変する部分の過半について行う修繕又は模様 重要でない間仕切壁をいう。)の室内に面 構造部である間仕切壁及び建築物の構造上 その区分所有する部分の間仕切壁(主要

う修繕又は模様替(当該修繕又は模様替に る壁の室内に面する部分の過半について行その区分所有する部分の主要構造部であ 防止のための性能を向上させるものに限 係る壁の過半について遮音又は熱の損失の

替 は壁の全部について行う修繕又は模様替(前 務大臣と協議して定める地震に対する安全性 及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財 二号に掲げる工事に該当するものを除く。) 財務大臣と協議して定めるものの一室の床又 室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が 分所有する部分に限る。) のうち居室、調理 に係る基準に適合させるための修繕又は模様 家屋について行う建築基準法施行令第三章 家屋(前号の家屋にあっては、その者が区 (前三号に掲げる工事に該当するものを除

五 家屋について行う国土交通大臣が財務大臣 と協議して定めるエネルギーの使用の合理化 号に掲げる工事に該当するものを除く。) 日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基 をいう。第九項において同じ。)が自立した と協議して定める高齢者等(法第三十八条の 準に適合させるための修繕又は模様替 二第二項第六号イ (2) に規定する高齢者等 家屋について行う国土交通大臣が財務大臣

七 の浸入を防止する部分(住宅の品質確保の促)。家屋について行う給水管、排水管又は雨水 履行に関し国土交通大臣が財務大臣と協議し 模様替(当該家屋の瑕疵を担保すべき責任の 六十四号)第五条第二項に規定する雨水の浸 進等に関する法律施行令(平成十二年政令第 入を防止する部分をいう。) に係る修繕又は て定める保証保険契約が締結されているもの

に限り、 を除く。 前各号に掲げる工事に該当するもの

掲げる工事に該当するものを除く。) 適合させるための修繕又は模様替(前各号に 法第三十八条の二第二項第四号ハに規定する 家屋について行う第九項に規定する基準に

政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。 要した費用の額の二分の一以上であること。 係る当該工事に要した費用の額が当該工事に ある場合には、当該居住の用に供する部分に にその者の居住の用以外の用に供する部分が 工事をした家屋の当該工事に係る部分のうち 法第三十八条の二第二項第四号に規定する 法第三十八条の二第二項第四号に規定する

供される次に掲げる家屋(その家屋の床面積工事をした家屋が、その者のその居住の用に 住の用に供されるものに限る。)のいずれ の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居 に該当するものであること。

以上であるもの 一棟の家屋で床面積が四十平方メート

る部分の床面積が四十平方メートル以上で 分所有する場合には、その者の区分所有す あるもの 前項第二号の家屋につきその各部分を区

令で定める者は、次に掲げる者とする。 法第三十八条の二第二項第五号に規定する政

当該被災受贈者の配偶者及び直系血族

除く。)で当該被災受贈者と生計を一にして いるもの 当該被災受贈者の親族(前号に掲げる者を 当該被災受贈者と婚姻の届出をしていない

その者の親族でその者と生計を一にしているが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び

を維持しているもの及びその者の親族でその 者から受ける金銭その他の財産によって生計 者と生計を一にしているもの 前三号に掲げる者以外の者で当該被災受贈

る基準に適合するものであることにつき財務省 として国土交通大臣が財務大臣と協議して定め 定する政令で定める住宅用の家屋は、エネルギ 令で定めるところにより証明がされたものとす ーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋 法第三十八条の二第二項第六号イ(1)に規

9 定する政令で定める住宅用の家屋は、 法第三十八条の二第二項第六号イ(2)に規 エネルギ

財務省令で定めるところにより証明がされたも て定める基準に適合するものであることにつき の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議し に必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用 又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特 模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋 の使用の合理化に資する住宅用の家屋、大規

れる一の家屋に限るものとする。 の者が主としてその居住の用に供すると認めら 二以上ある場合には、これらの家屋のうち、そ る。)とし、その者の居住の用に供する家屋が 定する耐震基準に適合するもの以外のものに限 されたことのあるもの(同条第二項第三号に規 されたもの又は確認を受けたもので建築後使用 とにつき財務省令で定めるところにより証明が 第二項各号のいずれかに該当するものであるこ る。) で相続税法の施行地にあるもののうち、 る部分が専ら当該居住の用に供されるものに限 屋(その家屋の床面積の二分の一以上に相当す ものは、被災受贈者がその居住の用に供する家 用されたことのある住宅用家屋で政令で定める 法第三十八条の二第九項に規定する建築後使

災害とする。 害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な 害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災 噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱 令で定める災害は、冷害、雪害、干害、落雷、 法第三十八条の二第十項第一号に規定する政

正請求書に、第一項」とする。 又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更 十九条第三項に規定する修正申告書を含む。) 期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第 書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する 告書に同項」とあるのは、「申告書(当該申告 第十四項の規定の適用については、同項中「申 規定の適用を受けようとする場合における同条 定する個人がこれらの規定により同条第一項の 法第三十八条の二第十一項又は第十三項に規

く。) において、当該住宅取得等資金の取得を いて死亡した場合(次項に規定する場合を除 者」という。)が当該贈与をした年の中途にお 宅取得等資金(以下この項及び次項において (以下この項及び次項において「住宅資金贈与 した被災受贈者が当該住宅資金贈与者から相続 「住宅取得等資金」という。)の贈与をした者 法第三十八条の二第二項第五号に規定する住 15

用については、同項中「特定贈与財産」とある となるもの」とする。 定により贈与税の課税価格に算入されないこと の適用があるものとした場合において同項の規 金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)に規 のは、「特定贈与財産及び当該相続の開始の年 きにおける相続税法第十九条第一項の規定の適 ずる贈与を含む。)により財産の取得をしたと 定する住宅取得等資金のうち同条第一項の規定 の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第 た東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 において当該被相続人から贈与により取得をし 又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生 本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資 ||十九号) 第三十八条の二第二項第五号 (東日

項の規定の適用があるものとした場合において 号(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅 日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨 得等資金の取得をした被災受贈者が次の各号の 同項の規定により贈与税の課税価格に算入され 税)に規定する住宅取得等資金のうち同条第一 取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課 時特例に関する法律第三十八条の二第二項第五 続税法第二十八条第四項の規定の適用について た年の中途において死亡した場合(当該住宅取 ないこととなるものを除く。以下この項にお は、同項中「財産を」とあるのは、「財産(東 いずれかに該当する場合に限る。) における相 て同じ。)を」とする。 住宅資金贈与者が住宅取得等資金の贈与をし

一 贈与により住宅取得等資金の取得をした日 場合を含む。)の届出書を提出する者 項又は第七十条の三第一項において準用する の属する年中において、当該住宅取得等資金 二項(租税特別措置法第七十条の二の六第一 た財産について、相続税法第二十一条の九第 の贈与をした住宅資金贈与者から贈与を受け の九第五項に規定する相続時精算課税適用者 住宅資金贈与者に係る相続税法第二十一条

ことにより同条の規定の適用を受けることがで を含む。) は、当該申告書及び書類を提出する その死亡した被災受贈者の相続人(包括受遺者 書及び書類を提出しないで死亡した場合には、 きる。この場合において、同項の規定の適用に 定する申告書及び書類の提出期限前に当該申告 ついては、同項中「相続税法第二十八条」とあ 被災受贈者が法第三十八条の二第十四項に規

るのは「死亡に係る相続税法第二十八条第二項 準を定めたときは、これを告示する。 の特例)

16 国土交通大臣は、第三項の規定により基準を 「に同項」とあるのは「に第一項」とする。 において準用する同法第二十七条第二項」と、 第六号の規定により修繕若しくは模様替を定 の規定により基準を定め、同項第五号若しくは 室、浴室、便所その他の室を定め、同項第四号 定め、第五項第三号の規定により居室、調 め、又は第八項若しくは第九項の規定により基 同項第七号の規定により保証保険契約を定

貸し付けた場合の贈与税等の納税猶予及び免除 (農用地利用集積等促進計画に基づき農地等を

第二十九条の二の二 法第三十八条の二の二第一 項の規定の適用がある場合における租税特別措 定の適用については、次に定めるところによ 置法施行令第四十条の六及び第四十条の七の規

規定により読み替えて適用される第十項」

項第一号の規定により読み替えて適用され 時特例に関する法律第三十八条の二の二第一 と、「もの及び」とあるのは「もの及び東日 の規定により読み替えて適用される第八項. と、「「及び第八項」とあるのは「「及び同号 規定により読み替えて適用される第八項」 する法律第三十八条の二の二第一項第一号の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関 例に関する法律第三十八条の二の二第一項第 用集積等促進計画」という。)」と、同条第二 項に規定する農用地利用集積等促進計画(以 り読み替えて適用される法第七十条の四第八 第三十八条の二の二第一項第一号の規定によ 計画」とあるのは「東日本大震災の被災者等 項中「同項に規定する農用地利用集積等促進 本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨 中「(第八項」とあるのは「(東日本大震災の る」とあるのは「係る」と、同条第二十八項 と、同条第二十七項中「係る同項に規定す 震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特 十一項第一号中「法」とあるのは「東日本大 下この項及び第二十七項において「農用地利 に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 一号の規定により読み替えて適用される法」 租税特別措置法施行令第四十条の六第二十

租税特別措置法施行令第四十条の七第二十 「同項に規定する農用地利用集積等促進

る」とあるのは「係る」と、同条第二十八項 震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特 り読み替えて適用される法第七十条の六第十 第三十八条の二の二第一項第二号の規定によ する法律第三十八条の二の二第一項第二号の 被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関 中「(第十項」とあるのは「(東日本大震災の と、同条第二十七項中「係る同項に規定す 二号の規定により読み替えて適用される法」 例に関する法律第三十八条の二の二第一項第 用集積等促進計画」という。)」と、同条第二 項に規定する農用地利用集積等促進計画(以 計画」とあるのは「東日本大震災の被災者等 十一項第一号中「法」とあるのは「東日本大 下この項及び第二十七項において「農用地利 に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

贈与税等の納税猶予及び免除の特例) (避難解除区域等内の農地等を譲渡した場合の

項第二号の規定により読み替えて適用され時特例に関する法律第三十八条の二の二第一

本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨 と、「もの及び」とあるのは「もの及び東日 の規定により読み替えて適用される第十項」 と、「「及び第十項」とあるのは「「及び同号

る」とする。

第二十九条の二の三 法第三十八条の二の三第一 町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村とする。 相馬市、双葉郡富岡町、大熊町、双葉町、 項に規定する政令で定める市町村は、福島県南

で定める事業は、次に掲げる事業とする。 法第三十八条の二の三第一項に規定する政令 に規定する帰還・移住等環境整備交付金の 福島復興再生特別措置法第三十四条第三項 交

付を受けて行われる事業

設けた基金から費用の助成を受けて行われる る福島原子力災害復興交付金の経費の支出に よる給付金をいう。) を原資として福島県が 福島原子力災害復興交付金(予算の目であ

定の適用については、 同条第一項に規定する受贈者又は当該承認を受 四第十五項の税務署長の承認を受けようとする み替えて適用される租税特別措置法第七十条の 置法施行令第四十条の六及び第四十条の七の規 けた同項に規定する受贈者に対する租税特別措 法第三十八条の二の三第一項の規定により読 同令第四十条の六第二十

第三十一項中「同項の」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特別に関する法律第三十八条の二の三第一項の規定に行われた日から五年」と、「同号第四十条のは「同項第二号の」と、同令第四十条のは「同項第二号の」と、同令第四十条の七第三十一項中「一年以内に行われた」と、「同項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特別に関する法律第三十八条の二の三第一項の規定により読み替えて適用される法第七十条の四、とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特別に関する法律第三十八条の二の三第一項の規定により読み替えて適用される法第七十条の四、とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特別に関する法律第三十八条の二の三第一項の規定により読み替えて適用される法第七十条の四、計算中、「関係と関係と関係に関する法律のに対して、「関係を関係といる。」とあるのは「東日本大震災の大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特別に関する法律第三十八条の二の三第一項の規定を対して、「関係と関係といる。」といる法律を対して、「関係といる。

該避難指示の全てが解除された日から五年」 規定する避難指示の対象となつた区域に係る当 区域で福島復興再生特別措置法第四条第四号に とあるのは「特例農地等が所在する市町村内の とあるのは「と、「譲渡等があつた日から一年」 の三第二項の」と、同条第三十二項中「と、」 係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二 るのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関 については、同条第二十九項中「同項の」とあ 税特別措置法施行令第四十条の七の規定の適用 を受けた同項に規定する農業相続人に対する租 同条第一項に規定する農業相続人又は当該承認 六第十九項の税務署長の承認を受けようとする み替えて適用される租税特別措置法第七十条の 」とする。 法第三十八条の二の三第二項の規定により読 「同号の」とあるのは「同項第二号の」と 3

式等についての納税猶予の特例) (被災した認定贈与承継会社等に係る非上場株

- 警戒区域設定指示等の対象区域内に所在してう。以下同じ。)が行われた日において当該第一号に規定する警戒区域設定指示等をい第一号に規定する警戒区域設定指示等(法第三十七条第一項の条において同じ。)をした資産の条において同じ。)をした資産東日本大震災により滅失(通常の修繕によ東日本大震災により滅失(通常の修繕によ
- いた資産(前号に掲げるものを除く。)いた資産(前号に掲げるものを除く。)いた資産(前号に掲げる常時使用従業員の数の合本継会社の次に掲げる常時使用従業員(同号十三年三月十日における常時使用従業員(同号において同じ。)の総数に対する当該認定贈与本継会社の平成二十三年三月十日における常時使用従業員(同号十三年三月十日における常時使用従業員(同号に掲げるものを除く。)いた資産(前号に掲げるものを除く。)
- 一 当該認定贈与承継会社の法第三十八条の三第一項第二号に規定する事業所(東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したものに限る。)のうち平成二十三に常時使用従業員が当該認定贈与承継会社して常時使用従業員が当該認定贈与承継会社の本来の業務に従事することができないと認められるものにおいて、同年三月十日に使用が損壊していた常時使用従業員の数
- 3 法第三十八条の三第一項第二号イに規定する場数でで定める数は、同号イの被災事業所以外の事業所につき、それぞれ特例対象贈与(租税特別措置法第七十条の七第一項の時における常時使用従業員の数(当該特例対象贈与の時後に合併その他の財務省令で定める象贈与の時後に合併その他の財務省令で定める事由が生じたときは、常時使用従業員の数に相事の時後に合併その他の財務省令で定める事由が生じたときは、常時使用従業員の数に相いて同じ。)に百分の八十を乗じて計算したおいて同じ。)に百分の八十を乗じて計算した第五項第一号、第十七項及び第十九項第一号、第五項第一号、第十七項及び第十九項第一号において同じ。)に百分の八十を乗じて計算した。

  第本項第一号、第十七項及び第十九項第一号において同じ。)に百分の八十を乗じて計算したおいて同じ。)に百分の八十を乗じて計算した。
- 合が百分の七十以下である場合とする。に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割って定める場合は、認定贈与承継会社の第一号4 法第三十八条の三第一項第三号に規定する政

- にようすことを 二 平成二十三年三月十一日から同年九月十日 までの間における売上金額 一 平成二十二年三月十一日から同年九月十日
- 各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めれているときとして政令で定めるときは、次のれているときとして政令で定めるときは、次のお第三十八条の三第一項第三号に規定する売までの間における売上金額
- 間内に終了する当該売上判定事業年度の数で贈与承継期間の末日において経営贈与承継期 の財務省令で定める事由が生じたときは、当額の割合(特例対象贈与の時後に合併その他対する当該売上判定事業年度における売上金 日が経営贈与承継期間内に存する場合におけ をいう。次号において同じ。)の合計を経営 該事由が生じた日以後の認定贈与承継会社に 業年度」という。)における売上金額に当該 月十一日の属する事業年度の直前の事業年度 う。以下この項において同じ。) における売 項第七号に規定する経営贈与報告基準日をい 告基準日(租税特別措置法第七十条の七第二 業年度(法第三十八条の三第一項第三号に規 営贈与承継期間」という。)内に租税特別措 贈与の時における常時使用従業員の数に対す 雇用割合(当該認定贈与承継会社の特例対象 いう。以下この項において同じ。)における る当該基準日の翌日から一年を経過する日を 定基準日(当該売上判定事業年度に係る基準 除して計算した割合(以下この号において 係る当該割合として財務省令で定めるもの) 特定事業年度の月数で除して計算した金額に 売上判定事業年度の月数を乗じてこれを贈与 上割合(認定贈与承継会社の平成二十三年三 する事業年度以前の事業年度を除く。) をい する事業年度(平成二十三年三月十一日の属 う。) の翌日から当該基準日までの間に終了 定する基準日(以下この項及び第七項におい 置法第七十条の七第三項第二号に掲げる場合 経営贈与承継期間(以下この項において「経 る当該雇用判定基準日における常時使用従業 ハまでに掲げる場合の区分に応じ、各雇用判 (以下この項及び次項において「贈与特定事 て「基準日」という。) の直前の経営贈与報 に該当することとなった場合 各売上判定事 「売上割合の平均値」という。)の次のイから 法第三十八条の三第一項第一号に規定する
- 合 百分の八十 売上割合の平均値が百分の百以上の場
- 売上削合の平均直が互分の七十ま構の場の百未満の場合。百分の四十、 売上割合の平均値が百分の七十以上百分
- 項第三号ロに規定する特定基準日) における 業年度に係る雇用判定基準日(当該売上判定 業年度における売上割合の次のイからハまで 該当することとなった場合 当該売上判定事 第九号に係る部分に限る。)に掲げる場合に 規定する贈与特定期間をいう。以下この号に 特定期間(法第三十八条の三第一項第一号に 雇用割合がそれぞれイからハまでに定める割 事業年度に係る基準日が贈与特定期間内に存 の七第五項の表の第一号の上欄(同条第三項 おいて同じ。)内に租税特別措置法第七十条 十条の七第三項第九号に掲げる場合又は贈与 合以上であるとき。 する場合にあっては、法第三十八条の三第一 に掲げる場合の区分に応じ、当該売上判定事 経営贈与承継期間内に租税特別措置法第七
- 八十 イ 売上割合が百分の百以上の場合 百分の
- の場合 百分の四十 売上割合が百分の七十以上百分の百未満
- 小 売上割合が百分の七十未満の場合 零 法第三十八条の三第一項第三号口に規定する 政令で定める事業年度は、事業年度の月数 年度の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数を乗じて記ける売上金額に贈与特定事業 度における売上金額が最初に贈与特定事業 度における売上金額以上となった場合における売上金額以上となった場合における売上金額以上となった場合における売上金額以上となった場合における売上金額以上となった場合における売上金額以上となった場合における売上金額以上となった場合における売上金額以上となった場合における売上金額以上となった場合における売上金額以上となった場合に対している。
- をいい、基準日が当該経営贈与承継期間の末日っては当該基準日の翌日から五月を経過する日規定する経営贈与承継期間内に存する場合にあ継受贈者は、届出期限(基準日が同項第一号に限る。)の規定の適用を受ける同項の経営承 法第三十八条の三第一項(第三号に係る部分

を第三十人をつこれに負責しまと見ぎても女別を指揮しなければならない。 別き続いて同項(第三号に係る部分に限る。)引き続いて同項(第三号に係る部分に限る。)の翌日から三月を経過する日をいう。)までに、の翌日以後に存する場合にあっては当該基準日の翌日以後に存する場合にあっては当該基準日の翌日以後に存する場合にあっては当該基準日の翌日以後に存する場合にあっては当該基準日の翌日以後に存する場合にあっては当該基準日の翌日以後に存する場合にあっては当該基準日の翌日以後に存する場合にあっては当該基準日の翌日以後に存する場合にあっては当該基準日の翌日以後に存する場合にあっては当該基準日の翌日の第一段に対している。

8 法第三十八条の三第三項第一号に規定する政令で定める場合は、平成二十三年三月十日における認定承継会社(租税特別措置法第七十条のに約う。以下この条及び次条において同じ。)の総額に対する当該認定承継会社の次に掲げる資産(特定資産を除く。)の貸借対照表に計上されている帳簿価額の給額に対する当該認定承継会社の次に掲げる資産(特定資産を除く。)の貸借対照表に計上においる帳簿価額の合計額の割合が百分の三十以上である場合とする。

年三月十日における常時使用従業員の総数に対令で定める場合は、認定承継会社の平成二十三していた資産(前号に掲げるものを除く。)とびいた資産(前号に掲げるものを除く。)は繁戒区域設定指示等の対象区域内に所在当該警戒区域設定指示等が行われた日において二 警戒区域設定指示等が行われた日において二 東日本大震災により滅失をした資産

業員の数の合計数の割合が百分の二十以上であする当該認定承継会社の次に掲げる常時使用従

る場合とする。

常時使用従業員の数常時使用従業員の数第時使用従業員の数第時使用従業員の数第時使用従業員が当該認定承継会社の本来の常時使用従業員が当該認定承継会社の本来の常のにおいて、同年三月十日に使用していた表別に対して、同年三月十日に使用していた。当該認定承継会社の法第三十八条の三第三当該認定承継会社の法第三十八条の三第三当該認定承継会社の法第三十八条の三第三当該認定承継会社の法第三十八条の三第三場のにおいて、同年三月十日に使用していた。

従業員の数 (産業員の数) (産業員の数) (産業員の数) (産業員の数) (産業員の数別で、同日の前日に使用していた常時使用とていた事業所(前号の事業所を除く。)に (産業員の数別に指示等が行われた日において) (産業員の数) (産業員の裁) (産業員の意) (産

務省令で定める事由が生じたときは、常時使用の数(当該相続の開始の時後に合併その他の財別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用災事業所以外の事業所につき、それぞれ租税特災事業所以外の事業所につき、それぞれ租税特災事業所以外の事業所につき、それぞれ租税特別等。

該売上判定事業年度の数で除して計算した割

三年三月十一日の属する事業年度以前の事業年政令で定める事業年度は、事業年度(平成二十

た数)とする。 に百分の八十を乗じて計算した数(その数に一は百分の八十を乗じて計算した数(その数に一める数をいう。第十二項第一号において同じ。)がる数をいう。第十二項第一号において同じ。)

百分の七十以下である場合とする。付る金額に対する第二号に掲げる金額の割合がって定める場合は、認定承継会社の第一号に掲法第三十八条の三第三項第三号に規定する政

平戊二十三F三月十一日から同年九月十日までの間における売上金額平成二十二年三月十一日から同年九月十日

までの間における売上金額 平成二十三年三月十一日から同年九月十日

この項において同じ。)における売上割合年度以前の事業年度を除く。)をいう。以下 割合として財務省令で定めるもの)をいう。由が生じた日以後の認定承継会社に係る当該 年度の月数を乗じてこれを特定事業年度の月 年度(平成二十三年三月十一日の属する事業 七号に規定する経営報告基準日をいう。)の(租税特別措置法第七十条の七の二第二項第 の末日において経営承継期間内に終了する当 次号において同じ。)の合計を経営承継期間 務省令で定める事由が生じたときは、当該事 用に係る相続の開始の時後に合併その他の財 別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適 定事業年度における売上金額の割合(租税特 数で除して計算した金額に対する当該売上判 う。) における売上金額に当該売上判定事業 項及び次項において「特定事業年度」とい 属する事業年度の直前の事業年度(以下この 翌日から当該基準日までの間に終了する事業 る基準日(以下この項及び第十四項において 度(法第三十八条の三第三項第三号に規定す 当することとなった場合 各売上判定事業年 十条の七の二第三項第二号に掲げる場合に該 継期間」という。)内に租税特別措置法第七 経営承継期間(以下この項において「経営承 (認定承継会社の平成二十三年三月十一日の 「基準日」という。)の直前の経営報告基準日 法第三十八条の三第三項第一号に規定する 13

場合の区分に応じ、各雇用判定基準日(当該場合の区分に応じ、各雇用判定基準日の翌日間内に存する場合における当該を出れて同じ。)における常時使用従業員の数に対する当該雇用おける常時使用従業員の数に対する当該雇用おける常時使用従業員の数に対する当該雇用おける常時使用従業員の数に対する当該雇用判定基準日における常時使用従業員の数に対する当該雇用判定基準日において同じ。)の合計を経営承継期間の末日の翌日以後最初に到来する管承継期間でまりにおいて当該売上判定事業年度に係る雇用判定基準日の数で除して計算した割合がそれぞれイからへまでに定める割合とき。

台 百分の八十 売上割合の平均値が百分の百以上の場

売上割合の平均値が百分の七十未満の場の百未満の場合 百分の四十 売上割合の平均値が百分の七十以上百分

がそれぞれイからハまでに定める割合以上で 口に規定する特定基準日)における雇用割合 年度に係る基準日が特定期間内に存する場合 度に係る雇用判定基準日(当該売上判定事業 度における売上割合の次のイからハまでに掲 号に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当 する特定期間をいう。以下この号において同 期間(法第三十八条の三第三項第一号に規定 にあっては、法第三十八条の三第三項第三号 げる場合の区分に応じ、当該売上判定事業年 することとなった場合 当該売上判定事業年 第五項の表の第一号の上欄(同条第三項第九 じ。) 内に租税特別措置法第七十条の七の二 の七の二第三項第九号に掲げる場合又は特定 あるとき。 経営承継期間内に租税特別措置法第七十条

八十 イ 売上割合が百分の百以上の場合 百分の

法第三十八条の三第三項第三号ロに規定するハ 売上割合が百分の七十末満の場合 零の場合 百分の四十 売上割合が百分の七十以上百分の百末満口 売上割合が百分の七十以上百分の百末満

年度とする。 年度とおける一方を当該事業年度の月数で除度を除く。)における売上金額に特定事業年度

値」という。)の次のイからハまでに掲げる

(以下この号において「売上割合の平均

11 法第三十八条の三第三項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける同項の経営承継相続人等は、届出期限(基準日が同項第一号に規定する経営承継期間内に存する場合にあっては当該基準日の翌日から三月を経過する日をいい、基準日が当該経営承継期間の末日の翌日から三月を経過する日をいう。)までに、引きから三月を経過する日をいう。)までに、引きがいて同項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けたい旨その他財務省令で定める定の適用を受けたい旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

15 法第三十八条の三第五項第一号に規定する政令で定める場合は、平成二十三年三月十日における認定相続承継会社(租税特別措置法第七十件はる認定相続承継会社(租税特別措置法第七十年。)の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額に対する当該認定相続承継会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額の割り、以下この条をである場合とする。

東日本大震災により滅失をした資産

時使用従業員の数の合計数の割合が百分の二十一年三月十日における常時使用従業員の総数令で定める場合は、認定相続承継会社の平成二令で定める場合は、認定相続承継会社の平成二十三年三月十日における常時使用従業員の総数十三年三月十日における常時使用従業員の総数定指示等の対象区域内に所在当該警戒区域設定指示等が行われた日において二 警戒区域設定指示等が行われた日において二 警戒区域設定指示等が行われた日において二

以上である場合とする。

一 当該認定相続承継会社の法第三十八条の三 当該認定相続承継会社の法第三十月に使用 が損壊したものに限る。)のうち平成二十三 に常時使用従業員が当該認定相続承継会社 して常時使用従業員が当該認定相続承継会社 して常時使用従業員が当該認定相続承継会社 していた常時使用従業員の当該認定相続承継会社の法第三十八条の三 当該認定相続承継会社の法第三十八条の三 当該認定相続承継会社の法第三十八条の三

当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在二 警戒区域設定指示等が行われた日において

贈与の時後に合併その他の財務省令で定める

していた事業所(前号の事業所を除く。)に いて、同日の前日に使用していた常時使用

象贈与の時における常時使用従業員の数に百分 端数があるときは、その端数を切り上げた数) の八十を乗じて計算した数(その数に一未満の 災事業所以外の事業所につき、それぞれ特例対 政令で定める数は、同号イの被災事業所又は被 法第三十八条の三第五項第二号イに規定する

令で定める場合は、認定相続承継会社の第一号法第三十八条の三第五項第三号に規定する政 合が百分の七十以下である場合とする。 に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割 までの間における売上金額 平成二十二年三月十一日から同年九月十日

平成二十三年三月十一日から同年九月十日

各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定め れているときとして政令で定めるときは、次の 上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保さ るときとする。 法第三十八条の三第五項第三号に規定する売 までの間における売上金額

いて同じ。)における売上割合(認定相続承事業年度を除く。)をいう。以下この項にお二十三年三月十一日の属する事業年度以前の該基準日までの間に終了する事業年度(平成 事業年度における売上金額の割合(特例対象 で除して計算した金額に対する当該売上判定 月数を乗じてこれを相続特定事業年度の月数 項において「相続特定事業年度」という。) 業年度の直前の事業年度(以下この項及び次 継会社の平成二十三年三月十一日の属する事 経営相続報告基準日をいう。)の翌日から当 法第七十条の七の四第二項第六号に規定する の直前の経営相続報告基準日(租税特別措置 及び第二十一項において「基準日」という。) 第五項第三号に規定する基準日(以下この項 合 各売上判定事業年度(法第三十八条の三 み替えられた同法第七十条の七の二第三項第 置法第七十条の七の四第三項の規定により読 営相続承継期間」という。)内に租税特別措 経営相続承継期間(以下この項において「経 一号に掲げる場合に該当することとなった場 法第三十八条の三第五項第一号に規定する おける売上金額に当該売上判定事業年度の

> 用判定基準日において当該売上判定事業年度 時使用従業員の数に対する当該雇用判定基準 割合がそれぞれイからハまでに定める割合以 に係る雇用判定基準日の数で除して計算した 承継期間の末日の翌日以後最初に到来する雇 日における常時使用従業員の数の割合をい 相続承継会社の特例対象贈与の時における常 おいて同じ。)における雇用割合(当該認定 から一年を経過する日をいう。以下この項に 間内に存する場合における当該基準日の翌日 判定事業年度に係る基準日が経営相続承継期 の区分に応じ、各雇用判定基準日(当該売上 という。)の次のイからハまでに掲げる場合 売上判定事業年度の数で除して計算した割合 において経営相続承継期間内に終了する当該 て同じ。) の合計を経営相続承継期間の末日 財務省令で定めるもの)をいう。次号におい 後の認定相続承継会社に係る当該割合として 事由が生じたときは、当該事由が生じた日以 上であるとき。 (以下この号において「売上割合の平均値」 次号において同じ。) の合計を経営相続

売上割合の平均値が百分の百以上の場

の百未満の場合 百分の四十 売上割合の平均値が百分の七十未満の場 売上割合の平均値が百分の七十以上百分

項の表の第一号の上欄(同条第三項第九号に り読み替えられた同法第七十条の七の二第五 あるとき。 がそれぞれイからハまでに定める割合以上で 口に規定する特定基準日)における雇用割合 にあっては、法第三十八条の三第五項第三号 に係る基準日が相続特定期間内に存する場合 係る雇用判定基準日(当該売上判定事業年度 場合の区分に応じ、当該売上判定事業年度に おける売上割合の次のイからハまでに掲げる こととなった場合 当該売上判定事業年度に 係る部分に限る。) に掲げる場合に該当する 別措置法第七十条の七の四第三項の規定によ 三第五項第一号に規定する相続特定期間をい げる場合又は相続特定期間(法第三十八条の れた同法第七十条の七の二第三項第九号に掲 十条の七の四第三項の規定により読み替えら 経営相続承継期間内に租税特別措置法第七 以下この号において同じ。)内に租税特

> 売上割合が百分の百以上の場合 百分の

> > 次に掲げる会社

を含む。以下この号において同じ。)が有

当該経営承継受贈者(前各号に掲げる者

する会社の株式等(株式又は出資をいう。

の場合 百分の四十 売上割合が百分の七十以上百分の百未満

20 度における売上金額以上となった場合における 年度の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数度を除く。) における売上金額に相続特定事業 三年三月十一日の属する事業年度以前の事業年 当該事業年度とする。 で除して計算した金額が最初に相続特定事業年 政令で定める事業年度は、事業年度(平成二十 法第三十八条の三第五項第三号ロに規定する 売上割合が百分の七十未満の場合

21 る。) の規定の適用を受けたい旨その他財務省 準日の翌日から三月を経過する日をいう。) ま 続承継受贈者は、届出期限(基準日が同項第 令で定める事項を記載した届出書を納税地の所 でに、引き続いて同項(第三号に係る部分に限 末日の翌日以後に存する場合にあっては当該基 る日をいい、基準日が当該経営相続承継期間の にあっては当該基準日の翌日から五月を経過す 号に規定する経営相続承継期間内に存する場合 に限る。) の規定の適用を受ける同項の経営相 法第三十八条の三第五項(第三号に係る部分

22 法第三十八条の三第五項(第三号に係る部分 贈者が租税特別措置法第七十条の七の三第一項る。)の規定の適用を受ける同項の経営承継受 規定は、同条第一項(第三号に係る部分に限 に限る。) の規定及び第十八項から前項までの 贈非上場株式等につき同法第七十条の七の四第 より取得をしたものとみなされた同項の特例受 の規定により同項の贈与者から相続又は遺贈に ついて準用する。 項の規定の適用を受けることとなった場合に

第二十九条の四 法第三十八条の四第一項第一号 に規定する経営承継受贈者と政令で定める特別 関係がある者は、次に掲げる者とする。 当該経営承継受贈者の親族

二 当該経営承継受贈者と婚姻の届出をしてい ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

号に掲げる者を除く。) の資産によって生計を維持している者 当該経営承継受贈者の使用人 当該経営承継受贈者から受ける金銭その他 (前三

前三号に掲げる者と生計を一にするこれら

Ŧī.

轄税務署長に提出しなければならない。

株主等議決権数の百分の五十を超える数で 決権の数の合計が、当該他の会社に係る総 数の合計が、当該他の会社に係る総株主等 ある場合における当該他の会社 る会社が有する他の会社の株式等に係る議 合における当該他の会社 議決権数の百分の五十を超える数である場 当該経営承継受贈者及びイ又は口に掲げ

が有する他の会社の株式等に係る議決権の

当該経営承継受贈者及びイに掲げる会社

の五十を超える数である場合における当該

項第三号ハに規定する総株主等議決権数を 決権数(租税特別措置法第七十条の七第二 の数の合計が、当該会社に係る総株主等議 以下この号において同じ。)に係る議決権

いう。以下この号において同じ。)の百分

令で定める者とする。 会社の経営を実質的に支配する者として財務省 同号の譲渡又は贈与があった後の認定贈与承継 めのある法人(医療法人を除く。)又は個人で、 人の者として政令で定めるものは、持分の定 法第三十八条の四第一項第一号イに規定する

る。 げる要件に該当する債務処理に関する計画とす 画は、法人税法施行令第二十四条の二第一項第 ものである場合に限る。)とし、法第三十八条 項に規定する中小企業再生支援協議会が定めた 手続についての準則が、産業競争力強化法 定する一般に公表された債務処理を行うため 条の二第一項に規定する事実(同項第一号に規 政令で定める事実は、法人税法施行令第二十四 の四第一項第一号ロに規定する政令で定める計 成二十五年法律第九十八号)第百二十八条第一 一号から第三号まで及び第四号又は第五号に掲 法第三十八条の四第一項第一号ロに規定する 伞 0

合には、当該申請書に次に掲げる事項の記載が 法第七十条の七第十六項の申請書を提出する場 の規定により読み替えて適用する租税特別措置ようとする同項の経営承継受贈者が同条第二項 ある書類を添付しなければならない 法第三十八条の四第一項の規定の適用を受け

- けようとする旨 法第三十八条の四第一項の規定の適用を受
- 該当する旨及び該当することとなった事情の 法第三十八条の四第一項各号に掲げる場合に 受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が 租税特別措置法第七十条の七第三項の特例

第二十九条の五

その他財務省令で定める事項

5

- 定める者とする。 の経営を実質的に支配する者として財務省令で 同号の譲渡又は贈与があった後の認定承継会社 めのある法人(医療法人を除く。)又は個人で、 「経営承継相続人等」と読み替えるものとする。第一号」と、「経営承継受贈者」とあるのは項第一号」とあるのは「第三十八条の四第三項 場合において、第一項中「第三十八条の四第一 る特別の関係がある者について準用する。この 一号に規定する経営承継相続人等と政令で定め第一項の規定は、法第三十八条の四第三項第 法第三十八条の四第三項第一号イに規定する 人の者として政令で定めるものは、持分の定 2
- 置法第七十条の七の二第十七項の申請書を提出項の規定により読み替えて適用する租税特別措 記載がある書類を添付しなければならない。 する場合には、当該申請書に次に掲げる事項の ようとする同項の経営承継相続人等が同条第四 法第三十八条の四第三項の規定の適用を受け 法第三十八条の四第三項の規定の適用を受
- する旨及び該当することとなった事情の詳細 三十八条の四第三項各号に掲げる場合に該当 特例非上場株式等に係る認定承継会社が法第租税特別措置法第七十条の七の二第三項の その他財務省令で定める事項

けようとする旨

- うとする租税特別措置法第七十条の七の四第二「第三十八条の四第五項の規定の適用を受けよ 別措置法第七十条の七の四第二項第三号に規定四第五項の規定の適用を受けようとする租税特 は「経営相続承継受贈者」と読み替えるものと 項第三号」と、「経営承継相続人等」とあるの 中「第三十八条の四第三項第一号」とあるのはについて準用する。この場合において、第五項 五項において同条第三項の規定を準用する場合 する経営相続承継受贈者が法第三十八条の四第 第五項及び第六項の規定は、法第三十八条の 4 3
- 規定の適用を受けようとする租税特別措置法第 第七項の規定は、法第三十八条の四第五項の

- 七十条の七の四第二項第三号に規定する経営相 続承継受贈者が法第三十八条の四第五項におい て同条第四項の規定を準用する場合について準
- の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計 当該会社の次に掲げる資産 (特定資産を除く。) 照表に計上されている帳簿価額の総額に対する 三月十日における同号の会社の総資産の貸借対 に規定する政令で定める場合は、平成二十三年二十九条の五 法第三十八条の五第一項第一号 額の割合が百分の三十以上である場合とする。 っては原状回復が困難な損壊を含む。)をし 東日本大震災により滅失(通常の修繕によ
- していた資産(前号に掲げるものを除く。) 当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在 警戒区域設定指示等が行われた日にお
- 令で定める場合は、同号の会社の平成二十三年 法第三十八条の五第一項第二号に規定する政 従業員の数の合計数の割合が百分の二十以上での総数に対する当該会社の次に掲げる常時使用 三月十日における常時使用従業員(同号の常時 使用従業員をいう。以下この条において同じ。) ある場合とする。
- 従業員が当該会社の本来の業務に従事するこ から同年九月十日までの間継続して常時使用 のに限る。)のうち平成二十三年三月十一日 に規定する事業所(東日本大震災により滅失 当該会社の法第三十八条の三第三項第二号 又はその全部若しくは一部が損壊したも
- 二 警戒区域設定指示等が行われた日において していた事業所(前号の事業所を除く。)に当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在 従業員の数 おいて、同日の前日に使用していた常時使用
- る金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百令で定める場合は、同号の会社の第一号に掲げ 分の七十以下である場合とする。
- 二 平成二十三年三月十一日から同年九月十日 までの間における売上金額

- 法第三十八条の五第一項第三号に規定する政 までの間における売上金額 平成二十二年三月十一日から同年九月十日
- 個人が同項の規定の適用を受けようとする場合 について準用する。 前三項の規定は、法第三十八条の五第三項の

- 第二十九条の六 法第三十八条の六第二項に規定 する政令で定める延納の許可の申請に係る手続 (延納の許可の申請等に係る期限等の特例) .関する期限は、次に掲げる期限とする。
- 書に係るものに限る。) の提出期限 規定する担保提供関係書類提出期限延長届出 供関係書類(同条第六項(同条第八項の規定 により読み替えて適用する場合を含む。)に 相続税法第三十九条第十二項に定める申請 相続税法第三十九条第七項に定める担保提
- は提出の期限 書の訂正又は担保提供関係書類の訂正若しく の規定により読み替えて適用する場合を含 提供関係書類(同条第十三項(同条第十五項 相続税法第三十九条第十四項に定める担保
- 期限 期限延長届出書に係るものに限る。)の提出む。)に規定する変更担保提供関係書類提出 の規定により読み替えて適用する場合を含 提供関係書類(同条第十八項(同条第二十項 提出の期限 相続税法第三十九条第十九項に定める担保
- 2 準用する。 いて同条第二項の規定を準用する場合について、前項の規定は、法第三十八条の六第四項にお
- (物納の許可の申請等に係る期限等の特例)
- する政令で定める物納の許可の申請に係る手続第二十九条の七 法第三十八条の七第二項に規定 、関する期限は、次に掲げる期限とする。 相続税法第四十二条第五項に定める物納手
- 二 相続税法第四十二条第十項に定める申請書 の訂正又は物納手続関係書類の訂正若しくは

書に係るものに限る。) の提出期限

規定する物納手続関係書類提出期限延長届出

により読み替えて適用する場合を含む。)に 続関係書類(同条第四項(同条第六項の規定

- 手続関係書類(同条第十一項(同条第十三項三 相続税法第四十二条第十二項に定める物納 延長届出書に係るものに限る。)の訂正又は む。) に規定する物納手続関係書類補完期限 の規定により読み替えて適用する場合を含
- 兀 財産を収納するために必要な措置に係る期限 相続税法第四十二条第二十項に定める物納

- れている場合における当該措置に係る同条第 定する収納関係措置期限延長届出書が提出さ 二十四項に定める期限を含む。) より読み替えて適用する場合を含む。)に規 (同条第二十三項(同条第二十五項の規定に
- 2 準用する。 いて同条第二項の規定を準用する場合につ 前項の規定は、法第三十八条の七第四項にお いて

## 第五章 登録免許税法等の特例

た建物に係る所有権の保存登記等の免税) (東日本大震災の被災者等が新築又は取得をし

第三十条 法第三十九条第一項に規定する政令で 条の二第一項及び第三十二条第一項において 条第十二号の二に規定する分割法人(第三十一 規定する分割により滅失建物等に係る事業に関 失建物等の所在地の市町村長又は特別区の区長 という。)の所有者であることにつき、当該滅 定める被災者は、同項に規定する滅失建物等 「分割法人」という。)を除く。)とする。 して有する権利義務を承継させた法人税法第二 から証明を受けた者(次項第三号又は第四号に (以下この条及び次条において「滅失建物等」

延長届出書に係るものに限る。)の訂正又は む。)に規定する担保提供関係書類補完期限

- 2 者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 該各号に定める者とする。 法第三十九条第一項に規定する政令で定める 当
- の証明を受けた後に死亡した場合 当該被災 者が死亡したときにおけるその者の相続人 東日本大震災の被災者が個人であって前項 東日本大震災の被災者が個人であって前
- あって当該被災者が滅失建物等の所有者であ 者が死亡したときにおけるその者の相続人で の証明を受ける前に死亡した場合 当該被災 市町村長又は特別区の区長から証明を受けた ったことにつき、当該滅失建物等の所在地
- 三 東日本大震災の被災者が法人であって前項 号の三に規定する分割承継法人(次号、第三 う。) 又は当該分割に係る同法第二条第十二 第三十二条第二項において「合併法人」とい 合併法人(次号、第三十一条の二第二項及び 併に係る法人税法第二条第十二号に規定する 又は分割により滅失建物等に係る事業に関し の証明を受けた後に合併により消滅した場合 いて「分割承継法人」という。) 十一条の二第二項及び第三十二条第二項にお て有する権利義務を承継させた場合 当該合
- 東日本大震災の被災者が法人であって前 証明を受ける前に合併により消滅した場合

証明を受けたもの 等の所在地の市町村長又は特別区の区長から の所有者であったことにつき、当該滅失建物 継法人であって当該被災者が当該滅失建物等 併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承 又は分割により滅失建物等に係る事業に関し て有する権利義務を承継させた場合 当該合

けた個人の三親等内の親族で次に掲げる要件 場合に該当する場合を除く。) 当該証明を受 をすることができない場合(第一号に掲げる 物(住宅用の建物に限る。)の新築又は取得 た個人であって法第三十九条第一項の代替建 の全てを満たす者 東日本大震災の被災者が前項の証明を受け

る。

失建物等に当該証明を受けた個人と同居し 定指示等が行われた日の前日)において滅 該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在 ていた者であること。 していた場合にあっては、当該警戒区域設 戒区域設定指示等が行われた日において当 平成二十三年三月十日(滅失建物等が警

同居する者であること。 当該代替建物に当該証明を受けた個人と

3

された市町村(特別区を含む。)の区域内に所再建支援法(平成十年法律第六十六号)が適用 建物は、次の各号のいずれかに該当する建物に 在する建物については、この限りでない。 限る。ただし、東日本大震災に際し被災者生活 法第三十九条第一項に規定する政令で定める

得をした建物(前号に掲げるものを除く。) であることにつき、財務省令で定めるところ して財務省令で定めるもの 個人が新築又は取得をした住宅用の建物と 滅失建物等に代わるものとして新築又は取

る土地を取得した場合の所有権の移転登記等の(東日本大震災の被災者等が被災代替建物に係 により証明を受けたもの

第三十一条 同法第二条第四項に規定する共用部分がある場 じ。) の床面積(当該専有部分の属する建物に する専有部分をいう。 被災者等の専有部分(同法第二条第三項に規定 に規定する建物である場合にあっては、同項の る法律(昭和三十七年法律第六十九号)第一条 計(当該滅失建物等が建物の区分所有等に関す 定める面積は、同項の滅失建物等の床面積の合 法第四十条第一項に規定する政令で 以下この条において同

面積の割合により当該共用部分の床面積を按分規定する区分所有者のそれぞれの専有部分の床 いた土地の面積とのいずれか大きい面積とすた面積と当該滅失建物等の敷地の用に供されて 第一号の建物にあっては、二)を乗じて計算し 合にあっては、これを共用すべき同条第二項に して計算した面積を含む。)) に六(前条第三項

第三十一条の二 法第四十条の二第一項に規定す る政令で定める被災者は、次に掲げる者とす 係る所有権の移転登記等の免税) (東日本大震災の被災者等が取得した農用地に

利義務を承継させた分割法人を除く。) を受けた農用地に係る事業に関して有する権 第三号又は第四号に規定する分割により被害 在地の農業委員会から証明を受けた者(次項 受けた者であることにつき、当該農用地の所 いう。以下この条において同じ。)に被害を (法第四十条の二第一項に規定する農用地を 東日本大震災によりその所有する農用地

二 警戒区域設定指示等が行われた日において 用地に係る事業に関して有する権利義務を承 市町村長から証明を受けた者(次項第三号又 とにつき、当該対象区域内農用地の所在地の 当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在 は第四号に規定する分割により対象区域内農 区域内農用地」という。)の所有者であるこ していた農用地(以下この条において「対象

2 る者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に定める者とする。 法第四十条の二第一項に規定する政令で定め継させた分割法人を除く。) 東日本大震災の被災者が個人であって前項

の証明を受けた後に死亡した場合 当該被災

地の市町村長)から証明を受けたものある場合には、当該対象区域内農用地の所在 あって当該被災者が法第四十条の二第一項に の証明を受ける前に死亡した場合 当該被災 者が死亡したときにおけるその者の相続人 員会(当該被災農用地が対象区域内農用地で とにつき、当該被災農用地の所在地の農業委 規定する被災農用地(以下この条において 者が死亡したときにおけるその者の相続人で 「被災農用地」という。)の所有者であったこ 東日本大震災の被災者が個人であって前項

の証明を受けた後に合併により消滅した場合 東日本大震災の被災者が法人であって前項

併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承 又は分割により被災農用地に係る事業に関し て有する権利義務を承継させた場合

区域内農用地の所在地の市町村長)から証明対象区域内農用地である場合には、当該対象地の所在地の農業委員会(当該被災農用地がの所有者であったことにつき、当該被災農用 継法人であって当該被災者が当該被災農用地併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承 の証明を受ける前に合併により消滅した場合1 東日本大震災の被災者が法人であって前項 又は分割により被災農用地に係る事業に関し て有する権利義務を承継させた場合 当該合

Ŧi. 員等に該当する者(当該証明を受けた個人の二百二十九号)第二条第二項に規定する世帯 三親等内の親族に限る。) を受けた個人の農地法(昭和二十七年法律第 取得をすることができない場合(第一号に掲た個人であって被災農用地に代わる農用地の 東日本大震災の被災者が前項の証明を受け を受けたもの げる場合に該当する場合を除く。) 当該証明

3 後においても耕作又は養畜の用に供することがあって、当該従前農用地に代わる農用地の取得 下この項において「従前農用地」という。)での用に供することができなくなった農用地(以 る農用地は、東日本大震災により耕作又は養畜 地の所在地の農業委員会が証明したものとす

る面積は、同項の被災農用地の面積に一・五を・ 法第四十条の二第一項に規定する政令で定め 乗じて計算した面積とする。

取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減

法施行令第四十二条の四の規定の適用についての規定の適用がある場合における租税特別措置第三十一条の二の二 法第四十条の二の二第一項 特別措置法第十七条の二十四第一項」と、「同四条第一項第一号」とあるのは「福島復興再生は、同条第三項中「農業経営基盤強化促進法第 項第二号」とあるのは 「同条第二項第二号」 ح

不動産に係る所有権等の移転登記等の税率の軽(帰還・移住等環境整備推進法人が取得をした

当該合

帰属する旨の定めがあるものとする。

(東日本大震災の被災者等が建造又は取得をし

できないと見込まれることにつき当該従前農用 法第四十条の二第一項に規定する政令で定め

(農用地利用集積等促進事業により農用地等を

4

第三十一条の三 で定める帰還・移住等環境整備推進法人は、 法第四十条の四に規定する政令 公

権利義務を承継させた場合 当該合併に係る

合併法人又は当該分割に係る分割承継法人で

被害を受けた漁船に係る事業に関して有する

した場合又は分割により東日本大震災により

をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に 財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的 されているものに限る。) であって、その定款 分の一以上の金額が地方公共団体により拠出を 益社団法人(その社員総会における議決権の において、その法人が解散した場合にその残余 数の二分の一以上の数が地方公共団体により (その設立当初において拠出をされた金額の二 有されているものに限る。)又は公益財団法

第三十二条 法第四十一条第一項に規定する政令 割法人を除く。)とする。 号に規定する分割により被害を受けた漁船に係 う。)の交付を受けた者(次項第三号又は第四 る書類(次項において「被災証明書類」とい 船の漁船原簿の謄本で当該漁船の登録が抹消さ た漁船に係る所有権の保存登記等の免税) る事業に関して有する権利義務を承継させた分 れた事実を証するものその他の財務省令で定め 有する漁船に被害を受けたことにつき、当該漁 で定める被災者は、東日本大震災によりその 所

2 者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 該各号に定める者とする。 法第四十一条第一項に規定する政令で定める 当

当該被災者が死亡したときにおけるその者の 証明書類の交付を受けた後に死亡した場合 東日本大震災の被災者が個人であって被災

二 東日本大震災の被災者が個人であって被災 者の所有する漁船に被害を受けたことにつ 相続人であって東日本大震災により当該被災 当該被災者が死亡したときにおけるその者の 証明書類の交付を受ける前に死亡した場合 被災証明書類の交付を受けたもの

三 東日本大震災の被災者が法人であって被災 証明書類の交付を受ける前に合併により消滅 権利義務を承継させた場合 当該合併に係る 被害を受けた漁船に係る事業に関して有する 証明書類の交付を受けた後に合併により消滅 合併法人又は当該分割に係る分割承継法人 した場合又は分割により東日本大震災により 東日本大震災の被災者が法人であって被災

明書類の交付を受けたもの する漁船に被害を受けたことにつき、被災証 あって東日本大震災により当該被災者の所有

- 3 漁船は、次の各号のいずれかに該当する漁船と 法第四十一条第一項に規定する政令で定める
- る場合の区分に応じ、それぞれ次に定める一 法人が建造又は取得をした漁船で次に掲げ 個人が建造又は取得をした漁船
- の区域内である場合 当該漁船 被災者生活再建支援法が適用された市町村 当該漁船の船籍港が東日本大震災に際し
- り証明を受けたもの ことにつき、財務省令で定めるところによ 災により滅失した漁船又は東日本大震災に ものとして建造又は取得をした漁船である より損壊したため取り壊した漁船に代わる イに掲げる場合以外の場合 東日本大震 2

第三十二条の二 法第四十一条の二第一項に規定 引受け等が行われた場合における当該金融機関 機関等に対して同条第三項に規定する株式等の 律第百二十八号)第二条第一項に規定する金融 のための特別措置に関する法律(平成十六年法項の主務大臣の承認を受けて、金融機能の強化ものが記載されているものに限る。)に係る同 の活性化に資する方策として財務省令で定める の経営強化計画(同項の指定地域における経済 する政令で定める金融機関等は、同項の変更後 (登記の税率の軽減を受ける金融機関等の範囲)

## 第六章 消費税法等の特例

特例の届出があった場合の中間申告に関する特 (中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の

第三十三条 消費税法(昭和六十三年法律第百八 号)第三十七条第一項又は第五項の規定による 出している場合には、当該申告書に係る同法第 に規定する課税期間に係るものに限る。)を提 を受け、又は受けないこととなる同法第十九条 提出により同法第三十七条第一項の規定の適用 号に掲げる事項を記載したもの(当該届出書の の規定による申告書で同法第四十三条第一項各 消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項 第一項に規定する被災事業者が、その提出前に によるものに限る。)を提出した法第四十二条 届出書(法第四十二条第六項又は第八項の規定 3

る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 なかつたものとして計算した場合の消費税額を 四十三条第一項第三号の規定の適用について いう。)の合計額」とする。 は第八項の規定によるものに限る。)の提出が 定による届出書(東日本大震災の被災者等に係 は、同号中「消費税額の合計額」とあるのは、 二十三年法律第二十九号)第四十二条第六項又 「消費税額(第三十七条第一項又は第五項の規

## 第三十四条 削除

請等) (被災自動車等に係る自動車重量税の還付の申

第三十五条 法第四十五条第一項に規定する政令 令(昭和四十六年政令第二百七十五号)第五条 第一項に規定する被牽引自動車とする。 で定める被牽引自動車は、自動車重量税法施行 法第四十五条第一項に規定する東日本大震災

を原因として滅失し、解体し、又は自動車の用 次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各 途を廃止したものとして政令で定めるものは、 号に定める手続がされたものとする。 (同号において「登録自動車の届出」というしくは自動車の用途の廃止を事由とするもの 第二項の規定による届出のうち滅失、解体若 を事由とするもの(第七項第五号において うち滅失、解体若しくは自動車の用途の廃止 十五号)第四条に規定する登録を受けたも 「永久抹消登録」という。) 又は同法第十六条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八 同法第十五条に規定する永久抹消登録の

- 二 前号に掲げる自動車以外のもの 道路運送 法第四十五条第一項に規定する政令で定める 検査証の返納」という。) 検査証の返納のうち同項第一号に掲げる事由 車両法第六十九条第一項の規定による自動車 によるもの(第七項第五号において「自動車
- ところにより計算した金額は、次の各号に掲げ る場合の区分に応じ、 当該自動車検査証に記載された有効期間の満 で除し、これに平成二十三年三月十一日から 当する金額を自動車検査証の有効期間の月数 受ける際に納付された自動車重量税の額に相 条第一項に規定する自動車検査証の交付等を 次号に掲げる場合以外の場合 法第四十五 当該各号に定める金額と

了する日までの月数を乗じて計算した金額

九号)

- は当該還付を受けようとする金額を控除した る被災自動車をいう。以下この条及び次条に より計算した金額から当該還付された金額又 付を受けようとしている場合 前号の規定に 分に限る。) の規定による申請書を提出し還 る場合又は同条第四項(同条第一項に係る部 き、既に、租税特別措置法第九十条の十五第 おいて同じ。)に係る自動車重量税の額につ 一項の規定の適用により還付された金額があ 被災自動車(法第四十五条第一項に規定す
- 4 月に満たない端数を生じたときは、これを切り 捨てる。 前項第一号の月数は、暦に従って計算し、
- 5 車をいう。以下この条及び次条において同じ。) 届出軽自動車(同項に規定する被災届出軽自動 じて計算した金額とする。 の区分に応じ、次に定める金額に二分の一を乗 ところにより計算した金額は、次に掲げる被災 法第四十五条第二項に規定する政令で定める
- 用に供する被災届出軽自動車 利用運送事業を経営する者がこれらの事業の 十二号)第二条第八項に規定する第二種貨物 又は貨物利用運送事業法(平成元年法律第八 号)第二条第二項に規定する自動車運送事業 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三 二輪のもの 四千五百円
- イに掲げるもの以外のもの 八千四百円
- 届出軽自動車 前号に掲げる被災届出軽自動車以外の被災 二輪のもの 六千三百円
- 法第四十五条第三項に規定する政令で定める イに掲げるもの以外のもの 一万三千二

6

- 項は、次に掲げる事項とする。 番号及び車台番号又は被災届出軽自動車の車 被災自動車の自動車登録番号若しくは車両 申請者の住所及び氏名又は名称
- 三 還付を受けようとする金額 その他参考となるべき事項

両番号及び車台番号

るかに応じ当該各号に定める場所とする。 場所は、被災自動車又は被災届出軽自動車の所 有者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当す 法第四十五条第三項に規定する政令で定める 自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十

- 内」という。) に住所を有する個人である場 その住所地
- 三 国内に本店又は主たる事務所を有する法人 る場合 その居所地 国内に住所を有せず居所を有する個人であ

である場合 その本店又は主たる事務所の

- 前三号に掲げる場合を除き、国内に事務 営業所その他これらに準ずるものを有す
- Ŧi. これらに準ずるものの所在地(これらが二以 る者である場合 その事務所、営業所その 上ある場合には、主たるものの所在地) 前各号に掲げる場合以外の場合 当該被災 他
- 自動車に係る自動車重量税の免税の手続等) (被災自動車等の使用者であった者が取得する 三項において「協会」という。)の所在地 により設立された軽自動車検査協会(次条第 車に係る財務省令で定める事務をつかさどる 出、自動車検査証の返納又は被災届出軽自動 自動車に係る永久抹消登録、登録自動車の届 官公署又は道路運送車両法第五章の二の規定
- 第三十六条 法第四十六条第一項に規定する政令 分割承継法人をいう。)とする。 法人(法人税法第二条第十二号の三に規定する 併法人をいう。) 又は当該分割に係る分割承継 併法人(法人税法第二条第十二号に規定する合 が法人であって、当該法人が合併により消滅し 災使用者をいう。以下この条において同じ。) 務を承継させた場合における当該合併に係る合 届出軽自動車に係る事業に関して有する権利義 た場合又は分割により被災自動車若しくは被災 で定める者は、被災使用者(同項に規定する被
- 被牽引自動車は、前条第一項に定める被牽引自 動車とする。 法第四十六条第一項に規定する政令で定める
- 任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しく 指定を行う国土交通大臣若しくはその権限の委 自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受 は運輸支局長又は協会に提出しなければならな を、当該自動車検査証の交付等又は車両番号の ける場合には、次に掲げる事項を記載した書類 被災使用者が法第四十六条第一項に規定する
- 被災使用者の住所及び氏名又は名称
- の施行地(以下この項において「国 号及び車台番号 軽自動車の台数、 被災使用者に係る被災自動車及び被災届出 自動車登録番号又は車両番

三 法第四十六条第一項の規定の適用を受ける という。) の車台番号 こととなる検査自動車又は届出軽自動車(同 項に規定する検査自動車又は届出軽自動車を いう。以下この条において「検査自動車等」

項の規定の適用を受けた検査自動車等がある』 被災使用者につき、既に法第四十六条第一 場合にはその台数、自動車登録番号又は車両 番号及び車台番号

その他参考となるべき事項

場合は、次に掲げる場合とする。 法第四十六条第三項に規定する政令で定める 検査自動車等の売買契約(売主が当該検査

る。) において買主の変更があった場合 自動車等の所有権を留保している場合に限 自動車製造業者、自動車販売業者又は道路

て、当該販売業者等が運行の用に供した場合 等又はその販売のためその他運行以外の目的 。)が、その製造により取得した検査自動車 行(同条第五項に規定する運行をいう。以下 路をいう。)以外の場所のみにおいてその用 に供するため取得した検査自動車等につい に供されない検査自動車等の取得をした者 この項及び次項第二号において同じ。)の用 い方に従い用いられる検査自動車等その他運 (以下この号において「販売業者等」という (道路運送車両法第二条第六項に規定する道

当該各号に定める行為とする。 行為は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 三 自動車重量税法の施行地外で検査自動車等 法第四十六条第三項に規定する政令で定める を取得した者が、当該検査自動車等を同法の 施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合

る契約を締結する行為 前項第一号に掲げる場合 買主の変更に係

る契約書の要件) (印紙税の非課税の対象となる消費貸借に関 前項第二号及び第三号に掲げる場合 の用に供する行為 運行

第三十七条 法第四十七条第一項に規定する政令 で定める者は、次に掲げる者とする。 備機構、独立行政法人福祉医療機構及び日本 金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整 震災事業者再生支援機構、独立行政法人住宅 沖縄振興開発金融公庫、株式会社東日本大

私立学校振興・共済事業団 金銭の貸付けを受けた者又は地方公共団体か 地方公共団体(国から出資を受けた者から

> 業者を支援する事業を行う者(次項において 金銭の貸付けを行う同号ニに規定する中小企 東日本大震災により被害を受けた者に対して 地方公共団体又は機構の定めるところにより て行う資金の貸付けに限る。)を受けて当該 団体が同条第一項第三号ニに掲げる事業とし て同じ。)から資金の貸付け(当該地方公共 体に限る。以下この号及び次項第四号におい 規定による資金の貸付けを受けた地方公共団 条第一項(第三号ニに係る部分に限る。)の 構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五 う。) から独立行政法人中小企業基盤整備機 整備機構(以下この号において「機構」とい 項において「預託貸付金融機関」という。) 者に対して金銭の貸付けを行う金融機関(次 ころにより東日本大震災により被害を受けた の預託を受けて当該地方公共団体の定めると 号及び次項第三号において同じ。) から金銭 ら金銭の貸付けを受けた者を含む。 「支援事業者」という。) 地方公共団体(独立行政法人中小企業基盤 以下この

付けを行う者(次項において「転貸者」とい 資金(次項において「特定資金」という。) 式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律中央金庫による金銭の貸付けにあっては、株 立行政法人勤労者退職金共済機構(以下この 中央金庫、株式会社日本政策金融公庫又は独 震災により被害を受けた者に対して金銭の貸 発金融公庫等の定めるところにより東日本大 の貸付けに限る。)を受けて当該沖縄振興開 う。) として行う同条第四号に規定する特定 応業務(次項において「危機対応業務」とい 定された同法第二条第五号に規定する危機対 第五十七号)第十一条第二項の規定により認 う。) から金銭の貸付け (株式会社商工組合 条において「沖縄振興開発金融公庫等」とい 沖縄振興開発金融公庫、株式会社商工組合

Ŧi. 附則第四十五条第一項又は第四十六条第一項項の規定による指定を受けた金融機関(同法 含む。次項において「指定金融機関」とい の規定により同法第十一条第二項の規定によ る指定を受けたものとみなされた金融機関を 株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二

六 天災による被害農林漁業者等に対する資金 の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律

> 第八条第一項に規定する融資機関(次項にお 特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号) 項又は漁業経営の改善及び再建整備に関する 号) 第二条第二項、漁業近代化資金融通法 第百三十六号)第三条第二項第一号、農業近 いて「融資機関」という。) (昭和四十四年法律第五十二号) 第二条第二 代化資金融通法(昭和三十六年法律第二百二

条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるも 該各号に定める金銭の貸付けとする。 のは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 法第四十七条第一項に規定する特別に有利な

当

をいう。以下この号、第五号及び第七号に

いて同じ。) を東日本大震災が発生した日 貸付けを行う制度をいう。以下この号にお おいて同じ。)に比し有利な条件で金銭

次のいずれかに該当する金銭の貸付け 受けた者に対して金銭の貸付けを行う場合 地方公共団体が東日本大震災により被害を

の下で行う金銭の貸付け

る特別貸付制度を設け、当該特別貸付制度 東日本大震災により被害を受けた者に対す の前日に有していなかった場合において、

け、当該特別貸付制度の下で行う金銭の貸害を受けた者に対する特別貸付制度を設 った場合において、東日本大震災により被大震災が発生した日の前日に有していなかう。以下この号において同じ。)を東日本 付けの条件(貸付金の利率又は据置期間そ 利な条件で金銭の貸付けを行う制度をい の号及び第三号において同じ。) に比し有 の他財務省令で定める条件をいう。以下こ た者に対する特別貸付制度(他の金銭の貸 地方公共団体が、災害により被害を受け

金銭の貸付けを行う制度を設け、当該制度 に対して当該特別貸付制度の下で行う金銭 が発生した日の前日に有していた場合にお た者に対する特別貸付制度を東日本大震災 の下で行う金銭の貸付け の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で いて、東日本大震災により被害を受けた者 地方公共団体が、災害により被害を受け

の貸付けを行う制度を設け、当該制度の下 る金銭の貸付けの条件と同等の条件で金銭 た者に対して当該特別貸付制度の下におけ 別貸付制度の下では金銭の貸付けが受けら 特別貸付制度を東日本大震災が発生した日 で行う金銭の貸付け れなかった東日本大震災により被害を受け の前日に有していた場合において、当該特 地方公共団体が、災害の被災者に対する

事業者再生支援機構、 関等(地方公共団体、株式会社東日本大震災 法第四十七条第一項に規定する公的貸付機 預託貸付金融機関、 支

を受けた者に対して金銭の貸付けを行う場 関等」という。) が東日本大震災により被害 関を除く。以下この号において「公的貸付機 援事業者、転貸者、指定金融機関及び融資機 貸付けの条件(貸付金の利率又は据置期間 けた者に対する特別貸付制度(他の金銭 公的貸付機関等が、災害により被害を受 次のいずれかに該当する金銭の貸付け

者に対して当該特別貸付制度の下で行う金 おいて、東日本大震災により被害を受けた 災が発生した日の前日に有していた場合に 度の下で行う金銭の貸付け で金銭の貸付けを行う制度を設け、当該制 銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件 けた者に対する特別貸付制度を東日本大震 公的貸付機関等が、災害により被害を受

日の前日に有していた場合において、当該 る特別貸付制度を東日本大震災が発生した 下で行う金銭の貸付け 銭の貸付けを行う制度を設け、当該制度 けた者に対して当該特別貸付制度の下にお られなかった東日本大震災により被害を受 特別貸付制度の下では金銭の貸付けが受け ける金銭の貸付けの条件と同等の条件で金 公的貸付機関等が、災害の被災者に対す

害を受けた者に対して金銭の貸付けを行う場 預託貸付金融機関が東日本大震災により被 で金銭の貸付けを行うものをいう。以下こ 他の金銭の貸付けの条件に比し有利な条件 号において「預託貸付制度」という。)で 融機関が当該地方公共団体の定めるところ 者に対する特別預託貸付制度(預託貸付金 おいて、当該地方公共団体が東日本大震災 生した日の前日に有していなかった場合に の号において同じ。) を東日本大震災が発 により被害を受けた者に対する特別預託貸 により金銭の貸付けを行う制度(以下この 地方公共団体が災害により被害を受けた 次のいずれかに該当する金銭の貸付け

付制度を設け、当該特別預託貸付制度の下

災が発生した日の前日に有していた場合に 付金融機関が行う金銭の貸付け 度を設け、当該預託貸付制度の下で預託貸 託貸付制度の下で行う金銭の貸付けの条件 おいて、当該地方公共団体が東日本大震災 者に対する特別預託貸付制度を東日本大震 に比し特別に有利な貸付条件の預託貸付制 により被害を受けた者に対して当該特別預 で預託貸付金融機関が行う金銭の貸付け 地方公共団体が災害により被害を受けた

度を設け、当該預託貸付制度の下で預託貸 日の前日に有していた場合において、当該 別預託貸付制度を東日本大震災が発生した 付金融機関が行う金銭の貸付け 付けの条件と同等の貸付条件の預託貸付制 該特別預託貸付制度の下における金銭の貸 地方公共団体が当該特別預託貸付制度の下 本大震災により被害を受けた者に対して当 では金銭の貸付けが受けられなかった東日 地方公共団体が災害の被災者に対する特

号ニに掲げる事業として行う資金の貸付けを 援事業者が、地方公共団体から独立行政法人 対して行う金銭の貸付け 受けて東日本大震災により被害を受けた者に 中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三 けた者に対して金銭の貸付けを行う場合 支援事業者が東日本大震災により被害を受 支

者に対して金銭の貸付けを行う場合 ずれかに該当する金銭の貸付け 転貸者が東日本大震災により被害を受けた 次のい

貸者が行う金銭の貸付け る転貸制度を設け、当該転貸制度の下で転 東日本大震災により被害を受けた者に対す 発生した日の前日に有していなかった場合 件で金銭の貸付けを行うものをいう。以下 この号において同じ。)を東日本大震災が 下この号において「転貸制度」という。) 者が当該沖縄振興開発金融公庫等の定める 害を受けた者に対する特別転貸制度(転貸 において、当該沖縄振興開発金融公庫等が で他の金銭の貸付けの条件に比し有利な条 ところにより金銭の貸付けを行う制度(以 沖縄振興開発金融公庫等が災害により被

害を受けた者に対する特別転貸制度を東日 本大震災が発生した日の前日に有していた 沖縄振興開発金融公庫等が災害により被 3

金融機関は、次に掲げる金融機関とする。

貸付けの条件に比し特別に有利な貸付条件 場合において、当該沖縄振興開発金融公庫 貸者が行う金銭の貸付け の転貸制度を設け、当該転貸制度の下で転 対して当該特別転貸制度の下で行う金銭の 等が東日本大震災により被害を受けた者に

る金銭の貸付けの条件と同等の貸付条件の 別転貸制度の下では金銭の貸付けが受けら 生した日の前日に有していた場合におい 者が行う金銭の貸付け 転貸制度を設け、当該転貸制度の下で転貸 た者に対して当該特別転貸制度の下におけ れなかった東日本大震災により被害を受け て、当該沖縄振興開発金融公庫等が当該特 に対する特別転貸制度を東日本大震災が発 沖縄振興開発金融公庫等が災害の被災者

に応じ、それぞれ次に定める金銭の貸付け を受けた者に対して金銭の貸付けを行う場 又は指定金融機関が東日本大震災により被害 る業務として行う資金の貸付け る対象事業者に対して同項第二号イに掲げ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 支援機構法第十六条第一項第一号に規定す 機構が、株式会社東日本大震災事業者再生 次に掲げる金銭の貸付けを行う者の区分 株式会社東日本大震災事業者再生支援機 株式会社東日本大震災事業者再生支援

大震災により被害を受けた者に対して危機 対応業務として行う特定資金の貸付け 指定金融機関 指定金融機関が、東日本

法第四十七条第二項に規定する政令で定める 該特別資金貸付制度の下で行う金銭の貸付け う。以下この号において同じ。)を設け、当 し有利な条件で資金の貸付けを行う制度をい この号において同じ。)の貸付けの条件に比 法第八条第一項に規定する資金をいう。以下 業経営の改善及び再建整備に関する特別措置 二条第三項に規定する漁業近代化資金又は漁 る農業近代化資金、漁業近代化資金融通法第 農業近代化資金融通法第二条第三項に規定す 八項に規定する経営資金若しくは事業資金、 に関する暫定措置法第二条第四項若しくは第 による被害農林漁業者等に対する資金の融通 に対する特別資金貸付制度(他の資金(天災 機関が、東日本大震災により被害を受けた者 た者に対して金銭の貸付けを行う場合 融資 融資機関が東日本大震災により被害を受け

業を行う協同組合連合会

4

5

第百八十一号)第九条の九第一項第二号の事中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律 信用協同 信用金庫 信用金庫連合会 労働金庫

合

農業協同組合法 労働金庫連合会

業協同組合 十二号)第十条第一項第二号の事業を行う農 (昭和二十二年法律第百三

を行う農業協同組合連合会 農業協同組合法第十条第一項第二号の事業

百四十二号)第十一条第一項第三号の事業を- 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二 行う漁業協同組合

十二 水産業協同組合法第九十三条第一項第 号の事業を行う漁業協同組合連合会 水産業協同組合法第八十七条第一項第三

十四 農林中央金庫 十三 水産業協同組合法第九十七条第一項第 号の事業を行う水産加工業協同組合 号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

被災者は、次に掲げる者とする。 法第四十七条第二項に規定する政令で定める

害を受けた者であることその他東日本大震災 けた者 地の市町村長その他相当な機関から証明を受 の被災者であることにつき、当該建物の所在 東日本大震災によりその所有する建物に被

において同じ。)を設け、当該特別貸付制度のる金銭の貸付けを行う制度をいう。以下この項 る金銭の貸付けの区分に応じ、当該各号に定めう。)に対する特別貸付制度(次の各号に掲げ た者(以下この項において「被災者等」とい 災の被災者又は東日本大震災により被害を受けのは、同項に規定する金融機関が、東日本大震 条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるも 二 平成二十三年原子力事故による被害に係る 法第四十七条第二項に規定する特別に有利な 九十一号)第二条に規定する特定原子力損害 緊急措置に関する法律(平成二十三年法律第 という。)を受けた者 (第六項第二号において「特定原子力損害」

下で行う金銭の貸付けとする。 貸付金の利率が明示されている金銭の貸付 被災者等に対する貸付金の利率として明

に比し年○・五パーセント以上有利である金 する貸付金の利率として明示されている利率 示されている利率が、被災者等以外の者に対 銭の貸付け

一 前号に掲げる金銭の貸付け以外の金銭の貸

財務省令で定める要件に該当するものに限 な条件で行う金銭の貸付けであることに関し 償還期間が一年以上であることその他の有利 六月以上である金銭の貸付け(当該貸付金の 被災者等に対する貸付金の据置期間が

じ、当該各号に定める書類を添付しなければな 契約書に、次の各号に掲げる被災者の区分に応 とする者は、同項に規定する消費貸借に関する 法第四十七条第二項の規定の適用を受けよう

一 第四項第二号に掲げる者 特定原子力損害 その他相当な機関からの証明に係る書類 第四項第一号に掲げる者 同号の市町村長

印紙税の非課税) る契約書等に代わるものとして作成する文書の (東日本大震災により滅失した消費貸借に関す を受けた者であることを明らかにする書類

| 第三十八条 | 法第四十八条第一項に規定する政令 で定める金融機関は、次に掲げる金融機関とす

株式会社商工組合中央金庫 前条第三項各号に掲げる金融機関

株式会社日本政策投資銀行

保険会社

第七項に規定する外国保険会社等 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条

融商品取引業者 金融商品取引法第二条第九項に規定する金

証券金融会社 金融商品取引法第二条第三十項に規定する

第二条第二項に規定する貸金業者 貸金業法 (昭和五十八年法律第三十二号)

百八十一号)第一条の二第三号に掲げる者 のうち貸金業法施行令(昭和五十八年政令第 貸金業法第二条第一項第五号に規定する者 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理

2 るべき事項と同一の証されるべき事項が記載さ 文書は、同項に規定する滅失文書により れている同項各号に掲げる文書とする 法第四十八条第一項に規定する政令で定める が証され

されているものに限る。)とする。

は、当該非課税文書に、保存金融機関が作成し項の記載を受け、その他の非課税文書にあって 項において「非課税文書」という。)のうち、 た次に掲げる事項を記載した書面を添付しなけ を保存していた金融機関(以下この項において 同条第一項第二号に掲げる非課税文書にあって とする者は、同項各号に掲げる文書(以下この ればならない。 「保存金融機関」という。) による次に掲げる事 法第四十八条第一項の規定の適用を受けよう (以下この項において「滅失文書」という。) 当該非課税文書に、同項に規定する滅失文

保存金融機関の求めに応じて作成されたもの存金融機関との間における約定に基づく当該 当該非課税文書が、滅失文書の作成者と保

当該非課税文書が滅失文書に代わるもので

約書等の印紙税の非課税) 取得又は新築等に係る不動産の譲渡に関する契 (東日本大震災の被災者が作成する代替建物の

第三十九条 法第四十九条第一項に規定する政令 (以下この条において「滅失等建物等」という等建物若しくは同項第二号に規定する損壊建物 う。)を除く。)とする。 第四十一条第一項において「分割法人」とい する権利義務を承継させた法人税法第二条第十 物等又は対象区域内建物に係る事業に関して有 三号又は第四号に規定する分割により滅失等建 又は特別区の区長から証明を受けた者(次項第 建物等又は対象区域内建物の所在地の市町村長 う。)の所有者であることにつき、当該滅失等 で定める被災者は、同項第一号に規定する滅失 二号の二に規定する分割法人(次条第一項及び (以下この条において「対象区域内建物」とい )又は同項第一号に規定する対象区域内建物 4 3 項第二号若しくは第四号の市町村長又は特別区 建物等又は対象区域内建物に係る第一項又は前 とする者は、同項に規定する契約書に、滅失等 の区長からの証明に係る書類を添付しなければ ならない。

に規定する契約書その他の書面により明らかに 同じ。)に該当することが法第四十九条第一項 三に規定する分割承継法人をいう。以下この くは分割承継法人(法人税法第二条第十二号の 項及び第四十一条第二項において同じ。)若し 定する合併法人をいう。以下この項、次条第一 各号に定める者(東日本大震災の被災者の相続 者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該 人又は合併法人(法人税法第二条第十二号に規 法第四十九条第一項に規定する政令で定める 次条第二項及び第四十一条第二項において

> 市町村長又は特別区の区長から証明を受けた滅失等建物等又は対象区域内建物の所在地の 域内建物の所有者であったことにつき、当該 あって当該被災者が滅失等建物等又は対象区 者が死亡したときにおけるその者の相続人 者が死亡したときにおけるその者の相続人で 東日本大震災の被災者が個人であって前項 東日本大震災の被災者が個人であって前項 証明を受ける前に死亡した場合 当該被災 証明を受けた後に死亡した場合 当該被災

三 東日本大震災の被災者が法人であって前項 又は当該分割に係る分割承継法人 を承継させた場合 当該合併に係る合併法人 域内建物に係る事業に関して有する権利義務 又は分割により滅失等建物等若しくは対象区 の証明を受けた後に合併により消滅した場合

法第四十九条第一項の規定の適用を受けよう 又は特別区の区長から証明を受けたもの 物等又は対象区域内建物の所在地の市町村長 の所有者であったことにつき、当該滅失等建 該被災者が滅失等建物等又は対象区域内建物 又は当該分割に係る分割承継法人であって当 を承継させた場合 当該合併に係る合併法人 域内建物に係る事業に関して有する権利義務 又は分割により滅失等建物等若しくは対象区 の証明を受ける前に合併により消滅した場合 東日本大震災の被災者が法人であって前項 2

の印紙税の非課税) の取得等に係る不動産の譲渡に関する契約書等 (東日本大震災の被災者が作成する代替農用地 より明らかにされているものに限る。)とする。 失等建物又は対象区域内建物に代わるものであ 内建物に代わるものと認められる建物(当該滅 前又は対象区域内建物の警戒区域設定指示等が 定める建物は、その全部又は一部の用途が同号 ることが同項に規定する契約書その他の書面に である建物その他当該滅失等建物又は対象区域 行われた日の直前の全部又は一部の用途と同一 に規定する滅失等建物の滅失若しくは損壊の直 法第四十九条第一項第三号に規定する政令で

第四十条 法第五十条第一項に規定する政令で定 める被災者は、 次に掲げる者とする。

> を受けた農用地に係る事業に関して有する権 第三号又は第四号に規定する分割により被害 在地の農業委員会から証明を受けた者 受けた者であることにつき、当該農用地の所 をいう。以下この条において同じ。)又は地 上権若しくは賃借権を有する農用地に被害を (法第五十条第一項第一号に規定する農用 東日本大震災によりその所有する農用 (次項

内農用地」という。)の所有者又は対象区域域内農用地(以下この条において「対象区域 義務を承継させた分割法人を除く。) 区域内農用地に係る事業に関して有する権利 第三号又は第四号に規定する分割により対象 所在地の市町村長から証明を受けた者(次項 であることにつき、当該対象区域内農用地の 内農用地に地上権若しくは賃借権を有する者 法第五十条第一項第一号に規定する対象区

各号に定める者(東日本大震災の被災者の相続 ることが同項に規定する契約書その他の書面に より明らかにされているものに限る。)とする。 人又は合併法人若しくは分割承継法人に該当す 法第五十条第一項に規定する政令で定める者 者が死亡したときにおけるその者の相続人 の証明を受けた後に死亡した場合 当該被災 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該 東日本大震災の被災者が個人であって前項

若しくは対象区域内農用地に地上権若しくは農用地の所有者であったこと又は被災農用地「被災農用地」という。)若しくは対象区域内 内農用地の所在地の市町村長から証明を受け 用地の所在地の農業委員会又は当該対象区域 賃借権を有していたことにつき、当該被災農 あって当該被災者が法第五十条第一項第一号 者が死亡したときにおけるその者の相続人で の証明を受ける前に死亡した場合 当該被災 に規定する被災農用地(以下この条において 東日本大震災の被災者が個人であって前項

の証明を受けた後に合併により消滅した場合三 東日本大震災の被災者が法人であって前項 又は当該分割に係る分割承継法人 内農用地に係る事業に関して有する権利義務 又は分割により被災農用地若しくは対象区域 を承継させた場合 当該合併に係る合併法人

兀 の証明を受ける前に合併により消滅した場合 東日本大震災の被災者が法人であって前項

利義務を承継させた分割法人を除く。) 地の所在地の農業委員会又は当該対象区域内借権を有していたことにつき、当該被災農用 用地の所有者であったこと又は被災農用地若 しくは対象区域内農用地に地上権若しくは賃 該被災者が被災農用地若しくは対象区域内農 又は当該分割に係る分割承継法人であって当 内農用地に係る事業に関して有する権利義務 又は分割により被災農用地若しくは対象区域 を承継させた場合

当該合併に係る合併法人

3

らない。

印紙税の非課税)

法第五十一条第一項に規定する政令

又は建造に係る漁船の譲渡に関する契約書等

(東日本大震災の被災者が作成する漁船の取得

村長からの証明に係る書類を添付しなければな

項第二号若しくは第四号の農業委員会又は市

地又は対象区域内農用地に係る第一項又は第二 する者は、同項に規定する契約書に、被災農用

法第五十条第一項の規定の適用を受けようと

たものとする。

き、当該農用地の所在地の農業委員会が証明

たことにより耕作又は養畜の用に供することが める農用地は、東日本大震災による被害を受け

法第五十条第一項第一号に規定する政令で定

農用地の所在地の市町村長から証明を受けた

できないと見込まれる農用地であることにつ

たもの 第四十一条

書

2 者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 させた分割法人を除く。)とする。 船の漁船原簿の謄本で当該漁船の登録が抹消さ 続人又は合併法人若しくは分割承継法人に該当 漁船に係る事業に関して有する権利義務を承継 又は第四号に規定する分割により被害を受けた 類」という。)の交付を受けた者(次項第三号 る書類(次項及び第四項において「被災証明 れた事実を証するものその他の財務省令で定め 有する漁船に被害を受けたことにつき、当該漁 で定める被災者は、東日本大震災によりその することが同項に規定する契約書その他の書面 該各号に定める者(東日本大震災の被災者の相 により明らかにされているものに限る。) 法第五十一条第一項に規定する政令で定める

当

相続人 当該被災者が死亡したときにおけるその者 証明書類の交付を受けた後に死亡した場 東日本大震災の被災者が個人であって被災

者の所有する漁船に被害を受けたことにつ 相続人であって東日本大震災により当該被災 当該被災者が死亡したときにおけるその者の 証明書類の交付を受ける前に死亡した場合 東日本大震災の被災者が個人であって被災 被災証明書類の交付を受けたもの

する漁船に被害を受けたことにつき、被災証 あって東日本大震災により当該被災者の所有 合併法人又は当該分割に係る分割承継法人で 権利義務を承継させた場合 当該合併に係る 被害を受けた漁船に係る事業に関して有する した場合又は分割により東日本大震災により 証明書類の交付を受ける前に合併により消滅 合併法人又は当該分割に係る分割承継法人 権利義務を承継させた場合 当該合併に係る 被害を受けた漁船に係る事業に関して有する 証明書類の交付を受けた後に合併により消滅 明書類の交付を受けたもの した場合又は分割により東日本大震災により 東日本大震災の被災者が法人であって被災 東日本大震災の被災者が法人であって被災

漁船は、次の各号のいずれかに該当する漁船と 法第五十一条第一項に規定する政令で定める

3

号において「被災者」という。) である個人 が取得又は建造をする漁船 法第五十一条第一項に規定する被災者(次

書その他の書面により明らかにされているも ることが法第五十一条第一項に規定する契約 漁船(以下この号において「滅失等漁船」と 東日本大震災により損壊したため取り壊した 船で、東日本大震災により滅失した漁船又は のに限る。) する漁船(当該滅失等漁船に代わるものであ いう。)に代わるものとして取得又は建造を 被災者である法人が取得又は建造をする漁

明書類を添付しなければならない。 とする者は、同項に規定する契約書に、被災証 法第五十一条第一項の規定の適用を受けよう

徴収猶予等に関する法律の特例 第七章 災害被害者に対する租税の

第四十二条 年分の第一条第二項第一号に規定する確定申告 条第一項の規定の適用を受ける旨、 書、修正申告書及び更正請求書に、 減免令第二条の規定にかかわらず、平成二十二 (所得税の減免の特例の手続) 法第五十三条第一項の規定は、 法第五十三 被害の状況 災害

及び損害金額の記載がある場合に限り、

合の徴収猶予の特例等) (平成二十二年分の所得税について災害被害者 に対する所得税の減免の特例の適用があった場

第四十三条 平成二十二年分の所得税について法 る者が、前条に規定する確定申告書又は修正申 第五十三条第一項の規定の適用を受けようとす 事実が生じたものとみなす。 申告書の提出の日において、当該各号に定める 猶予に係る第十二条第一項各号に掲げる期間又 る徴収の猶予を受けているときは、当該徴収の 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に 告書の提出の日において現に当該申請書に係る 第一項に規定する申請書を納税地の所轄税務署用する場合を含む。)、第八条第三項又は第十条 告書を提出する場合において、当該確定申告書 は限度額については、当該確定申告書又は修正 う。)第三条第二項から第五項までの規定によ 関する法律(次項において「災害減免法」とい 長に提出し、かつ、当該確定申告書又は修正申 でに規定する給与等、公的年金等又は報酬等に を受けるべき第一条第二項第三号から第五号ま 又は修正申告書の提出前に平成二十三年に支払 (これらの規定を災害減免令第六条において準つき災害減免令第四条第一項若しくは第三項

2 若しくは第三項(これらの規定を災害減免令第金等又は報酬等につき災害減免令第四条第一項 係る国税通則法第二十八条第一項に規定する更 三項又は第十条第一項に規定する申請書を納税 法第二十三条第一項の更正の請求をした者が、 条第一項の規定の適用を受けるために国税通則 定める事実が生じたものとみなす。 通知書の送達があった日において、当該各号に は、当該徴収の猶予に係る第十二条第一項各号 までの規定による徴収の猶予を受けているとき 請書に係る災害減免法第三条第二項から第五項 地の所轄税務署長に提出し、かつ、当該更正に 六条において準用する場合を含む。)、第八条第 払を受けるべき前項に規定する給与等、公的年 場合において、当該更正の請求に係る前条に規 正(当該更正の請求に基づき、法第五十三条第 同法第二十四条又は第二十六条の規定による更 に掲げる期間又は限度額については、当該更正 正通知書の送達があった日において現に当該申 定する更正請求書の提出前に平成二十三年に支 一項の規定を適用する場合に限る。)を受けた 平成二十二年分の所得税について法第五十三

適用す 3 4 第十二条第二項及び第三項の規定は、前1

条第一項の規定の適用を受けようとする第一項 免令第六条において準用する場合を含む。)、第 おいて準用する場合を含む。)、第五条 (災害減 は第三項(これらの規定を災害減免令第六条に けたものとして災害減免令第四条第一項若しく 出した者は、その提出の日以後に、同条第一項 定の適用を受けようとするものに限る。) を提 第二項に規定する更正請求書(同条第一項の規 の規定の適用がある場合について準用する。 を提出することはできない。 八条第三項又は第十条第一項に規定する申請書 の東日本大震災による被害を平成二十三年に受 に規定する確定申告書若しくは修正申告書又は 平成二十二年分の所得税について法第五十三

#### 附

第二条 平成二十二年分の所得税について法第六 第一条 この政令は、公布の日から施行する。 において同じ。)」と、「当該申告書」とあるのみ純損失金額」という。) を除く。以下この条 条第一項から第三項までの規定の適用を受ける 同条第二項中「所得税の額(」とあるのは と、「を適用して」とあるのは「に準じて」と、 控除した金額。以下この条において同じ。)」 額がある場合には、当該還付済み純損失金額を 得金額(これらの金額につき還付済み純損失金 等)に規定する更正請求書」と、同項第一号中 事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例 律の臨時特例に関する法律第六条第五項(被災 礎となつたもの(以下この条において「還付済 の規定により還付を受けるべき金額の計算の基 四十二条第二項(純損失の繰戻しによる還付) 金額」とあるのは「生じた純損失の金額(第百 基礎となったものが含まれているものに限る。) 項の規定により還付を受けるべき金額の計算の 規定する純損失の金額(同法第百四十二条第一 ため法附則第二条の規定により国税通則法第二 合の純損失の繰戻しによる還付の請求の特例) 用に係る法附則第二条の更正の請求があった場 は「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法 ず、同法第百四十条第一項中「生じた純損失の については、第八条第一項の規定にかかわら いて生ずる所得税法第二条第一項第二十五号に 十三条第一項の更正の請求をする者の同年にお 「課税山林所得金額」とあるのは「課税山林所 (被災事業用資産損失の必要経費算入特例の適 (施行期日) 2

定を適用する。 項の」として、同条及び同法第百四十二条の規した金額とし、」と、「同項の」とあるのは「前二条第二項の規定により還付された金額を控除 得税の額(還付済み純損失金額に係る第百四十

項

う。) を除く。以下この条において同じ。) の全 この条において「還付済み純損失金額」とい 失の繰戻しによる還付)の規定により還付を受 法施行令第二百七十一条の規定の適用について おいて同じ。)」とする。 済み純損失金額を控除した金額。以下この条に 部」と、「及び課税山林所得金額」とあるの けるべき金額の計算の基礎となつたもの(以下 還付済み純損失金額がある場合には、当該還付 は、同条中「純損失の金額の全部」とあるのは 「及び課税山林所得金額(これらの金額につき 「純損失の金額(法第百四十二条第二項(純損 前項の規定の適用がある場合における所得税 は

の利子等に係る源泉徴収税額の還付) (施行日前に払い出された財産形成住宅貯蓄等

第三条 法附則第三条第一項の規定による還付 と認める場合には、当該書類を添付することを 轄税務署長に提出しなければならない。ただ項を証する書類を添付して、これを納税地の所 載した請求書に、第四号及び第五号に掲げる事 請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記 要しない。 し、税務署長においてやむを得ない事情がある

居所) 九号に規定する国内に住所がない場合には、 請求者の氏名及び住所(法第二条第二項第

称及び所在地 又は第四条の三第一項に規定する勤務先の名一 請求者の租税特別措置法第四条の二第一項

に規定する金融機関の営業所等の名称及び所蓄の受入れをしている同法第四条の二第一項第四条の三第一項に規定する財産形成年金貯 第一項に規定する財産形成住宅貯蓄又は同 当該還付に係る租税特別措置法第四条の二 法

れた所得税の額及びその徴収の年月日 所得税法第百八十一条の規定により徴収さ

生じたことについての事情の詳細 日本大震災によって被害を受けたことにより 法附則第三条第一項各号に掲げる事実が東

Ŧi.

還付金は、 六 その他参考となるべき事項 法附則第三条第一項の規定による請求に係る 国税収納金整理資金に関する法律施

所

号)の施行の日(平成二十四年十一月一日)

十三年法律第八十一号)の施行の日

次に掲げる規定 総合特別区域法

付金とみなす。 適用については、同令第二条第一号に掲げる還 行令(昭和二十九年政令第五十一号)の規定の

#### 附則 六六号) (平成二三年六月一〇日政令第

(施行期日)

第一条 この政令は、 施行する。 平成二十三年十月一日 から

九九号) 則 (平成二三年六月三〇日政令第 抄

**第一条** この政令は、公布の日から施行する。た める日から施行する。 施行期日 から五まで

る特別措置法(平成二十四年法律第五十五 国籍企業による研究開発事業等の促進に関す 係る部分に限る。) に限る。) の規定 特定多 法施行令第三十九条の九十の三第二項の項に 置法施行令第三十九条の九十第六項の項の次る。)及び第二十一条第七項の表租税特別措 令第三十六条の三第二項の項に係る部分に限 ように加える改正規定(租税特別措置法施行電法施行令第三十六条第五項の項の次に次の 第三十八条(第十六条第六項の表租税特別措 及び同条第六号の次に二号を加える改正規定 る改正規定 (第二十号に係る部分に限る。) を同条第十八号とし、同号の次に二号を加え 条、第十二条、第三十六条(第二条第十六号 節の三に係る部分に限る。)並びに附則第六 十四節の次に二節を加える改正規定(第十四(第三節の五に係る部分に限る。)及び同章第 の十四の二第五項第一号の改正規定、同令第第十五項第一号の改正規定、同令第二十五条 条を加える改正規定、同令第二十五条の十の 第十九条の五を削る改正規定、同令第十九条 び第七項第二号イに係る部分に限る。)、同令 る改正規定、同条の改正規定(同条第三項及 三の見出しを削り、同条の前に見出しを付す に次のように加える改正規定(租税特別措置 三章第三節の三の次に二節を加える改正規定 の四の改正規定、同令第十九条の三の次に一 (第八号に係る部分に限る。) に限る。) 及び 一第七項の改正規定、同令第二十五条の十四 第一条中租税特別措置法施行令第十九条の

> 係る部分を除く。)に限る。)の規定 施行令第三十九条の九十の三第二項の項に 改正規定(租税特別措置法施行令第三十六 る部分のうち同条第二十号に係る部分を除 規定(「第四十二条の十(第五項を除く。)」 びに附則第三十六条(第二条第二号の改正定(第十四節の三に係る部分を除く。)並び同章第十四節の次に二節を加える改正規 三十九条の四十五に係る部分に限る。) 及 の四十四の次に二条を加える改正規定(第 三十九条の五の改正規定、同令第三十九条 の十の次に二条を加える改正規定(第二十 八の三第八項の改正規定、同令第二十七条 のように加える改正規定(租税特別措置法 行令第三十九条の九十第六項の項の次に次 び第二十一条第七項の表租税特別措置法施 条の三第二項の項に係る部分を除く。)及 十六条第五項の項の次に次のように加える 六条第六項の表租税特別措置法施行令第三 を除く。)に限る。)及び第三十八条(第十 える部分に限る。) 及び同条第六号の次に 第六十八条の十五(第五項を除く。)」を加 八条の十四 (第五項を除く。)」の下に「、 く。)、同条第十二号の改正規定(「第六十 八号とする部分及び同号の次に二号を加え 加える改正規定(同条第十六号を同条第十 号を同条第十八号とし、同号の次に二号を く。)」を加える部分に限る。)、同条第十六 の下に「、第四十二条の十一(第五項を除 (第三節の五に係る部分を除く。)、同令第 章第三節の三の次に二節を加える改正規定 七条の十一に係る部分に限る。)、同令第三 二号を加える改正規定(第八号に係る部分 の八の改正規定、同令第二十六条の二十 第一条中租税特別措置法施行令第二十二

う経過措置) の臨時特例に関する法律施行令の一部改正に伴 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律

第三十九条 前条の規定による改正後の東日本大 震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例 いて適用する。 での規定は、平成二十三年分以後の所得税につ に関する法律施行令第十条第四項から第八項ま

## 則 (平成二三年七月二六日政令第1

改正規定、第三十九条の五十二(見出しを含

項に一号を加える改正規定、第三十九条の七 む。)の改正規定、第三十九条の六十九第一

関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の この政令は、東日本大震災に対処して金融機

> 一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の 強化のための特別措置に関する法律及び金融機 七月二十七日)から施行する。

## 七九号) (平成二三年一二月二日政令第三

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定kI条 この政令は、公布の日から施行する。た

める日から施行する。 正規定、同条第三項の改正規定、同条第八項の改正規定、第百五十五条の十九第二項の改の改正規定、第百五十五条の十三の二第一項の二の改正規定、第百五十五条の十三第一項 第八項の改正規定、同条第九項第一号イの改号の改正規定、同条第五項の改正規定、同条 四条の十一第二項第二号及び第三項第十二号 条第三項、第七条第二項、第八条から第十三 並びに次条並びに附則第三条、第五条、第六 正規定、第百五十五条の三十四第六項第二号 の改正規定、第百五十五条の二十五の改正規 正規定、第百五十五条の二十一第二項第二号 の改正規定、第百五十五条の二十第一項第二 条第六項第一号イの改正規定、第百五十五条 規定、第百四十四条の改正規定、第百四十六 正規定、同条を第百四十二条の二とする改正 の二を削る改正規定、第百四十二条の三の改 定、第百十六条の三の改正規定、第百十七条 第五項の改正規定、第百十六条の二の改正規 項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条 定、第百十二条の改正規定、第百十三条第 九十七条の改正規定、第九十八条の改正規 の三に係る部分を除く。)、第七十七条の二第 正規定、同条第二項の改正規定(同項第十号 条第四項の改正規定、第七十三条第一項の改 第四十八条の二第一項の改正規定、第五十五 の改正規定、第四十八条第一項の改正規定、 の二十九の改正規定、第百五十五条の三十第 五十五条の二十八の改正規定、第百五十五条 定、第百五十五条の二十七の改正規定、第百 定、第百四十二条の改正規定、第百四十二条 の二の改正規定、第百二十三条の八第七項第 一項の改正規定、第九十六条の改正規定、 イの改正規定並びに第百八十八条の改正規 一号の改正規定、第百五十五条の三十二の改 一号の改正規定、第百三十九条の十の改正規 第十四条の十第六項の表の改正規定、第十 第

> 二十条までの規定 平成二十四年四月一日 条まで、第十四条第四項及び第十五条から第

## 八三号) (平成二三年一二月二日政令第三

第一条 この政令は、公布の日 (施行期日)

から施行する。

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定1条 この政令は、公布の日から施行する。た める日から施行する 目次の改正規定、第一条の二第三項の表

の改正規定、第三十九条の三十五の四の改正 三十九条の十八第九項の改正規定、第三十九 改正規定、第三十六条第五項及び第三十六条 規定、第三十二条の四の改正規定、第三十三 改正規定、第二十八条の五の改正規定、第二 規定、第十条に一号を加える改正規定、第二 規定、第六条の二(見出しを含む。)の改正 第五条の十一を削る改正規定、第六条の改正 条の八の改正規定、第五条の九の改正規定、 改正規定、同条を第五条の四とする改正規 五条の四を削る改正規定、第五条の四の二の 第三十九条の五十及び第三十九条の五十一の 改正規定、第三十九条の四十九の改正規定、 九条の四十とする改正規定、第三十九条の四 定、第三十九条の四十を削る改正規定、第三 規定、第三十九条の三十六第四項の改正 条の三十一第四項及び第三十九条の三十二第 第四節の三を第四節の二とする改正規定、第 改正規定、同章中第四節の二を第四節とし、 の二第四項の改正規定、第三章第四節を削る を含む。)の改正規定、第三十五条第二項 条の四の改正規定、第三十三条の七(見出し に一号を加える改正規定、第三十二条の改正 出しを含む。)の改正規定、第三十条第一項 の八の改正規定、第二十七条の十三第二項の る改正規定、第二十七条の七及び第二十七条 の二の改正規定、同条を第二十七条の五とす 十七条の五を削る改正規定、第二十七条の 定、第五条の五第八項の改正規定、第五条の 改正規定、第五条の三第二項の改正規定、第 十二の改正規定、第三十九条の四十五の三の 十九条の四十の二の改正規定、同条を第三十 十八条の六の改正規定、第二十八条の七(見 六の改正規定、第五条の七の改正規定、第五 一項の改正規定、第三十九条の三十五第五項 0) 五.

一及び三 条の規定 平成二十四年四月一日 六項の表の改正規定を除く。)及び第二十三 改正規定を除く。)、第二十二条(第十六条第 第二十条まで、第二十一条(第二条第八号の 条から附則第四条まで並びに附則第六条から びに第四十七条第十一号の改正規定並びに次 正規定、第四十二条の六第一項の改正規定並 の改正規定、第三十九条の百十八第九項の改 十一の改正規定、第三十九条の七十四の改正 定、第三十九条の八十五(見出しを含む。)

節の五中同条を第三十七条とする改正規定並」第三十六条の三の改正規定及び第三章第三 号)の施行の日(平成二十四年十一月一日) る特別措置法(平成二十四年法律第五十五 国籍企業による研究開発事業等の促進に関す 項の表の改正規定に限る。) の規定 特定多 定に限る。)及び第二十二条(第十六条第六 びに附則第二十一条(第二条第八号の改正規 (平成二三年一二月一四日政令第

# 三九一号)

(施行期日)

(個人の被災代替資産等の特別償却に関する経 一条 この政令は、公布の日から施行する。

第二条 改正後の東日本大震災の被災者等に係る 国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 律施行令(以下「旧令」という。)第十三条第 者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法得又は製作をした改正前の東日本大震災の被災 び運搬具について適用し、個人が施行日前に取 後に取得又は製作をする同号に規定する車両及 政令の施行の日 (以下「施行日」という。) 以 号に係る部分に限る。)の規定は、個人がこの (以下「新令」という。) 第十三条第二項(第六 項第六号に規定する車両及び運搬具について なお従前の例による。 2

(法人の被災代替資産等の特別償却に関する経

第三条 新令第十八条第一項(第六号に係る部分 用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧項第六号に規定する車両及び運搬具について適同じ。)が施行日以後に取得又は製作をする同 令第十八条第一項第六号に規定する車両及び運 十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する に限る。)の規定は、法人(法人税法(昭和四 搬具については、 人格のない社団等を含む。以下この条において なお従前の例による。

る経過措置) (連結法人の被災代替資産等の特別償却に関す

る。) の規定は、連結親法人又は当該連結親法 (登録免許税の特例に関する経過措置) 搬具については、なお従前の例による。 ある連結子法人が施行日前に取得又は製作をし 又は当該連結親法人による連結完全支配関係に る車両及び運搬具について適用し、連結親法人 施行日以後に取得又は製作をする同号に規定す 人による連結完全支配関係にある連結子法人が た旧令第二十三条第六号に規定する車両及び運 新令第二十三条(第六号に係る部分に限

第五条 新令第三十条第二項(第五号に係る部分 税について適用する。 保存若しくは移転若しくは同条第二項に規定す 目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許 移転若しくは同条第二項に規定する当該土地を 若しくは地上権若しくは賃借権の設定若しくは 建物の敷地の用に供される土地の所有権の移転 記又は新法第四十条第一項に規定する被災代替 る当該代替建物を目的とする抵当権の設定の登 ける同条第一項に規定する代替建物の所有権の 九条第一項に規定する被災者等(次項において 九号)<br />
による改正後の東日本大震災の被災者等 に限る。)の規定は、東日本大震災の被災者等 「被災者等」という。)が施行日の翌日以後に受 (以下この条において「新法」という。) 第三十 に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の 一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十

第四十条第一項に規定する被災代替建物の敷地 抵当権の設定の登記に係る登録免許税について は同条第二項に規定する当該土地を目的とする 上権若しくは賃借権の設定若しくは移転若しく の用に供される土地の所有権の移転若しくは地 建物を目的とする抵当権の設定の登記又は新法 は移転若しくは同条第二項に規定する当該代替 る。) の規定は、被災者等が平成二十三年三月 準用する。 一項に規定する代替建物の所有権の保存若しく 十一日から施行日までの間に新法第三十九条第 新令第三十条第二項(第五号に係る部分に限

#### 附 則 (平成二四年一月一〇日政令第一

(施行期日) 号)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。た だし、第十八条の二の次に一条を加える改正規

> 進に関する特別措置法(平成二十四年法律第五は、特定多国籍企業による研究開発事業等の促部分に限る。)並びに附則第五条第二項の規定 定(第二十三条の三第五項の表租税特別措置法及び第二十三条の二の次に一条を加える改正規 定(第十八条の三第四項の表租税特別措置法施 施行令第三十九条の九十の三第二項の項に係る 行令第三十七条第二項の項に係る部分に限る。) 十五号)の施行の日から施行する。

た場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関(復興産業集積区域等において機械等を取得し

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」と で」と、「第五条の四第八項、第五条の五第八条の九まで」とあるのは「から第五条の九ま「から第五条の五まで及び第五条の七から第五 十条の三第三項」とあるのは「第十条の二の三定の適用については、同条第四項第一号中「第令(以下「新令」という。)第十二条の二の規係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行 の四の二第八項、第五条の五第八項、第五条の 項」とあるのは「第五条の四第十二項、第五条 第四項、第十条の六第一項」と、同条第八項中 第三項及び第四項、第十条の三第三項」と、 間における改正後の東日本大震災の被災者等に いう。)から平成二十四年三月三十一日までの 六第八項」とする。 「、第四項及び第六項、第十条の五第三項及び「及び第四項、第十条の五第一項」とあるのは

用した場合の所得税額の特別控除に関する経過 (復興産業集積区域において被災雇用者等を雇

第三条 第五条の五第八項、第五条の六第八項」とす 「第五条の四第十二項、第五条の四の二第八項、の四第八項、第五条の五第八項」とあるのはあるのは「から第五条の九まで」と、「第五条 五まで及び第五条の七から第五条の九まで」と 四項、第十条の三第三項」と、「及び第四項、 については、同条第三項中「第十条の三第三での間における新令第十二条の三の規定の適用 る。 の六第一項」と、同条第四項中「から第五条の 第六項、第十条の五第三項及び第四項、第十条 第十条の五第一項」とあるのは「、第四項及び 項」とあるのは「第十条の二の三第三項及び第

に関する経過措置) (所得税の額から控除される特別控除額の特例

| での間における新令第十二条の四の規定の適用| 第四条 施行日から平成二十四年三月三十一日ま

する経過措置)

2

とあるのは「第十条の七第一項」とする。 は「第十条の七の」と、「第十条の六第一項」 については、同条中「第十条の六の」とあるの (再投資等準備金に関する経過措置)

第五条 施行日から平成二十四年三月三十一日ま 及び第三十九条の三十二第一項の項中「第百十 税特別措置法施行令第三十九条の三十一第四項 るのは「第百四十二条の三第四項」と、同表租 第四項の項中「第百四十二条の二第四項」とあ 条第四項の表法人税法施行令第百四十二条の二 とあるのは「譲渡)並びに」とあるのは「「譲 項」とする。 渡)の規定」とあるのは「譲渡)及び」と、同 については、同条第一項中「「譲渡)の規定」 での間における新令第十八条の三の規定の適用 二条第十一項」とあるのは「第百十二条第十

除額の特例に関する経過措置) とあるのは、「第三十六条の三第二項」とする。 第三十七条第二項の項中「第三十七条第二項」 三月三十一日以前である場合には、同日までの に関する特別措置法の施行の日が平成二十四年 用については、同項の表租税特別措置法施行令 間における新令第十八条の三第四項の規定の適 (連結法人の法人税の額から控除される特別 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進

第六条 施行日から平成二十四年三月三十一日ま 用については、同条中「同項第六号」とあるの は「同項第九号」とする。 は「同項第八号」と、「同項第七号」とあるの での間における新令第二十二条の四の規定の 適

第七条 施行日から平成二十四年三月三十一日ま るのは「第六十二条の五第五項及び」と、「第 び」と、「第六十二条の五第五項並びに」とあ 二項の」と、「「)並びに」とあるのは「「)及二第一項の」とあるのは「第百五十五条の二第 用については、同条第一項中「第百五十五条の 百五十五条の二第一項第二号」とあるのは での間における新令第二十三条の三の規定の適 百五十五条の二第二項第二号」とする。 (連結法人の再投資等準備金に関する経過措置) 「第

# (平成二四年二月二二日政令第三

(施行期日)

第一条 この政令は、株式会社東日本大震災事業 者再生支援機構法の施行の日 月二十三日)から施行する。 (平成二十四年二

#### 〇七号) 則 (平成二四年三月三一日政令第一

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

第三十五条第三項第二号の改正規定 平成

規定 平成二十五年四月一日 十二第三項の項の次に次のように加える改正項の表租税特別措置法施行令第三十九条の九 うに加える改正規定及び第二十三条の三第五 行令第三十七条の三第三項の項の次に次のよ 第十八条の三第四項の表租税特別措置法施

三 第十条第八項の改正規定 (「第五条の四第 則第一条第三号に掲げる規定の施行の日 九項」に改める部分に限る。) 電気事業者に 八項」を「第五条の四第九項」に改める部分 特別措置法(平成二十三年法律第百八号)附 よる再生可能エネルギー電気の調達に関する 定(「第五条の四第八項」を「第五条の四第 に限る。)及び第十二条の二第八項の改正規

ずれか遅い日 号) の施行の日又はこの政令の施行の日のい 再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五 附則第四条及び附則第六条の規定 福島復興 六号」に改める部分を除く。) 並びに次条、 の改正規定(「同項第六号」を「同項第五号」 第二十二条の三第二項の改正規定、同条の次 正規定、同条の次に一条を加える改正規定、 十七条の四の改正規定、第二十二条の二の改十七条の三の次に一条を加える改正規定、第十七条の二の次に一条を加える改正規定、第 を「第五条の七」に改める部分を除く。)、第定、第十二条の四の改正規定(「第五条の九」定、第十二条の三の次に一条を加える改正規 に改める部分及び「同項第七号」を「同項第 に一条を加える改正規定及び第二十二条の四 第十二条の二の次に一条を加える改正規

の促進に関する法律(平成二十四年法律第八 に第十五条の二の改正規定 都市の低炭素化 第十五条第一項及び第二項の改正規定並び 十四号)の施行の日

の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経 (避難解除区域において機械等を取得した場合

第二条 前条第四号に定める日が同条第三号に定 める日前である場合には、 同日の前日までの間

> 四第九項」とあるのは、「第五条の四第八項」定の適用については、同条第四項中「第五条の における改正後の東日本大震災の被災者等に係 る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 (以下「新令」という。) 第十二条の二の二の規

措置) 用した場合の所得税額の特別控除に関する経過 (復興産業集積区域において被災雇用者等を雇

第三条 この政令の施行の日(以下「施行日」と る場合には、同日の前日までの間における新令 四項中「第五条の四第九項」とあるのは、 第十二条の三の規定の適用については、同条第 いう。) が附則第一条第三号に定める日前であ 五条の四第八項」とする。 「第

措置) 用した場合の所得税額の特別控除に関する経過 (避難解除区域において避難対象雇用者等を雇

第四条 附則第一条第四号に定める日が同条第三 号に定める日前である場合には、同日の前日ま 適用については、同条第四項中「第五条の四第 での間における新令第十二条の三の二の規定の る。 九項」とあるのは、「第五条の四第八項」とす

第五条 施行日から平成二十四年六月三十日まで 同条第二項」とあるのは「場合の」と、「及び」三十九条の八十九第一項」と、「場合における三十九条の八十四の二第三項」とあるのは「第 の間における新令第二十三条の三第五項の規定 とあるのは「第三十九条の九十第五項」とす 条の八十九第一項、第三十九条の九十第五項 第三十九条の九十の二第四項の項中「第三十九 の八十九第一項、第三十九条の九十第五項及び 六十八条の五十七第二項」とあるのは「場合 とあるのは「並びに」と、「場合における法第 行令第三十九条の八十四の二第三項の項中「第 の適用については、同項の表租税特別措置法施 の」と、同表租税特別措置法施行令第三十九条 (連結法人の再投資等準備金に関する経過措置)

## 九 附 〇 号 則 (平成二四年七月一九日政令第一

この政令は、公布の日の翌日から施行する。 二七二号) 抄 則 (平成二四年一〇月三一日政令第

(施行期日)

1 則第三項の規定は、 一月一日)から施行する。ただし、次項及び附 この政令は、法の施行の日(平成二十四 公布の日から施行する。

#### 1 附 則 (平成二五年三月三〇日政令第一

、同条第三項の改正規定、同条第四項の改正規 の六の」に、「第三十九条の四十五の三」を六十八条の十五の三の」を「第六十八条の十五 を除く。)、同条を第二十二条の三の三とする改 条の二の三とする改正規定、第二十二条の二の 条の二の二第九項」に改める部分を除く。)、第 二第八項」を「第十七条の二第十三項、第十七 を「第十条の三の三第一項」に改める部分に限 二の見出しの改正規定、同条第一項及び第二項 正規定、同条第一項の改正規定、同条第二項の する。ただし、第十二条の二の二の見出しの改 正規定並びに第二十二条の四の改正規定(「第 正規定、第二十二条の三の次に一条を加える改 六十八条の十五の六第一項後段」に改める部分 中「第六十八条の十五の三第一項後段」を「第 二(見出しを含む。)の改正規定(同条第三項 次に一条を加える改正規定、第二十二条の三の 後段」に改める部分を除く。)、同条を第二十二 第一項後段」を「第六十八条の十五の六第一項 部分及び同条第四項中「第六十八条の十五の三 項」を「第二十五条の二の三第九項」に改める 定(同条第三項中「第二十五条の二の二第八 二十二条の二の二(見出しを含む。)の改正規 定(「第十七条の二第十二項、第十七条の二の一条を加える改正規定、第十七条の四の改正規 次に一条を加える改正規定、第十七条の三の二 定、第十二条の四の改正規定、第十七条の二の定、第十二条の三の次に一条を加える改正規 る。)、同条を第十二条の三の三とする改正規 第四項の改正規定(「第十条の三の二第一項」 第一項ただし書」に改める部分に限る。)、同条 の三の二第一項ただし書」を「第十条の三の三 の改正規定、同条第三項の改正規定(「第十条 の次に一条を加える改正規定、第十二条の三の 十二条の二の三とする改正規定、第十二条の二 定(「第十条の二の二第三項」を「第十条の一 十条の二の三第三項に」に改める部分に限る。) 改正規定(「第十条の二の二第三項に」を「第 の三の三とする改正規定、第十七条の三の次に (見出しを含む。) の改正規定、同条を第十七条 七条の二の三とする改正規定、第十七条の二の 二(見出しを含む。)の改正規定、同条を第十 の三第三項」に改める部分に限る。)、同条を第 「第三十九条の四十五の六」に、 この政令は、平成二十五年四月一日から施行 「第六十八条の

十五の三第一項」」を「第六十八条の十五の 《一項」」に、「第二十五条の二第十三項、

年法律第十二号)の施行の日から施行する。 特別措置法の一部を改正する法律(平成二十五項」に改める部分を除く。)は、福島復興再生 第十四項」を「第三十九条の四十五の二第十四 を「第六十八条の十五の五第六項」に、「前条 十五条の二の二第八項」を「第二十五条の二第 の三第一項後段」を「第六十八条の十五の六第 の十五の六第一項の」に、「第六十八条の十五 十四項、第二十五条の二の二第九項」に、「第 六十八条の十五の三第一項の」を「第六十八条 一項後段」に、「第六十八条の十五の二第六項」

2 この政令の施行の日から前項ただし書に規定 項中「第二十五条の二の三第九項」とあるの 条の二の二の規定の適用については、同条第三 係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十二 改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関 ただし書に規定する改正規定を除く。) による する日の前日までの間におけるこの政令(同項 は、「第二十五条の二の二第九項」とする。

#### 附 則 (平成二五年五月三一日政令第一 七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十六年一月一日 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

年六月一日 第二十一条第三項の改正規定 平成二十五

二 第十二条の二第四項第一号、第十二条の二 条の十九の四第十二項」を「第四十一条の 第十三条の五第一項の改正規定(「第四十一 二条の三第三項、第十二条の三の二第五項及 びに附則第三条の規定 平成二十六年四 び第十二条の三の三第三項の改正規定並びに の二第三項、第十二条の二の三第二項、 九の四第十三項」に改める部分に限る。) 並 月

三 第二十九条の三の改正規定及び第二十九条 七年一月一日 の四の改正規定並びに次条の規定 平成二十

式等についての納税猶予の特例に関する経過措 (被災した認定贈与承継会社等に係る非上場株

第二条 所得税法等の一部を改正する法律(平成 附則第百条第二項の規定によりなおその効力を 二十五年法律第五号。以下「改正法」という。)

有するものとされる改正法第九条の規定による をいう。)第三十八条の三及び第三十八条の四の規 という。)第三十八条の三及び第三十八条の四 の規定に基づく改正前の東日本大震災の被災者 等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 施行令第二十九条の三及び第三十八条の四 という。)第三十八条の三及び第三十八条の四 という。)第三十八条の三及び第三十八条の四 をいう。)第三十八条の三及び第三十八条の四 をいう。)第三十八条の三及び第三十八条の担定による が行令第二十九条の三及び第二十九条の担定による

に対する次の各号に掲げる規定の適用について に規定する経営相続承継受贈者とみなされた者 項に規定する経営承継相続人等又は同条第五項 三第一項に規定する経営承継受贈者、同条第三 る法律(以下「新法」という。)第三十八条の 被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関す 法第九条の規定による改正後の東日本大震災の 日の翌日以後最初に到来する改正後の東日本二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末 以下「新租特法」という。)第七十条の七第特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。 改正法附則第百条第三項の規定により、改正 する法」とする。 るのは、「(平成二十六年一月一日以後に到来 間における同項の規定 同号中「(法」とあ 五項第一号に規定する雇用判定基準日までの おいて「新令」という。) 第二十九条の三第 特例に関する法律施行令(次号及び第三号に 大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時 条第五号ハに掲げる規定による改正後の租税 平成二十七年一月一日から改正法附則第一 当該各号に定めるところによる。 4

継相続人等又は同条第十二項各号に掲げる経営産継知に第一人の四第二項第五号に掲げる経営承承継期間の末日の翌日以後最初に到来する新承継期間の末日の翌日以後最初に到来する新承継期間の末日の翌日以後最初に到来する新本継期間の末日の翌日以後最初に到来する新東継期間の末日の翌日以後最初に到来する新東半期間の末日の翌日以後最初に到来する新東半期間の末日の翌日以後最初に到来する新東半月の翌日以後最初に到来する新東半月の翌日以後最初に到来する第一人の大学を表表している。

項第二号」と、

同号口中「租税特別措置法.

を含む。)の規定は、適用しない。 
を含む。)の規定は、適用しない。 
相続承継受贈者が改正法附則第百条第三項の規相続承継受贈者が改正法附則第百条第三項の規格の 
の適用を受けた場合には、旧法第三十八条の四第一項第二号及び第三号に保る部分に限る。) 
及び同条第三項(同項第二号及び第三号に保る部分に限る。) 
及び同条第三項(同項第二号及び第三号に係る部分に限る。) 
及び同条第三項(同項第二号及び第三号に係る部分に限る。) 
のが同条第三項の規定は、適用しない。

本 改正法附則第八十六条第四項各号に掲げる経営 は不談の適用を受けた場合における新法第三十八条 での適用を受けた場合における新法第三十八条 の三の規定の適用については、次に定めるとこ の三の規定の適用については、次に定めるとこ の三の規定の適用については、次に定めるとこ の三の規定の適用については、次に定めるとこ の三の規定の適用については、次に定めるとこ でによる。

十二年旧租税特別措置法」とする。

イ中「租税特別措置法」とあるのは「平成二

与承継期間(平成二十三年三月十一日以後の 承継期間」という。)」と、「同条第四項第二 期間に限る。以下この項において「経営贈与 第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈 の数の合計を平成二十二年旧租税特別措置法 承継期間」とあるのは「)の常時使用従業員 「)の常時使用従業員の数の合計を経営贈与 号」と、同号イ中「租税特別措置法」とある 法律の臨時特例に関する法律(次号において 前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係 十五年法律第五号) 第九条の規定による改正 法第七十条の七第二項第一号イ」とあるのは 項第二号」と、同項第二号中「租税特別措置 六項並びに租税特別措置法第七十条の七第四 六項」とあるのは「(第二号を除く。) 及び第 成二十二年旧租税特別措置法」と、「及び第 項の」と、「係る同法」とあるのは「係る平 税特別措置法」という。)第七十条の七第四 法(以下この項において「平成二十二年旧租 第十八条の規定による改正前の租税特別措置 を改正する法律(平成二十二年法律第六号) 七第四項の」とあるのは「所得税法等の一部 条の三第一項中「租税特別措置法第七十条の る経営承継受贈者については、新法第三十八 「旧法」という。)第三十八条の三第一項第一 七第二項第一号イ」と、「前号」とあるのは 「平成二十二年旧租税特別措置法第七十条の |所得税法等の一部を改正する法律(平成| 改正法附則第八十六条第四項第一号に掲げ は「平成二十二年旧租税特別措置法」と、

経 措置法第七十条の七第四項第九号」と、同号に 措置法」と、「贈与特定期間(旧法第三十八条の三第一項第一号」と、「贈与特定期間(旧法第三十八条の三第一項に おいて同じ。)」と、同項第三号中「前二に おいて同じ。)」と、同項第三号中「前二において同じ。)」と、同項第三号中「前二において同じ。)」と、同項第三号中「前二において同じ。)」と、同号ロ中「租税特別措置法第七十条のは「和税特別措置法第七十条のは「租税特別措置法第七十条のは「租税特別措置法第七十条のは「租税特別措置法第七十条のは「租税特別措置法第七十条のは「租税特別措置法第七十条のは「租税特別措置法第七十条のは「租税特別措置法第七十条のは「租税特別措置法第七十条のは「租税特別措置法第七十条のは「租税特別措置法第七十条のは「租税特別措置法第七十条のは「租税特別措置法第七十条のは「租税特別措置法第七十条のは「租税特別措置法第七十条のは「租税特別措置法第七十条のは「租税特別措置法第七十条のは「租税特別措置法第七十条のは「租税特別措置法第七十条のは「租税特別措置法第七十条のは「国力」と、同号

間」とあるのは「)の常時使用従業員の数の時使用従業員の数の合計を経営贈与承継期成二十三年旧租税特別措置法」と、「)の常 等の一部を改正する法律(平成二十五年法律一号イ」と、「前号」とあるのは「所得税法 条の三第一項中「租税特別措置法第七十条のる経営承継受贈者については、新法第三十八 限る。以下この項において「経営贈与承継期 期間(平成二十三年三月十一日以後の期間に 条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継 特例に関する法律(次号において「旧法」と 第五号)第九条の規定による改正前の東日本 租税特別措置法第七十条の七第四項第二号\_ るのは「(第二号を除く。) 及び第六項並びに 旧租税特別措置法」と、「及び第六項」とあ 法」という。) 第七十条の七第四項の」と、 の項において「平成二十三年旧租税特別措置 規定による改正前の租税特別措置法(以下こ (平成二十三年法律第八十二号) 第十七条のるための所得税法等の一部を改正する法律 状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図 あるのは「租税特別措置法第七十条の七第四 間」という。)」と、「同条第四項第二号」と 合計を平成二十三年旧租税特別措置法第七十 同号イ中「租税特別措置法」とあるのは「平 いう。)第三十八条の三第一項第一号」と、 大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時 三年旧租税特別措置法第七十条の七第二項第 の七第二項第一号イ」とあるのは「平成二十 と、同項第二号中「租税特別措置法第七十条 七第四項の」とあるのは「現下の厳しい経済 「係る同法」とあるのは「係る平成二十三年 改正法附則第八十六条第四項第二号に掲げ

とあるのは「平成二十三年旧租税特別措置法」とする。 とあるのは「平成二十三年旧税特別措置法」と、「贈与特定期間(旧法第三十八条の三第一項名のは「前号又は旧法第三十八条の三第一項るのは「前号又は旧法第三十八条の三第一項者しくは平成二十三年旧租税特別措置法」とあるのは「平成二十三年旧租税特別措置法」とあるのは「平成二十三年旧租税特別措置法」とあるのは「平成二十三年旧租税特別措置法」とあるのは「平成二十三年旧租税特別措置法」とあるのは「平成二十三年旧租税特別措置法」とあるのは「平成二十三年旧租税特別措置法」とあるのは「平成二十三年旧租税特別措置法」とあるのは「平成二十三年日租税特別措置法」とあるのは「平成二十三年日租税特別措置法」とする。

ロ中「租税特別措置法」とあるのは「平成二 二十五年旧租特法第七十条の七第二項第六号のは「)の常時使用従業員の数の合計を平成 同号イ中「租税特別措置法」とあるのは「平 という。)第三十八条の三第一項第一号」と、 時特例に関する法律(次号において「旧法」 律第五号)第九条の規定による改正前の東日 法等の一部を改正する法律(平成二十五年法第一号イ」と、「前号」とあるのは「所得税 「平成二十五年旧租特法第七十条の七第二項第七十条の七第二項第一号イ」とあるのは 前の租税特別措置法(以下この項において 条の三第一項中「租税特別措置法第七十条 る経営承継受贈者については、新法第三十八 第一項第一号に規定する贈与特定期間をい るのは「贈与特定期間 措置法第七十条の七第四項第二号」と、同号 おいて「経営贈与承継期間」という。)」と、 三月十一日以後の期間に限る。以下この項に 業員の数の合計を経営贈与承継期間」とある 成二十五年旧租特法」と、「)の常時使用従 本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨 第二号」と、同項第二号中「租税特別措置法 項並びに租税特別措置法第七十条の七第四項 項」とあるのは「(第二号を除く。) 及び第六 「係る平成二十五年旧租特法」と、「及び第六の七第四項の」と、「係る同法」とあるのは 附則第一条第五号ハに掲げる規定による改正 を改正する法律 (平成二十五年法律第五号) 七第四項の」とあるのは「所得税法等の一部 改正法附則第八十六条第四項第三号に掲げ 十五年旧租特法」と、「贈与特定期間」とあ 「同条第四項第二号」とあるのは「租税特別 に規定する経営贈与承継期間(平成二十三年 「平成二十五年旧租特法」という。)第七十条 次号において同じ。)」と、 同項第三号中

「前二号」とあるのは「前号又は旧法第三十二前二号」とあるのは「平成二十中「租税特別措置法」とあるのは「平成二十年出租特法」とあるのは「若しくは平成二十五年旧租号」とあるのは「前号」とあるのは「前号又は旧法第三十一前二号」とあるのは「前号又は旧法第三十一前二号」とあるのは「前号又は旧法第三十一

Ŧi.

年旧租税特別措置法」という。)第七十条の別措置法(以下この項において「平成二十二 のは「平成二十二年旧租税特別措置法」とす 号」と、同号イ中「租税特別措置法」とある 税特別措置法第七十条の七の二第三項第九 号」とあるのは「若しくは平成二十二年旧租 う。次号において同じ。)」と、同項第三号中 成二十二年旧租税特別措置法」と、「特定期 同号ロ中「租税特別措置法」とあるのは「平 措置法第七十条の七の二第三項第二号」と、 項において「経営承継期間」という。)」と、 項第六号に規定する経営承継期間(平成二十 「)の常時使用従業員の数の合計を平成二十業員の数の合計を経営承継期間」とあるのは年旧租税特別措置法」と、「)の常時使用従 る法律(次号において「旧法」という。)第 災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関す 九条の規定による改正前の東日本大震災の被 改正する法律(平成二十五年法律第五号)第 中「前号」とあるのは「所得税法等の一部を は「係る平成二十二年旧租税特別措置法」 七の二第三項の」と、「係る同法」とあるの 六号)第十八条の規定による改正前の租税特 の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 の七の二第三項の」とあるのは「所得税法等 八条の三第三項中「租税特別措置法第七十条 る経営承継相続人等については、新法第三十 八条の三第三項第一号」と、「若しくは第九 の三第三項第一号に規定する特定期間をい 間」とあるのは「特定期間(旧法第三十八条 三年三月十一日以後の期間に限る。以下この 三十八条の三第三項第一号」と、同号イ中 十条の七の二第三項第二号」と、同項第二号 く。)及び第五項並びに租税特別措置法第七 と、「及び第五項」とあるのは「(第二号を除 「同条第三項第二号」とあるのは「租税特別 「租税特別措置法」とあるのは「平成二十二 -前二号」とあるのは「前号又は旧法第三十 一年旧租税特別措置法第七十条の七の二第二 改正法附則第八十六条第八項第一号に掲げ

> 年旧租税特別措置法」とする。 七十条の七の二第三項第九号」と、同号イ中 のは「前号又は旧法第三十八条の三第三項第 同じ。)」と、同項第三号中「前二号」とある 号に規定する特定期間をいう。次号において 税特別措置法」と、「特定期間」とあるのは 特別措置法」とあるのは「平成二十三年旧租 の七の二第三項第二号」と、同号ロ中「租税 二号」とあるのは「租税特別措置法第七十条 営承継期間」という。)」と、「同条第三項第 以後の期間に限る。以下この項において「経 する経営承継期間(平成二十三年三月十一日 措置法第七十条の七の二第二項第六号に規定 従業員の数の合計を平成二十三年旧租税特別 を経営承継期間」とあるのは「)の常時使用 置法」と、「)の常時使用従業員の数の合計 法」とあるのは「平成二十三年旧租税特別措 第三項第一号」と、同号イ中「租税特別措置 において「旧法」という。)第三十八条の三 国税関係法律の臨時特例に関する法律(次号 よる改正前の東日本大震災の被災者等に係る るのは「所得税法等の一部を改正する法律 三項第二号」と、同項第二号中「前号」とあ 項並びに租税特別措置法第七十条の七の二第 項」とあるのは「(第二号を除く。) 及び第五 二十三年旧租税特別措置法」と、「及び第五 の」と、「係る同法」とあるのは「係る平成 措置法」という。)第七十条の七の二第三項 下この項において「平成二十三年旧租税特別 条の規定による改正前の租税特別措置法(以 法律(平成二十三年法律第八十二号)第十七 備を図るための所得税法等の一部を改正する い経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整 の七の二第三項の」とあるのは「現下の厳し 八条の三第三項中「租税特別措置法第七十条 る経営承継相続人等については、新法第三十 「特定期間(旧法第三十八条の三第三項第一 (平成二十五年法律第五号) 第九条の規定に 「租税特別措置法」とあるのは「平成二十三 「若しくは平成二十三年旧租税特別措置法第 号」と、「若しくは第九号」とあるのは 改正法附則第八十六条第八項第二号に掲げ

の一部を改正する法律(平成二十五年法律第の七の二第三項の」とあるのは「所得税法等の名の言第三項中「租税特別措置法第七十条人条の三第三項中「租税特別措置法第七十条の正法附則第八十六条第八項第三号に掲げ

の合計を経営承継期間」とあるのは「)の常年旧租特法」と、「)の常時使用従業員の数「租税特別措置法」とあるのは「平成二十五三十八条の三第三項第一号」と、同号イ中 号」とあるのは「租税特別措置法第七十条の承継期間」という。)」と、「同条第三項第二 法」とあるのは「平成二十五年旧租特法」と 三項第九号」と、同号イ中「租税特別措置 は平成二十五年旧租特法第七十条の七の二第 と、「若しくは第九号」とあるのは「若しく 号又は旧法第三十八条の三第三項第一号」 と、同項第三号中「前二号」とあるのは「前 る特定期間をいう。次号において同じ。)」 法」と、「特定期間」とあるのは「特定期間 別措置法」とあるのは「平成二十五年旧租特 七の二第三項第二号」と、同号ロ中「租税特 後の期間に限る。以下この項において「経営 る経営承継期間(平成二十三年三月十一日以 特法第七十条の七の二第二項第六号に規定す 時使用従業員の数の合計を平成二十五年旧租 る法律 (次号において「旧法」という。) 災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関す 九条の規定による改正前の東日本大震災の被 改正する法律(平成二十五年法律第五号) 中「前号」とあるのは「所得税法等の一部を とあるのは「係る平成二十五年旧租特法」 七十条の七の二第三項の」と、「係る同法」 る改正前の租税特別措置法(以下この項にお 五号)附則第一条第五号ハに掲げる規定によ 十条の七の二第三項第二号」と、同項第二号 く。) 及び第五項並びに租税特別措置法第七 と、「及び第五項」とあるのは「(第二号を除 いて「平成二十五年旧租特法」という。) (旧法第三十八条の三第三項第一号に規定す 第 第

> 条の七の四第三項」と、「同法第七十条の七のは「平成二十二年旧租税特別措置法第七十 は「租税特別措置法第七十条の七の四第三間」という。)」と、「同条第三項」とあるの 置法」とあるのは「平成二十二年旧租税特 四第二項第六号」と、同号イ中「租税特別 成二十二年旧租税特別措置法第七十条の七 と、「同法第七十条の七の四第三項」とある 別措置法第七十条の七の二第三項第九号」 号」とあるのは「若しくは平成二十二年旧 う。次号において同じ。)」と、同項第三号中 項」と、同号ロ中「租税特別措置法」とあ 限る。以下この項において「経営相続承継期 期間(平成二十三年三月十一日以後の期間に 員の数の合計を経営相続承継期間」とあるの 日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 税法等の一部を改正する法律(平成二十五 十条の七の四第二項第六号」とあるのは「平 るのは「平成二十二年旧租税特別措置法第七 税特別措置法第七十条の七の二第五項」と、 の二第五項」とあるのは「平成二十二年旧 により読み替えられた平成二十二年旧租税特 税特別措置法第七十条の七の四第三項の規定 八条の三第五項第一号」と、「若しくは第九 三第五項第一号に規定する相続特定期間をい あるのは「相続特定期間(旧法第三十八条の 旧租税特別措置法」と、「相続特定期間」と り、及び「同法」とあるのは「平成二十二年 七の四第二項第五号に規定する経営相続承継 を平成二十二年旧租税特別措置法第七十条の は「被災事業所の常時使用従業員の数の合計 という。)」と、「被災事業所の常時使用従業 正前の租税特別措置法(以下この号及び次号 法」という。) 第三十八条の三第五項第一号」 臨時特例に関する法律(次号において「旧 法律第五号) 第九条の規定による改正前の 十条の七の二第三項第九号」と、「同法第七 「同法第七十条の七の二第三項第九号」とあ 「前二号」とあるのは「前号又は旧法第三十 において「平成二十二年旧租税特別措置法」 十二年法律第六号)第十八条の規定による改 「所得税法等の一部を改正する法律(平成二 同号イ中「租税特別措置法」とあるのは

三十八条の三第五項中「租税特別措置法第七げる経営相続承継受贈者については、新法第、改正法附則第八十六条第十二項第二号に掲

措置法」とする

員の数の合計を平成二十三年旧租税特別措置間」とあるのは「被災事業所の常時使用従業 第七十条の七の四第三項」と、「同法第七十 とあるのは「平成二十三年旧租税特別措置法 九号」と、「同法第七十条の七の四第三項」 旧租税特別措置法第七十条の七の二第三項第 項の規定により読み替えられた平成二十三年 三年旧租税特別措置法第七十条の七の四第三 くは第九号」とあるのは「若しくは平成二十 法第三十八条の三第五項第一号」と、「若し 第三号中「前二号」とあるのは「前号又は旧 期間をいう。次号において同じ。)」と、同項 期間」とあるのは「相続特定期間(旧法第三 法」とあり、及び「同法」とあるのは「平成 七の四第三項」と、同号ロ中「租税特別措置 項」とあるのは「租税特別措置法第七十条の 営相続承継期間」という。)」と、「同条第三 以後の期間に限る。以下この項において「経 経営相続承継期間(平成二十三年三月十一日 法第七十条の七の四第二項第五号に規定する 常時使用従業員の数の合計を経営相続承継期 特別措置法」という。)」と、「被災事業所の の号及び次号において「平成二十三年旧租税 規定による改正前の租税特別措置法(以下こ 図るための所得税法等の一部を改正する法律 済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を 税特別措置法」とあるのは「現下の厳しい経 法律(次号において「旧法」という。)第三 者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する 条の規定による改正前の東日本大震災の被災 正する法律(平成二十五年法律第五号)第九 条の七の二第三項第二号」と、同項第二号中 項並びに租税特別措置法第七十条の七の四第 項」とあるのは「(第二号を除く。) 及び第五 第七十条の七の四第三項の」と、「及び第五 の整備を図るための所得税法等の一部を改正 条の七の二第五項」とあるのは 十八条の三第五項第一号に規定する相続特定 二十三年旧租税特別措置法」と、「相続特定 (平成二十三年法律第八十二号) 第十七条の 十八条の三第五項第一号」と、同号イ中「租 三項の規定により読み替えられた同法第七十 する法律(平成二十三年法律第八十二号)第 「前号」とあるのは「所得税法等の一部を改 -条の七の四第三項の」とあるのは「現下の 七条の規定による改正前の租税特別措置法 しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制 「平成二十三

> 年旧租税特別措置法」とする。 年旧租税特別措置法第七十条の七の二第五 十条の七の四第二項第六号」と、同号イ中 るのは「平成二十三年旧租税特別措置法第七 置法第七十条の七の二第三項第九号」と、 号」とあるのは「平成二十三年旧租税特別措 項」と、「同法第七十条の七の二第三項第九 「同法第七十条の七の四第二項第六号」とあ 「租税特別措置法」とあるのは「平成二十三

三項第二号」と、同項第二号中「前号」とあ 特別措置法第七十条の七の四第三項の規定には「(第二号を除く。)及び第五項並びに租税 律第五号)附則第一条第五号ハに掲げる規定 三十八条の三第五項中「租税特別措置法第七 とあるのは「相続特定期間(旧法第三十八条 成二十五年旧租特法」と、「相続特定期間」 置法」とあり、及び「同法」とあるのは の七の四第三項」と、同号ロ中「租税特別措 三項」とあるのは「租税特別措置法第七十条 日以後の期間に限る。以下この項において る経営相続承継期間(平成二十三年三月十一 特法第七十条の七の四第二項第五号に規定す 時使用従業員の数の合計を平成二十五年旧租 相続承継期間」とあるのは「被災事業所の常 災事業所の常時使用従業員の数の合計を経営 特別措置法(以下この号及び次号において 条第五号ハに掲げる規定による改正前の租税 る法律(平成二十五年法律第五号)附則第一 法」とあるのは「所得税法等の一部を改正す 第五項第一号」と、同号イ中「租税特別措置 において「旧法」という。)第三十八条の三 国税関係法律の臨時特例に関する法律(次号 よる改正前の東日本大震災の被災者等に係る (平成二十五年法律第五号) 第九条の規定に るのは「所得税法等の一部を改正する法律 より読み替えられた同法第七十条の七の二第 の四第三項の」と、「及び第五項」とあるの による改正前の租税特別措置法第七十条の七 法等の一部を改正する法律(平成二十五年法 十条の七の四第三項の」とあるのは「所得税 げる経営相続承継受贈者については、新法第 「平成二十五年旧租特法」という。)」と、「被 「経営相続承継期間」という。)」と、「同条第 改正法附則第八十六条第十二項第三号に掲

> する。 「平成二十五年旧租特法第七十条の七の四第七十条の七の四第二項第六号」とあるのは 五項」と、「同法第七十条の七の二第三項第 年旧租特法第七十条の七の四第三項」と、 条の七の四第三項」とあるのは「平成二十五 条の七の二第三項第九号」と、「同法第七十 読み替えられた平成二十五年旧租特法第七十 租特法第七十条の七の四第三項の規定により 法」とあるのは「平成二十五年旧租特法」と 二項第六号」と、同号イ中「租税特別措置 七十条の七の二第三項第九号」と、「同法第 九号」とあるのは「平成二十五年旧租特法第 「平成二十五年旧租特法第七十条の七の二第「同法第七十条の七の二第五項」とあるのは 九号」とあるのは「若しくは平成二十五年旧 十八条の三第五項第一号」と、「若しくは第

#### 号 則 (平成二六年一月一七日政令第一

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日 年一月二十日)から施行する。 (平成二十六

## 五号) 則 (平成二六年三月二八日政令第九

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日 う経過措置) の臨時特例に関する法律施行令の一部改正に伴 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 十六年四月一日)から施行する。 (平成二

第七条 改正法附則第九条第一項の規定によりな 年等の就農促進のための資金の貸付け等に関す お従前の例によることとされる旧就農支援資金 合における同法第四条の規定による廃止前の青 規定によりなお従前の例によることとされる場 成二十五年法律第百二号)附則第九条第一項の 盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平 第一項第七号中「青年等の就農促進のための資 おその効力を有する。この場合において、同条 項(第七号に係る部分に限る。)の規定は、な 第一項(第七号に係る部分に限る。)及び第二 法律の臨時特例に関する法律施行令第三十七条 正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係 の貸付けについては、第十一条の規定による改 る特別措置法」と、 金の貸付け等に関する特別措置法」とあるのは 「農業の構造改革を推進するための農業経営基 同条第二項第七号中「青年

> 就農促進のための資金の貸付け等に関する特別ける同法第四条の規定による廃止前の青年等の を改正する等の法律附則第九条第一項の規定に 進するための農業経営基盤強化促進法等の一部特別措置法」とあるのは「農業の構造改革を推 等の就農促進のための資金の貸付け等に関する 措置法」とする。 よりなお従前の例によることとされる場合にお

## 四 附 九 号) (平成二六年三月三一日政令第一

る。)、第二十二条の二の二第四項の改正規定、定する政令で定める金額」を加える部分に限一号)第十五条第一項各号列記以外の部分に規 二項の改正規定は、平成二十六年十月一日 二条の三第二項の改正規定、第二十二条の三の 第二十二条の二の三第三項の改正規定、第二十 用される地方法人税法(平成二十六年法律第十 する。ただし、第二十二条の二第四項の改正規 十五条の二第十三項の規定により読み替えて適 定(「政令で定める金額」の下に「及び法第二 (施行期日) この政令は、平成二十六年四月一日から施行 一第四項の改正規定及び第二十二条の三の三第

(個人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に

関係法律の臨時特例に関する法律施行令 関する経過措置) 法第十三条の規定による改正前の東日本大震災 規定する被災者向け優良賃貸住宅について適用 の規定による改正後の東日本大震災の被災者等 律第十号。以下「改正法」という。)第十三条 税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法 日」という。)以後に取得又は新築をする所得 「新令」という。)第十三条の二第二項の規定 する法律(以下「旧法」という。)第十一条 の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関 に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 は、個人がこの政令の施行の日(以下「施行 ついては、なお従前の例による。 し、個人が施行日前に取得又は新築をした改正 (以下「新法」という。) 第十一条の二第一項に 一第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅に 改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税 (以下

関する経過措置) (法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に

3 人税法 新令第十八条の二第二項の規定は、 (昭和四十年法律第三十四号) 第二条第 法人(法

いう。次号において同じ。)」と、同項第三号 の三第五項第一号に規定する相続特定期間を

「前二号」とあるのは「前号又は旧法第三

条の二の二第九項、第十七条の二の三第九

五項」に、「第十七条の二第十二項、第十七

第十七条の四の改正規定(「同条第一項」を

「同条第四項」に、「同条第二項」を「同条第

の下に「又は第百四十四条の四第一項各号若 三項の改正規定(「第七十二条第一項各号」 六」を加える部分に限る。)、第十七条の二第「第九十五条」の下に「及び第百六十五条の

しくは第二項各号」を加える部分に限る。)、

項」を「第十七条の二第十一項、第十七条の

改める部分を除く。)、第十八条の二第三項の

二の二第八項、第十七条の二の三第八項」に

宅については、なお従前の例による。 条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住 る被災者向け優良賃貸住宅について適用し、法 は新築をする新法第十八条の二第一項に規定す この項において同じ。) が施行日以後に取得又 八号に規定する人格のない社団等を含む。以下 人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十八

## (平成二六年五月一四日政令第 抄

第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行 識別するための番号の利用等に関する法律附則 この政令は、行政手続における特定の個人を

## 一〇号) (平成二七年三月二七日政令第

施行する。 この政令は、 平成二十七年三月三十一日から

### 五一号 則 平成二七年三月三一日政令第一

(施行期日)

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。 この政令は、平成二十七年四月一日 から施行

> 六の次に一条を加える改正規定 福島復興再 十三条の八とする改正規定及び第二十三条の 除く。)、同条第三項の改正規定、同条を第二

削る改正規定 平成二十八年一月一日 規定、第十二条の三の三の改正規定、第十二 条の三の改正規定、第十二条の三の二の改正 条の四の改正規定及び第十二条の五第三項を 規定、第十二条の二の三の改正規定、第十二 第八項の改正規定、第十二条の二の二の改正 ら第三項まで」に改める部分を除く。)、同条を「第十条の四第三項、第十条の五第一項か 六」を加える部分及び「第十条の五第一項 「第九十五条」の下に「及び第百六十五条の 第十二条の二第四項第一号の改正規定 第十二条の二第四項第一号の改正規定 生特別措置法の一部を改正する法律(平成二

2 て「新令」という。)第十二条の二から第十二

三 第一条第二項の改正規定、第十三条の二の 二の改正規定、同条を第十三条の二の三とす の七十八第十五項第一号イ」を「第六十八条 規定、同条第二項の改正規定(「第六十八条 える改正規定、 る改正規定、第十三条の二の次に一条を加え の七十八第十六項第一号イ」に改める部分を する改正規定、第十八条の六の次に一条を加 条第三項の改正規定、同条を第十八条の八と 十六項第一号イ」に改める部分を除く。)、同 七第十五項第一号イ」を「第六十五条の七第 定、同条第二項の改正規定(「第六十五条の る改正規定、第十八条の七第一項の改正規 十項の改正規定 平成二十八年四月一日 じ。)」を加える部分を除く。)及び同条第四 については、管理人。以下この条において同 表者の定めがなく、管理人の定めがあるもの (「代表者」の下に「(人格のない社団等で代 改正規定、第十九条第五項第一号の改正規定 第二十三条の七第一項の改正

(経過措置) (平成二十七年法律第四十九号) の施行の日 項の規定 二十四条の改正規定並びに次項及び附則第三 項第一号イ」に改める部分に限る。)及び第 項第一号イ」を「第六十八条の七十八第十六 項の改正規定(「第六十八条の七十八第十五 条第三十項の改正規定、第二十三条の七第二 の改正規定、同条第二十九項の改正規定、同 定、同条第十三項の改正規定、同条第十四項 る部分に限る。)、第十九条第十二項の改正規 定(「第六十五条の七第十五項第一号イ」を 部分に限る。)、第十八条の七第二項の改正規 第十条の五第一項から第三項まで」に改める 十七年法律第二十号)の施行の日 「第十条の五第一項」を「第十条の四第三項、 「第六十五条の七第十六項第一号イ」に改め 第十二条の二第四項第一号の改正規定 地域再生法の一部を改正する法律 3

月三十一日までの間におけるこの政令(同項第 日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨 時特例に関する法律施行令(以下この項におい 一号に掲げる規定を除く。)による改正後の東 前項第四号に定める日から平成二十七年十二

> 条の五第八項」と、新令第十二条の三第三項、 条の五第八項」と、新令第十二条の二の三第二第八項、第五条の六第五項」とあるのは「第五 とあるのは「第五条の五まで及び第五条の六ので」と、同条第五項中「第五条の六の五まで」 条の三の三までの規定の適用については、新令 とする。 第三項中「第十条の五の二第三項」とあるのは 第十二条の三の二第五項及び第十二条の三の三 第八項、第五条の六第五項」とあるのは「第五 二から第五条の六の五まで」と、「第五条の五 とあるのは「第五条の五まで及び第五条の六の 項中「第十条の五第一項」とあるのは「第十条 項中「第十条の五第一項」とあるのは「第十条 条の五第八項」と、新令第十二条の二の二第三 第八項、第五条の六第五項」とあるのは「第五 第十二条の二第八項中「第五条の六の五まで」 「第十条の四第三項、第十条の五の二第三項」 で」と、同条第四項中「第五条の六の五まで」 の四第三項、第十条の五第一項から第三項ま 二から第五条の六の五まで」と、「第五条の五 の四第三項、第十条の五第一項から第三項ま 二から第五条の六の五まで」と、「第五条の五 とあるのは「第五条の五まで及び第五条の六の

十七年政令第百四十八号)附則第十条第一項及措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二 年十二月三十一日までの間における所得税法等 及び第四項、第十条の三第一項、第十条の三の 号)第十条の二第三項及び第四項、第十条の二 例に関する法律(平成二十三年法律第二十九 例に関する法律第十条の二から第十条の三の三 大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特 号)第十三条の規定(同法附則第一条第四号ホ の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九 を」とする。 二第一項並びに第十条の三の三第一項の規定 の二第三項及び第四項、第十条の二の三第三項 大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特 び第十一条の規定の適用については、同項中 までの規定の適用がある場合における租税特別 に掲げる規定を除く。) による改正後の東日本 「の規定を」とあるのは、「の規定並びに東日本 附則第一項第四号に定める日から平成二十七

## 則 (平成二八年三月三一日政令第一

六四号)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から 施行する。ただし、第十二条の二第四項第一号 (施行期日)

> 規定、第十九条第四十項の表の改正規定(同表 項第二号の項に係る部分に限る。) は、平成二 の四十七第五項第一号の項を削る部分並びに同 特別措置法施行令第三十九条の四十七第三項第 第二十四条第四十項の表の改正規定(同表租税 九第一項第二号の項に係る部分に限る。) 及び 並びに同表租税特別措置法施行令第三十九条の 四項第二号の項及び租税特別措置法施行令第二 六項」を削る部分に限る。)、同条第八項の改正 の改正規定(「、第十条の五の四第五項及び第 十九年四月一日から施行する。 表租税特別措置法施行令第三十九条の百八第一 租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第 十七条の十二の五第六項第一号の項を削る部分 一号の項及び租税特別措置法施行令第三十九条

する経過措置) た場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関 (復興産業集積区域等において機械等を取得し

第二条 改正後の東日本大震災の被災者等に係る 日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨 得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年 規定は、個人がこの政令の施行の日(以下「施 国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 る減価償却資産については、 第十条の二第一項の表の第一号の第五欄に掲げ 時特例に関する法律(以下「旧法」という。) をした改正法第十三条の規定による改正前の 律(以下「新法」という。) 第十条の二第一項 者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法 三条の規定による改正後の東日本大震災の被災 法律第十五号。以下「改正法」という。) 第十 行日」という。) 以後に取得又は建設をする所 の表の第一号の第五欄に掲げる減価償却資産に (以下「新令」という。) 第十二条の二第二項 ついて適用し、個人が施行日前に取得又は建設 なお従前の例によ

過措置) (個人の被災代替資産等の特別償却に関する経

第三条 新令第十三条第二項(第四号及び第五号 第十一条第一項に規定する被災代替資産等につ 十一条第一項に規定する被災代替資産等につい う。以下この条において同じ。)をする新法第 以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をい いては、なお従前の例による。 に係る部分に限る。)の規定は、 個人が施行日前に取得等をした旧法 個人が施行日

た場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関 (復興産業集積区域等において機械等を取得し

(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二第四条 新令第十七条の二第一項の規定は、法人 なお従前の例による。 号の第五欄に掲げる減価償却資産については、 建設をした旧法第十七条の二第一項の表の第一 産について適用し、法人が施行日前に取得又は 以後に取得又は建設をする新法第十七条の二第 以下この条及び次条において同じ。)が施行日 条第八号に規定する人格のない社団等を含む。 項の表の第一号の第五欄に掲げる減価償却資

(法人の被災代替資産等の特別償却に関する経

第五条 新令第十八条 (第四号及び第五号に係る 条第一項に規定する被災代替資産等について し、法人が施行日前に取得等をした旧法第十八 第一項に規定する被災代替資産等について適用 下この条において同じ。)をする新法第十八条 取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以 部分に限る。)の規定は、 なお従前の例による。 法人が施行日以後に

等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特(連結法人が復興産業集積区域等において機械

第六条 新令第二十二条の二第一項の規定は、連 は建設をする新法第二十五条の二第一項の表の配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又 別控除に関する経過措置) については、なお従前の例による。 項の表の第一号の第五欄に掲げる減価償却資産 に取得又は建設をした旧法第二十五条の二第一 連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前 適用し、連結親法人又は当該連結親法人による 第一号の第五欄に掲げる減価償却資産について 結親法人又は当該連結親法人による連結完全支

(連結法人の被災代替資産等の特別償却に関す

第七条 新令第二十三条 (第四号及び第五号に係 は当該連結親法人による連結完全支配関係にあ 被災代替資産等について適用し、連結親法人又 じ。)をする新法第二十六条第一項に規定する 若しくは建設をいう。以下この条において同結子法人が施行日以後に取得等(取得又は製作 該連結親法人による連結完全支配関係にある連 る部分に限る。) の規定は、連結親法人又は当 る連結子法人が施行日前に取得等をした旧法第

二十六条第一項に規定する被災代替資産等につ いては、なお従前の例による。

### 則 (平成二九年三月三一日政令第

一六号)

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

部分に限る。) 企業立地の促進等による地域 律第四十七号)の施行の日 法律の一部を改正する法律(平成二十九年法 の下に「、第十条の四の二第三項」を加える 条第八項の改正規定(「第十条の四第三項」 における産業集積の形成及び活性化に関する の二第三項」を加える部分に限る。) 及び同 |第十条の四第三項」の下に「、第十条の四 第十二条の二第四項第一号の改正規定(

二 第十二条の二の三の改正規定(同条第四項 法律第三十二号) の施行の日 条の三の三第六項」に改める部分に限る。)、 定(「第十二条の三の三第四項」を「第十一 中「第五条の三第七項」を「第五条の三第八 措置法の一部を改正する法律(平成二十九年 第二十二項」に改める部分を除く。)及び第 定(「同項第十号」を「同項第十二号」に、 三の三の改正規定、第二十二条の四の改正規 二十二条の二の三の改正規定、第二十二条の 三の改正規定、第十八条の七の改正規定、第 次に一条を加える改正規定、第十七条の三の に改める部分を除く。)、第十七条の二の二の 第十二条の三の三の改正規定(同条第四項中 項」に改める部分を除く。)、第十二条の三第 二十三条の七の改正規定 福島復興再生特別 「第三十九条の四十六第二十一項」を「前条 「第五条の三第七項」を「第五条の三第八項」 項第一号の改正規定、同条第四項の改正規

関する経過措置) (個人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に

|第二条 所得税法等の一部を改正する等の法律 (平成二十九年法律第四号。以下「改正法」と 国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 基づく改正前の東日本大震災の被災者等に係る 等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 条の規定による改正前の東日本大震災の被災者 いう。) 附則第九十六条第二項の規定によりな (以下「旧法」という。) 第十一条の二の規定に おその効力を有するものとされる改正法第十五

(以下「旧令」という。) 第十三条の二の規定 は、なおその効力を有する。

関する経過措置) (法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に

第三条 改正法附則第九十八条第二項の規定によ 八条の二の規定に基づく旧令第十八条の二の規 りなおその効力を有するものとされる旧法第十 定は、なおその効力を有する。 (連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償

|第四条 改正法附則第百一条第二項の規定により 規定は、なおその効力を有する。 六条の二の規定に基づく旧令第二十三条の二の なおその効力を有するものとされる旧法第二十 却に関する経過措置)

## 四附八号) 則 (平成三〇年三月三一日政令第一

(施行期日)

る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各1 この政令は、平成三十年四月一日から施行す 号に定める日から施行する。

の適用がある場合には、当該給与所得の金額第四十一条の三の三第一項又は第二項の規定 加える部分に限る。) 令和二年一月一日 第百六十五条の五の三」に改める部分及び 下第十二条の三の三までにおいて同じ。)」 からこれらの規定による控除をした残額。以 「給与所得の金額」の下に「(租税特別措置法 「第九十五条」を「第九十三条、第九十五条、 第十二条の二第四項第一号の改正規定(

二 第二十条の次に一条を加える改正規定及び 第二十五条の次に一条を加える改正規定 和二年四月一日 令

三 第十五条第二項の改正規定及び第十五条の 二の改正規定 令和二年十月一日

三項、第四十一条第一項」に改める部分に限 律第二十五号)の施行の日 る。) 生産性向上特別措置法(平成三十年法 「第四十一条第一項」を「第十条の五の五第 第十二条の二第四項第一号の改正規定

する経過措置) た場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関 (復興産業集積区域等において機械等を取得し

2 この政令の施行の日から前項第四号に定める 災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に 日の前日までの間における改正後の東日本大震 関する法律施行令(以下「新令」という。)第 十二条の二の規定の適用については、同条第八

> 除額の特例に関する経過措置) 項中「、第十条の五の四第一項及び第二項並 に第十条の五の四第一項及び第二項」とする。 に第十条の五の五第三項」とあるのは、「並び |連結法人の法人税の額から控除される特別控

条の十五の七第一項」とする。 条第二項中「第六十八条の十五の八の」とある 第一項後段」とあるのは「第六十八条の十五の八五の七第一項」」と、「第六十八条の十五の八 法の施行の日の前日までの間における新令第二 八条の十五の八第一項」とあるのは「第六十八 のは「第六十八条の十五の七の」と、「第六十 十七項」とあるのは「前条第二十七項」と、同 十五の八第一項」」とあるのは「第六十八条 項中「第六十八条の十五の八の」とあるの 七第一項後段」と、「第三十九条の四十七第二 十二条の四の規定の適用については、同条第一 「第六十八条の十五の七の」と、「第六十八条の項中「第六十八条の十五の八の」とあるのは この政令の施行の日から生産性向上特別措置

## 附 則 (平成三一年三月二九日政令第一 〇六号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から 第一項の規定は、令和二年十月一日から施行す 条第二十六項」を「同条第三十一項」に、「第 り法第四十一条」と、」を加える部分及び「同法」という。)第十三条の二第三項の規定によ に関する法律(以下この項において「震災特例震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例六項の規定により同条」とあるのは「東日本大 条第三項中」の下に「「同条第十三項又は第十 条の二第一項」の下に「又は第三項」を、「同 施行する。ただし、第十五条第二項の改正規定 び第十五条の二第二項の改正規定(「法第十三 びに附則第三条第一項及び第二項並びに第四条 十一条第三十一項」に改める部分を除く。) 並 十五条の二第一項」を「第十五条の二第四項第 十一条第三十一項」に改める部分を除く。)及 改正規定(「第四十一条第二十六項」を「第四 十一項」に改める部分を除く。)、同条第四項 (「同条第二十六項」を「同条第三十一項」に、 第四十一条第二十六項」を「第四十一条第三 号」に、「第四十一条第二十六項」を「第四

過措置) (個人の被災代替資産等の特別償却に関する経

第二条 改正後の東日本大震災の被災者等に係る 国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令

の三第三項に規定する証明書及び居住日の属す

規定する被災代替資産等については、なお従前 律(以下「旧法」という。)第十一条第一項に 者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法 五条の規定による改正前の東日本大震災の被災 災代替資産等について適用し、個人が施行日前「新法」という。)第十一条第一項に規定する被 る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下 定による改正後の東日本大震災の被災者等に係 六号。以下「改正法」という。) 第十五条の規 等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 後に取得又は製作若しくは建設をする所得税法 政令の施行の日(以下「施行日」という。)以 号に係る部分に限る。)の規定は、個人がこの に取得又は製作若しくは建設をした改正法第十 (以下「新令」という。) 第十三条第二項(第四 2

控除等の適用期間等に係る特例に関する経過措 (住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別

第三条 新令第十五条第二項の規定により読み替 置法施行令改正令」という。)第一条の規定に えて適用される租税特別措置法施行令等の一部 租税特別措置法施行令」という。)第二十六条 よる改正前の租税特別措置法施行令(以下「旧 年租税特別措置法施行令改正令第一条の規定に の規定により読み替えて適用される平成三十一 行令(以下「旧令」という。)第十五条第二項 に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施 前に交付した改正前の東日本大震災の被災者等 第三項に規定する証明書について適用し、同日 される新租税特別措置法施行令第二十六条の三 令第十五条第二項の規定により読み替えて適用 定の適用を受けた個人に対し以後に交付する新 特別措置法」という。)第四十一条第一項の規 第十一条の規定による改正後の租税特別措置法 じ。)のいずれかの年分の所得税につき改正法定する八年内をいう。以下この項において同 年分に限る。)又はその翌年以後八年内(に規 いて「居住日」という。)の属する年分(の各 定は、同項に規定する居住日(以下この項にお 施行令」という。)第二十六条の三第三項の規 二年政令第四十三号。以下「新租税特別措置法 よる改正後の租税特別措置法施行令(昭和三十 以下この項において「平成三十一年租税特別措 を改正する政令(平成三十一年政令第百二号。 (昭和三十二年法律第二十六号。以下「新租税 3

用される新租税特別措置法施行令第二十六条の 規定の適用を受けた個人に対し以後に交付する 前の例による。 三第三項に規定する証明書については、なお従 新令第十五条第二項の規定により読み替えて適 税につき新租税特別措置法第四十一条第一項の はその翌年以後八年内のいずれかの年分の所得 る年分(平成三十年以前の各年分に限る。)又

いて適用し、同日前に交付した旧令第十五条第令第二十六条の三第三項に規定する証明書につ り読み替えて適用される新租税特別措置法施行 分に限る。) 又はその翌年以後三年内のいずれび居住日の属する年分 (平成三十年以前の各年 らまでの各年分に限る。)又はその翌年以後三 従前の例による。 の三第三項に規定する証明書については、 替えられた新租税特別措置法施行令第二十六条 令第二十六条の四第二十四項の規定により読み 以後に交付する新令第十五条第四項の規定によ 規定により読み替えられた旧租税特別措置法施 特別措置法施行令第二十六条の四第二十四項の 四項の規定により読み替えて適用される旧租税 定により読み替えられた新租税特別措置法施行 項の規定により読み替えて適用される新租税特 た個人に対し以後に交付する新令第十五条第四 別措置法第四十一条第一項の規定の適用を受け 年内のいずれかの年分の所得税につき新租税特 おいて「居住日」という。)の属する年分(か 規定は、同項に規定する居住日(以下この項に 租税特別措置法施行令第二十六条の三第三項の の四第二十四項の規定により読み替えられた新 適用される新租税特別措置法施行令第二十六条 十一条第一項の規定の適用を受けた個人に対し かの年分の所得税につき新租税特別措置法第四 行令第二十六条の三第三項に規定する証明書及 別措置法施行令第二十六条の四第二十四項の規 新令第十五条第四項の規定により読み替えて

令等の一部を改正する政令(平成三十一年政令法施行令」とあるのは、「租税特別措置法施行 用については、これらの規定中「租税特別措置 ける新令第十五条第二項及び第四項の規定の適 み替えて適用される租税特別措置法施行令」と 第百二号)附則第十四条第二項の規定により読 施行日から令和二年九月三十日までの間にお

第四条 み替えて適用される新租税特別措置法施行令第 控除の控除額に係る特例に関する経過措置) (住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別 新令第十五条の二第五項の規定により読

> る。) 又はその翌年以後八年内のいずれかの年の属する年分(平成三十年以前の各年分に限 替えて適用される旧租税特別措置法施行令第二した旧令第十五条の二第二項の規定により読み ては、なお従前の例による。 第二十六条の三第三項に規定する証明書につい 交付する新令第十五条の二第五項の規定により 第一項の規定の適用を受けた個人に対し以後に 分の所得税につき新租税特別措置法第四十一条 規定する証明書について適用し、同日前に交付 租税特別措置法施行令第二十六条の三第三項に 二第五項の規定により読み替えて適用される新 特別措置法第四十一条第一項の規定の適用を受 じ。)のいずれかの年分の所得税につき新租税 定する八年内をいう。以下この項において同 。)又はその翌年以後八年内(同条第三項に規 居住日(以下この項において「居住日」とい 二十六条の三第三項の規定は、同項に規定する 読み替えて適用される新租税特別措置法施行令 十六条の三第三項に規定する証明書及び居住日 う。)の属する年分(からまでの各年分に限る た個人に対し以後に交付する新令第十五条の

2 第十四条第二項の規定により読み替えて適用さ るのは、「租税特別措置法施行令等の一部を改 ける新令第十五条の二第五項の規定の適用につ 過措置) れる租税特別措置法施行令」とする。 正する政令(平成三十一年政令第百二号)附則 いては、同項中「租税特別措置法施行令」とあ (法人の被災代替資産等の特別償却に関する経 施行日から令和二年九月三十日までの間にお

第五条 新令第十八条 (第四号に係る部分に限 日以後に取得又は製作若しくは建設をする新法等を含む。以下この条において同じ。) が施行 第二条第三項第一号に規定する人格のない社団 等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 る。)の規定は、法人(東日本大震災の被災者 る被災代替資産等については、なお従前の例に いて適用し、法人が施行日前に取得又は製作若 第十八条第一項に規定する被災代替資産等につ しくは建設をした旧法第十八条第一項に規定す

#### 七号) 附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。

> 目次の改正規定及び第二章中第十五条の二 次に一条を加える改正規定 令和三年一月

一 第十三条の三第五項の改正規定及び第十四 る規定の施行の日のいずれか遅い日 二年法律第十二号)附則第一項第一号に掲げ 条第十八項の改正規定 は土地基本法等の一部を改正する法律(令和 令和二年七月一日又

する経過措置) た場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関 (復興産業集積区域等において機械等を取得し 第十三号」を「同項第十二号の二」に改める 律(令和二年法律第三十七号)の施行の日 ステムの開発供給及び導入の促進に関する法 部分に限る。) 特定高度情報通信技術活用シ 第二十二条の四第一項の改正規定(「同項

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」と 四第一項及び第二項」とする。 の二第三項」とあるのは「並びに第十条の五の五の四第一項及び第二項並びに第十条の五の四 のは「第二項」と、同条第八項中「、第十条の の間における改正後の東日本大震災の被災者等 いう。) から前条第三号に定める日の前日まで の二第三項」とあるのは「並びに第十条の五 規定の適用については、同条第四項第一号中 行令(以下「新令」という。)第十二条の二の に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施 「第二項、第十条の五の四の二第三項」とある

除額の特例に関する経過措置) (連結法人の法人税の額から控除される特別

第三条 施行日から附則第一条第三号に定める日 九条の四十六の二第二十七項」とあるの の前日までの間における新令第二十二条の四第 「前条第二十七項」とする。 項の規定の適用については、同項中「第三十 は、

#### 附則 七号) 抄 (令和二年六月二六日政令第二〇

(施行期日)

第一条 この政令は、 する。 令和四年四月一日から施行

(令和二年三月三一日政令第一二|第二条 別段の定めがあるものを除き、 る改正後の地方法人税法施行令、第三条の規定 規定による改正後の法人税法施行令(以下「新 (法人税法施行令等の一部改正に伴う経過措置 法人税法施行令」という。)、第二条の規定によ の原則) 第一条の

による改正後の租税特別措置法施行令(以下

新租税特別措置法施行令」という。)、

第四条

対する地方法人税について適用する。 年度(旧事業年度を除く。)の基準法人税額に する法人税及び施行日以後に開始する課税事業 則第十四条第一項に規定する旧事業年度(以下 年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和 条までにおいて同じ。) のこの政令の施行の日 施行令等の一部を改正する政令の規定は、法人 及び第二十四条の規定による改正後の法人税法 第九条の規定による改正後の国税通則法施行令 行令(以下「新震災特例法施行令」という。)、 に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施 の規定による改正後の東日本大震災の被災者等 (以下「施行日」という。) 以後に開始する事業 二年法律第八号。以下「改正法」という。) 附 (人格のない社団等を含む。以下附則第二十二 「旧事業年度」という。)を除く。)の所得に対

法律第三十四号。以下「旧法人税法」という。)同じ。)による改正前の法人税法(昭和四十年 得をいう。以下附則第三十八条までにおいて同法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所 前に開始した事業年度(旧事業年度を含む。) よる改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法 年法律第六十六号)、改正法第十六条の規定に る。)による改正前の国税通則法(昭和三十七 正法附則第一条第五号へに掲げる改正規定に限 おいて同じ。) による改正前の地方法人税法 改正法第四条の規定(改正法附則第一条第五号 おその効力を有するものとされる旧法人税法、 は、改正法附則第十四条第二項の規定によりな の基準法人税額に対する地方法人税について 開始した課税事業年度(旧事業年度を含む。) じ。) に対する法人税並びに法人の施行目前に 三十八条までにおいて同じ。)の連結所得(旧 項に規定する連結事業年度をいう。以下附則第 う。) が施行日前に開始した連結事業年度(同 の連結親法人事業年度(旧法人税法第十五条の いう。以下附則第三十九条までにおいて同じ。) 第二条第十二号の七の二に規定する連結法人を る改正規定に限る。附則第七条第二項において 三条の規定(改正法附則第一条第五号ロに掲げ の所得に対する法人税及び連結法人(改正法第 (平成二十六年法律第十一号。以下「旧地方法 二第一項に規定する連結親法人事業年度をい ハに掲げる改正規定に限る。附則第四十四条に 人税法」という。)、改正法第十三条の規定(改 別段の定めがあるものを除き、法人の施行日 以下「旧租税特別措置法」とい

令の規定は、なおその効力を有する。 係法律の臨時特例に関する法律施行令(以下 地方法人税法施行令、第三条の規定による改正行令」という。)、第二条の規定による改正前の 条第五号ヌに掲げる改正規定に限る。) による う。)、改正法第十七条の規定(改正法附則第一 改正前の法人税法施行令等の一部を改正する政 部を改正する政令及び第二十四条の規定による る法律施行令、第十三条の規定による改正前の 定による改正前の国税通則法施行令、第十一条 改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関 措置法施行令」という。)、第四条の規定による 前の租税特別措置法施行令(以下「旧租税特別 改正前の法人税法施行令(以下「旧法人税法施 という。)の規定に基づく第一条の規定による 前の所得税法等の一部を改正する法律(平成三 び改正法第三十条の規定(改正法附則第一条第 の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第 の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十 実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の 正規定に限る。)による改正前の租税条約等の の規定(改正法附則第一条第五号ルに掲げる改 三十七年法律第百四十四号)、改正法第十八条 改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義 六条の規定による改正前の法人税法施行令の一 び地方税法の特例等に関する法律施行令、第十 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及 する相互主義による所得税等の非課税等に関す の規定による改正前の外国居住者等の所得に対 十年法律第七号。以下「旧平成三十年改正法」 五号ネに掲げる改正規定に限る。) による改正 六号)、改正法第二十三条の規定による改正前 による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 「旧震災特例法施行令」という。)、第九条の規 一十九号。以下「旧震災特例法」という。)及 4 3 2

の臨時特例に関する法律施行令の一部改正に伴 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律

第六十三条 改正法附則第百三十六条第一項の規 る災害損失欠損金額に該当するものとみなされ の」とあるのは、「欠損金額(所得税法等の一 の規定の適用については、同項中「欠損金額 金額に係る旧法人税法施行令第百十六条第一項 た金額がある場合における同項の災害損失欠損 定により改正法附則第二十二条第三項に規定す 部を改正する法律 (令和二年法律第八号)

律第二十六号。

された金額を除く。)の」とする。 第百三十六条第一項(第二十三条の規定による 臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の 定する災害損失欠損金額に該当するものとみな 置)の規定により同法附則第二十二条第三項 による損失金の繰越しに関する経過措置)に規 (青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害

三第一項の指定があった日を含む連結事業年度 を含む。)に該当する法人は、新震災特例法施 条の四第八項第九号に規定する農業協同組合等 定の適用については、旧震災特例法第十八条の 行令第十八条の三第一項に規定する該当する法 いて同じ。)である旧租税特別措置法第四十二 七号に規定する連結親法人をいう。第五項にお じ。)終了の時において旧租税特別措置法第六 連結事業年度をいう。以下この条において同 十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法 (旧震災特例法第二条第三項第五号に規定する 人とみなす。 新震災特例法施行令第十八条の三第一項の規 (連結親法人 (旧震災特例法第二条第三項第

第二十三条の四第一項各号に掲げる規定とす 減価償却資産に関する特例を定めている規定と して政令で定める規定は、旧震災特例法施行令 改正法附則第百三十六条第十九項に規定する

例法施行令第二十三条の四第一項各号に掲げる 中「規定を」とあるのは、「規定又は旧震災特四十六条第六項の規定の適用については、同項 えて適用する場合及び改正法附則第百三十六条 り改正法附則第百十八条第五項の規定を読み替 二条の三の規定を適用する場合における附則第 第二十項の規定により新租税特別措置法第五十 規定を」とする。 改正法附則第百三十六条第十九項の規定によ

5 う。) 第十九条第三項(同条第九項において準 支配関係がある連結親法人)により行われた旧 法人との間に同項第十三号に規定する連結完全 該法人が旧震災特例法第二条第三項第三十三号 おいて、同条第三項の届出には、当該法人(当 用する場合を含む。)の規定を適用する場合に 特例に関する法律(以下「新震災特例法」とい 本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時 震災特例法第二十七条第三項の規定による同項 に規定する連結子法人であった場合には、当該 改正法第二十三条の規定による改正後の東日

の規定の適用を受ける旨の届出を含むものとす ものとし、新震災特例法施行令第十九条第八項 換資産には旧震災特例法第十九条第四項又は第 ついては、同条第七項及び第八項に規定する買 一十条第十四項に規定する連結買換資産を含む 新震災特例法施行令第十九条の規定の適用に

第二十七条から第二十九条までの規定の適用 第八項並びに第二十八条第八項及び第九項の規 度において旧震災特例法第二十七条第一項及び 九条第一項及び第八項並びに第二十条第七項及 ある場合を含むものとする。 項に規定する適用がある場合には旧震災特例法 のとし、新震災特例法施行令第十九条第三十八 第二十七条第一項に規定する買換資産を含むも 災特例法第二十八条第八項及び第九項の規定の 項に規定する特別勘定に係る買換資産には旧 項に規定する買換資産を含むものとし、新震災 は同項に規定する譲渡事業年度以後の各事業年 行令第十九条第三十三項に規定する買換資産に 四条第十一項前段に規定する金額の増額をしな 産の帳簿価額につき旧震災特例法施行令第二十 例法施行令第十九条第十一項に規定する増額を 法第十九条第十一項又は第二十条第十六項に規 震災特例法施行令第十九条第十項、第十一項及額の増額をしなかった場合を含むものとし、新 例法施行令第二十四条第八項前段に規定する金 定する当該買換資産の帳簿価額につき旧震災特 適用を受けた当該特別勘定に係る旧震災特例法 を受けた新震災特例法施行令第十九条第三十四 特例法第二十条第七項及び第八項の規定の適用 定の適用を受けた旧震災特例法第二十七条第一 び第八項の規定の適用を受けた新震災特例法施 かった場合を含むものとし、新震災特例法第十 定する連結買換資産を含むものとし、新震災特 び第十七項に規定する買換資産には旧震災特例 に規定する増額をしなかったときには同項に規 こなかったときには同項に規定する当該買換資

新震災特例法施行令第十九条第七項第一号に規 六項の規定により計算された金額との合計額 場合を含む。)の規定により損金の額に算入さ 定する損金の額に算入された金額とみなし、 れた金額及び旧震災特例法施行令第二十四条第 震災特例法第二十八条第八項において準用する ついては、旧震災特例法第二十七条第一項(旧 十五項の規定により計算された金額と同条第十 新震災特例法施行令第十九条の規定の適用に 旧

準用する場合を含む。以下この項において同特例法第二十七条第七項(同条第九項において む。) は新震災特例法施行令第十九条第十七項 項に規定する益金の額に算入された金額を含 買換資産の取得価額に算入されなかった金額 特例法施行令第十九条第十七項に規定する当該 第六十八条の七十八第八項の規定により新震災 七条第七項において準用する旧租税特別措置法 に規定する事情とみなし、旧震災特例法第二十 は新震災特例法施行令第十九条第十六項第二号 旧震災特例法第二十七条第四項に規定する事情 る取得価額に算入されなかった金額とみなし、 新震災特例法施行令第十九条第十六項に規定す 定する益金の額に算入された金額を含む。)は 租税特別措置法第六十八条の七十八第八項に規 災特例法第二十七条第七項において準用する旧 資産の取得価額に算入されなかった金額(旧震 法施行令第十九条第十六項に規定する当該買換 十八条の七十八第八項の規定により新震災特例 じ。) において準用する旧租税特別措置法第六 る益金の額に算入された金額とみなし、旧震災新震災特例法施行令第十九条第十五項に規定す 得の金額の計算上益金の額に算入された金額は 例法第二条第三項第三十四号に規定する連結所 第四項の規定により各連結事業年度の旧震災特 された金額とみなし、旧震災特例法第二十七条 十九条第十項第一号に規定する損金の額に算入 金額を加算した金額)は新震災特例法施行令第 四条第十七項ただし書の規定により計算された には、当該合計額に旧震災特例法施行令第二十 定により益金の額に算入された金額がある場合 第十七項において準用する場合を含む。)の規 第二十七条第十一項(旧震災特例法第二十八条 より計算された金額との合計額(旧震災特例法 により計算された金額と同条第十六項の規定に 旧震災特例法施行令第二十四条第十五項の規定 法人等において損金の額に算入された金額及び 災特例法第二十七条第十一項に規定する被合併 九条第十項に規定する連結買換資産につき旧震 含む。)の規定により旧震災特例法施行令第十 例法第二十八条第九項において準用する場合を 又は旧震災特例法第二十七条第八項(旧震災特 に規定する取得価額に算入されなかった金額と する旧租税特別措置法第六十八条の七十八第八 (旧震災特例法第二十七条第七項において準用 二十八条第八項において準用する場合を含む。)

割承継法人又は被現物出資法人に既に引き継 格現物出資により同項に規定する合併法人、分 条第五項に規定する適格合併、適格分割又は適 令第十九条第二十九項に規定する他の買換資産 の規定の適用を受けたものは新震災特例法施行 産で旧震災特例法第二十八条第八項及び第九項 震災特例法第二十七条第一項に規定する買換資 規定する取得に充てようとする額とみなし、旧 額は新震災特例法施行令第十九条第二十九項に 第五項第二号に規定する取得に充てようとする 項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額 資法人とみなし、旧震災特例法第二十八条第五 規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出 特例法施行令第十九条第二十八項に規定する他 及び第九項の規定の適用を受けたものは新震災 計算の基礎となった同項に規定する取得に充て 災特例法第二十八条第一項の特別勘定の金額の の七第二十四項各号に定める日とみなし、旧震 用する旧租税特別措置法施行令第三十九条の百 災特例法施行令第二十四条第二十項において準 準用する新租税特別措置法施行令第三十九条の 新震災特例法施行令第十九条第二十項において る旧租税特別措置法施行令第三十九条の百六第 例法施行令第二十四条第二十項において準用す 定する事情は新震災特例法施行令第十九条第十 三項に規定する期中特別勘定の金額のうちに同 第二十八条第一項の特別勘定の金額及び同条第 定の適用を受けたものとみなし、旧震災特例法 で新震災特例法第二十条第七項及び第八項の規 の計算の基礎となった同条第一項、第三項又は する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法 ぎを受けた特別勘定の金額を有する同項に規定 震災特例法第二十八条第五項の規定により引継 第八項の規定の適用を受けたものとみなし、旧 の買換資産で新震災特例法第二十条第七項及び する買換資産で旧震災特例法第二十八条第八項 みなし、旧震災特例法第二十七条第一項に規定 ようとする額は新震災特例法施行令第十九条第 て準用する新租税特別措置法施行令第三十九条 は新震災特例法施行令第十九条第二十項におい 六第二十一項第二号から第五号までに定める日 七第二十四項各号に掲げる資産とみなし、旧震 七項第二号に規定する事情とみなし、旧震災特 みなし、旧震災特例法第二十七条第十一項に規 人は新震災特例法施行令第十九条第二十九項に 一十八項に規定する取得に充てようとする額と 一十一項第二号から第五号までに掲げる資産は 9 8 算の基礎となる同号に規定する特別勘定の金額る場合において、同項第二号に定める金額の計 二十八条第一項の特別勘定の金額であるとき が連結事業年度において設けた旧震災特例法第 は、同号に規定する取得指定期間は、同項に規

うちに同項に規定する適格合併、適格分割又は の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額の場合とみなし、旧震災特例法第二十八条第五項 条第三十三項に規定する引き継いだものがある だものがある場合は新震災特例法施行令第十九 分割承継法人又は被現物出資法人に既に引き継 適格現物出資により同項に規定する合併法人、 る場合とみなす。 九条第三十四項に規定する引き継いだものがあ だものがある場合は新震災特例法施行令第十

新震災特例法第二十条第四項の規定を適用す

10

震災特例法第二十七条第一項

(旧震災特例法第

納税地の所轄税務署長の承認を受けたとき(旧ることが困難である場合において、当該法人が 間の初日から当該各号に規定する特別勘定の金受けたときを含む。)は、次の各号に定める期 各号に定める期間内に新震災特例法第十九条第め、新震災特例法第二十条第七項の法人が当該 ぎを受けた日(第三号に掲げる場合にあって 定める期間(第一号又は第二号に規定する引継 当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に するときは、同項に規定する取得指定期間は、 る場合において、次の各号に掲げる場合に該当 定する取得指定期間とする。 認を受けた場合には、当該承認をした税務署長 後三年以内において当該税務署長が認定した日 をした日を含む連結事業年度終了の日の翌日以 額又は期中特別勘定の金額の基礎となった譲渡 震災特例法施行令第十九条第二十六項の承認を 第三項に規定するやむを得ない事情が生じたた 業年度開始の日)以後に新震災特例法第十九条 は、連結事業年度に該当しないこととなった事 が認定した日)までの期間)とする。 (旧震災特例法施行令第十九条第二十六項の承 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をす 新震災特例法第二十条第七項の規定を適用す

を受けた日から同条第一項に規定する取得指 める特別勘定の金額である場合 当該引継ぎ 項の規定により引継ぎを受けた同項各号に定 別勘定の金額が旧震災特例法第二十八条第五 定期間の末日までの期間 新震災特例法第二十条第七項に規定する特

別勘定の金額が旧震災特例法第二十八条第五 新震災特例法第二十条第七項に規定する特

> 定める期中特別勘定の金額である場合 項の規定により引継ぎを受けた同項第二号に 第三項第一号に規定する期間 同条

三 新震災特例法第二十条第七項に規定する特 期間 旧震災特例法第二十八条第一項の特別勘定の別勘定の金額が連結事業年度において設けた 金額である場合 同項に規定する取得指定

項」と読み替えるものとする。 あるのは「令和二年改正令附則第六十三条第九 九項」と、同項第四号及び第五号中「前項」と 年政令第二百七号。第四号及び第五号において 「令和二年改正令」という。) 附則第六十三条第 法人の申請について準用する。この場合にお 定は、前項の税務署長の承認を受けようとする 人税法施行令等の一部を改正する政令(令和二 て、同条第二十六項中「同項」とあるのは「法 新震災特例法施行令第十九条第二十六項の規

災特例法第二十条第十項」とする。 項中「又は第六十五条の八第十項」とあるの る場合を含む。)の規定の適用については、同 条、第二十五条及び第二十九条において準用す 合における附則第二十二条第二項(附則第十八 は、「若しくは第六十五条の八第十項又は旧 旧震災特例法第二十条の規定の適用がある場

則第十一条第二項の規定の適用については、同の規定により読み替えて適用した場合には、附第四項の規定を旧震災特例法第二十五条第一項 第四項」とあるのは「若しくは第三十三条第四 項若しくは第三十三条第四項」とする。 より読み替えられた旧法人税法第二十五条第三 項又は旧震災特例法第二十五条第一項の規定に 震災特例法第二十五条第一項に規定する政令で 項中「生じた日」とあるのは「生じた日又は旧 定める事実が生じた日」と、「又は第三十三条 旧法人税法第二十五条第三項及び第三十三条

#### 五号) 則 抄 (令和三年三月三一日政令第一二

(施行期日)

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該

規定(「されたもの」の下に「又は確認を受加える部分に限る。)及び同条第三項の改正 たもの」の下に「又は確認を受けたもの」を 第二十九条の二第八項の改正規定(「され

二 第十二条の二第四項第一号の改正規定 ( 則第十四条第一項の規定(戸田日里・1・1けたもの」を加える部分に限る。)並びに附 の二第三項」を「、第十条の五の五第三項並第八項の改正規定(「並びに第十条の五の四 の一部を改正する等の法律(令和三年法律第に改める部分に限る。) 産業競争力強化法等 びに第十条の五の六第七項から第九項まで」 九項まで」に改める部分に限る。)及び同条 五の五第三項、第十条の五の六第七項から第 七十号)の施行の日 「第十条の五の四の二第三項」を「第十条の

た場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関 (企業立地促進区域等において機械等を取得し

規定の適用がある場合における改正後の東日本法等改正法」という。) 附則第十三条第一項の(令和二年法律第四十六号。以下「復興庁設置第二条 復興庁設置法等の一部を改正する法律 第十二条の二の二第一項の規定の適用について 例に関する法律施行令(以下「新令」という。) 大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特 次に定めるところによる。

提出のあった日とする。 る同条第一項に規定する企業立地促進計画の措法」という。) 第十八条第四項の規定によ 二十四年法律第二十五号)第十八条第四項の規定により福島復興再生特別措置法(平成の規定により福島復興再生特別措置法(平成復興庁設置法等改正法附則第十三条第一項 の福島復興再生特別措置法(以下「旧福島特 庁設置法等改正法第三条の規定による改正前 第四項の規定による提出のあった日は、復興 企業立地促進計画とみなされたもの(以下 規定により提出された同条第一項に規定する 「みなし企業立地促進計画」という。)の同条 2

一 この政令の施行の日(以下「施行日」とい 規定による提出のあった日は、当該変更の提十八条第七項において準用する同条第四項の 該変更についての福島復興再生特別措置法第の提出」という。) があった場合における当 う。)前に旧福島特措法第十八条第二項第二 出のあった日とする。 規定による提出(以下この号において「変更 て同条第七項において準用する同条第四項の 号に規定する企業立地促進区域の変更につい

用した場合の所得税額の特別控除に関する経過 (復興産業集積区域において被災雇用者等を雇

の令和三年以後の所得税法等の一部を改正する第三条 新令第十二条の三第一項の規定は、個人

という。)第十三条の規定による改正後の東日 第一項に規定する適用年の年分の所得税につい の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関 法第十三条の規定による改正前の東日本大震災 税について適用し、個人の令和二年以前の改正 特例に関する法律(以下「新法」という。)第 法律(令和三年法律第十一号。以下「改正法」 する法律(以下「旧法」という。)第十条の三 十条の三第一項に規定する適用年の年分の所得 本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時 ては、なお従前の例による。

等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関す る経過措置) (企業立地促進区域等において避難対象雇用者

第四条 復興庁設置法等改正法附則第十三条第 た日とする。 条第七項において準用する同条第四項の規定に 変更についての福島復興再生特別措置法第十八 の規定による提出(以下この項において「変更 条の三の二第三項及び第四項の規定の適用につ 項の規定の適用がある場合における新令第十二 の提出」という。)があった場合における当該 ついて同条第七項において準用する同条第四項 項第二号に規定する企業立地促進区域の変更に いては、施行日前に旧福島特措法第十八条第二 よる提出のあった日は、当該変更の提出のあっ

条第三項の認定を受けた日とする。 規定の適用がある場合には、同項の規定により 定する認定を受けた日は、旧福島特措法第二十 復興再生推進事業実施計画とみなされたものに を受けた同条第一項に規定する避難解除等区域 福島復興再生特別措置法第二十条第三項の認定 ついての新令第十二条の三の二第四項各号に規 復興庁設置法等改正法附則第十三条第二項の

関する経過措置) (個人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に

第五条 改正法附則第九十条の規定によりなおそ 施行令(以下「旧令」という。)第十三条の二 等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 の効力を有するものとされる旧法第十一条の一 の規定は、なおその効力を有する。 の規定に基づく改正前の東日本大震災の被災者 (企業立地促進区域等において機械等を取得し

た場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関 する経過措置)

|第六条 復興庁設置法等改正法附則第十三条第| 項の規定の適用がある場合における新令第十七

条の二の二第一項の規定の適用については、 あった日は、旧福島特措法第十八条第四項の 別措置法第十八条第四項の規定による提出の 定めるところによる みなし企業立地促進計画の福島復興再生特

規定による同条第一項に規定する企業立地促

第十八条第七項において準用する同条第四項 更の提出」という。)があった場合における 進計画の提出のあった日とする。 提出のあった日とする。 の規定による提出のあった日は、当該変更の 当該変更についての福島復興再生特別措置法 の規定による提出(以下この号において「変 いて同条第七項において準用する同条第四項 二号に規定する企業立地促進区域の変更につ 施行日前に旧福島特措法第十八条第二項第

用した場合の法人税額の特別控除に関する経過 (復興産業集積区域において被災雇用者等を雇

関する経過措置)

|第七条 新令第十七条の三第一項の規定は、法人 る経過措置) 等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関す 分の法人税については、なお従前の例による。 た旧法第十七条の三第一項に規定する適用年度 第十七条の三第一項に規定する適用年度分の法 において同じ。) の施行日以後に終了する新法 規定する人格のない社団等を含む。以下この条 の臨時特例に関する法律第二条第三項第一号に (企業立地促進区域等において避難対象雇用者 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 人税について適用し、法人の施行日前に終了し

第八条 復興庁設置法等改正法附則第十三条第一 条第七項において準用する同条第四項の規定に 変更についての福島復興再生特別措置法第十八 条の三の二第一項及び第二項の規定の適用につ 項の規定の適用がある場合における新令第十七 の提出」という。)があった場合における当該 ついて同条第七項において準用する同条第四項 項第二号に規定する企業立地促進区域の変更に いては、施行日前に旧福島特措法第十八条第二 た日とする。 よる提出のあった日は、 規定による提出(以下この項において「変更 当該変更の提出のあ

2 を受けた同条第一項に規定する避難解除等区域 福島復興再生特別措置法第二十条第三項の認定 規定の適用がある場合には、 復興庁設置法等改正法附則第十三条第二項の 同項の規定により

> 定する認定を受けた日は、旧福島特措法第二十 復興再生推進事業実施計画とみなされたものに 条第三項の認定を受けた日とする。 ついての新令第十七条の三の二第二項各号に規

次

関する経過措置) (法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に

第九条 改正法附則第百二条の規定によりなおそ の効力を有するものとされる旧法第十八条の二 おその効力を有する。 の規定に基づく旧令第十八条の二の規定は、 な

別控除に関する経過措置 等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特 (連結法人が企業立地促進区域等において機

第十条 復興庁設置法等改正法附則第十三条第一 用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に 附則第六条各号に定めるところによる。 項の規定の適用がある場合における新令第二十 (連結法人が復興産業集積区域において被災雇 二条の二の二第一項の規定の適用については、

第十一条 新令第二十二条の三第一項の規定は、 いては、なお従前の例による。 の三第一項に規定する適用年度分の法人税につ 該連結親法人による連結完全支配関係にある連 分の法人税について適用し、連結親法人又は当 適用年度(次項において「適用年度」という。) 結子法人の施行日前に終了した旧法第二十五条 終了する新法第二十五条の三第一項に規定する 又は当該連結親法人による同項第十三号に規定 新法第二条第三項第七号に規定する連結親法人 十三号に規定する連結子法人(以下この条にお する連結完全支配関係(以下この条において いて「連結子法人」という。)の施行日以後に (以下この条において「連結親法人」という。) 連結完全支配関係」という。)にある同項第三

がある場合における新令第二十二条の三第二項 して適用する新法第二十五条の三の規定の適用 金額は、次に掲げる金額の合計額とする。 の規定の適用については、同項第一号に掲げる 改正法附則第百十条第二項の規定によりみな

項に規定する旧被災雇用者等(以下この号に を受けた連結親法人又はその連結子法人が同 当該適用年度の連結所得(新法第二条第三項 おいて「旧被災雇用者等」という。)に対し 第三十四号に規定する連結所得をいう。) て支給する同項に規定する給与等の額のうち 改正法附則第百十条第二項に規定する指定 の

定する地域を含む市町村の区域を除く。)内律第百二十二号)第二条第三項第二号イに規 置法等改正法第二条の規定による改正前の東項に規定する旧復興産業集積区域(復興庁設 分の七に相当する金額 者等に対して支給するもの(次号において 日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法 受けた同項の旧復興推進計画に定められた同 市町村を除く。)の作成した同項の旧認定を 地方公共団体(福島県又は福島県の区域内の 改正法附則第百十条第二項に規定する旧認定 親法人又はその連結子法人が当該指定をした ら令和三年三月三十一日までの間に当該連結 の適用に係るもので平成三十一年四月一日か 正法附則第百十条第二項の規定によりみなし 金額の計算上損金の額に算入されるもの(改 する旧産業集積事業所に勤務する旧被災雇用 に所在する改正法附則第百十条第二項に規定 て適用する新法第二十五条の三第一項の規定 「特定給与等の額」という。) に限る。) の百

対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別(連結法人が企業立地促進区域等において避難 一 この項の規定を適用しないものとした場合 掲げる金額のうち特定給与等の額以外の金額 の百分の十に相当する金額 における新令第二十二条の三第二項第一号に

控除に関する経過措置)

第十二条 復興庁設置法等改正法附則第十三条第 あった日とする。 定による提出のあった日は、当該変更の提出の 十八条第七項において準用する同条第四項の規 当該変更についての福島復興再生特別措置法第 四項の規定による提出(以下この項において 更について同条第七項において準用する同条第 第二項第二号に規定する企業立地促進区域の変 十二条の三の二第一項及び第二項の規定の適用 については、施行日前に旧福島特措法第十八条 「変更の提出」という。)があった場合における 一項の規定の適用がある場合における新令第二

規定する認定を受けた日は、旧福島特措法第一 ついての新令第二十二条の三の二第二項各号に 復興再生推進事業実施計画とみなされたものに を受けた同条第一項に規定する避難解除等区域 福島復興再生特別措置法第二十条第三項の認定 規定の適用がある場合には、同項の規定により 十条第三項の認定を受けた日とする 復興庁設置法等改正法附則第十三条第二項の

却に関する経過措置 (連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償

第十三条 改正法附則第百十四条の規定によりな 条の二の規定に基づく旧令第二十三条の二の規 おその効力を有するものとされる旧法第二十六 定は、なおその効力を有する。

第十四条 新令第二十九条の二第四項及び第九項 については、なお従前の例による。 用に係る同条第十四項の申告書を提出した場合 関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用 災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に の規定は、令和四年一月一日以後に東日本大震 ついて適用し、同日前に同条第一項の規定の適 に係る同条第十四項の申告書を提出する場合に (相続税又は贈与税の特例に関する経過措置)

条の二の三第二項第一号に掲げる事業とみなし 四条第三項に規定する帰還環境整備交付金の交 付を受けて行われている事業は、新令第二十九 この政令の施行の際現に旧福島特措法第三十 同項の規定を適用する。

#### 0号) 附則 (令和三年三月三一日政令第一三

この政令は、 令和三年四月一日から施行す

#### 七号) 附 則 (令和四年三月三一日政令第一五

和四年法律第五十六号)の施行の日から施行す 営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令 行令第二十九条の二の二の改正規定は、農業経 に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施 る。ただし、第一条中東日本大震災の被災者等 この政令は、 令和四年四月一日から施行す

#### 附 号) 則 (令和五年三月三一日政令第一五

(施行期日)

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行 する。 (個人の被災代替資産等の特別償却に関する経

過措置)

第二条 所得税法等の一部を改正する法律(令和 るものとされる改正法第十六条の規定による改 則第六十一条の規定によりなおその効力を有す 五年法律第三号。以下「改正法」という。) 附 法律の臨時特例に関する法律(以下「旧法」と 正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係 いう。)第十一条の二(第一項の表の第一号及

> び第二号に係る部分に限る。) の規定に基づく 項(第一号から第三号までに係る部分に限る。) 係法律の臨時特例に関する法律施行令(以下 改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関 「旧令」という。)第十三条の二第一項及び第二 (法人の被災代替資産等の特別償却に関する経 規定は、なおその効力を有する。

第三条 改正法附則第六十二条第一項の規定によ までに係る部分に限る。)の規定は、なおその 係る部分に限る。次項において同じ。)の規定 りなおその効力を有するものとされる旧法(次 効力を有する。 に基づく旧令第十八条の二(第一号から第三号 項において「旧効力震災特例法」という。)第 十八条の二(第一項の表の第一号及び第二号に 過措置)

2 法人が、租税特別措置法第四十二条の四第十九 ずれかの法人が同法第四条の三に規定する受託 をいう。以下この項において同じ。)のうちい 法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人 条の三に規定する受託法人(他の通算法人(同 該各号の下欄に掲げる割合)」とあるのは、 に規定する農業協同組合等である場合には、 項第七号に規定する中小企業者又は同項第九号 に対する旧効力震災特例法第十八条の二の規定 法人に該当する場合における通算法人を含む。) 合」とする。 の適用については、同条第一項中「割合(当該 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第四 割

施行する

に改める部分を除く。)は、

同年六月一日から

の税率の特例に関する経過措置 (被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税

第四条 改正法附則第六十三条第二項又は第三項 る旧法第四十三条の規定に基づく旧令第三十四 条の規定は、なおその効力を有する。 の規定によりなおその効力を有するものとされ

2 る改正法附則第五十四条第七項に規定する届出 係る製造業を承継した相続人(包括受遺者を含 第七条第一項に規定する製造免許をいう。)に 以下この項において同じ。)の製造免許(同法 第六号)第二条第一項に規定する酒類をいう。 む。)により酒類(酒税法(昭和二十八年法律 提出した者を除く。)から相続(包括遺贈を含 用する改正法附則第五十四条第八項の届出書を とし、改正法附則第六十三条第七項において準 書を提出した被相続人(包括遺贈者を含むもの むものとし、 改正法附則第六十三条第七項において準用す 改正法第十条の規定による改正後

> みなして、改正法附則第六十三条第七項におい 場)の所在地を所轄する税務署長に提出したと 第七項に規定する届出書を酒類の製造場(二以 第七項において準用する改正法附則第五十四条 用を受けた場合において、当該相続人が同条第 を除く。)が酒税法第十九条第二項の規定の 号)第八十七条第一項の規定の適用を受けた者 を適用する。 きは、当該相続人が令和六年三月三十一日まで の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六 て準用する改正法附則第五十四条第七項の規定 に当該届出書を当該税務署長に提出したものと 一項の申告をするまでに改正法附則第六十三条 上の製造場を有するときは、いずれか一の製造

## 則 (令和五年六月九日政令第二〇五

この政令は、 公布の日から施行する。

号

める部分及び「第七項まで」を「第八項まで」 規定(「第十条の五の四第一項及び第二項」を る。ただし、第十二条の二第四項第一号の改正 「第十条の五の四第一項から第四項まで」に改 この政令は、令和六年四月一日から施 五号) 附 則 (令和六年三月三〇日政令第一五